

行政文書開示請求書

2010年12月19日

内閣情報官
 (内閣府副長官補) 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

法制
 秘密保全の在り方に関する検討チームと作業グループで用いられた資料、議事内容のわかるもの、「「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について」(案でも可)

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日>

写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	 又入印紙をはってください。	
---------------------	---	---

*この欄は記入しないでください。

担当課等	
備考	H22.12.21 あて先及び請求する行政文書の名称等欄の記載を補正し、請求への電子受付済。

行政文書開示等決定通知書

様

内閣情報官

植松 信一

平成 22 年 12 月 19 日付け行政文書の開示請求（平成 22 年 12 月 21 日付け受付）
について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第
1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- (1) 第 1 回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合 議事録
- (2) 第 2 回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合 議事録※
- (3) 第 3 回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合 議事録※
- (4) 第 1 回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ 議事録
- (5) 第 2 回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ 議事録
- (6) 第 3 回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ 議事録※
- (7) 第 4 回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ 議事録
- (8) 第 5 回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ 議事録※

※印付きは「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（案）」含む

2 不開示とした部分とその理由

上記 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7) 及び (8) 中、
安全保障に関する秘密が漏えいされた場合の対応についての内容が記載されている
部分は、公にすることにより、不当な目的を持った者の働きかけにより秘密の漏えい
を引き起こすなど、我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第 5 条第 3 号
に該当するとともに、秘密の漏えい工作が惹起されるなど、犯罪の予防その他公共の
安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれもあることから、法第 5 条第 4 号に該当する
ため不開示とした。

我が国の情報関係省庁の情報保全や情報収集に関する内容が記載されている部分は、公にすることにより、当該省庁を始めとする政府における情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

秘密保全法制の在り方に関する関係省庁相互間における審議、検討若しくは協議の対象とされた事項についての具体的な内容が記載されている部分は、当該事項については、政府において引き続き検討が行われていることから、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、同室が行う情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

警察庁の警部又は同相当職以下の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することができるとともに、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号及び第4号に該当するため不開示とした。

公安調査庁の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、調査対象団体により人物を特定されるおそれがあり、同人に対する調査対象団体による働き掛けの危険性が高まるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び事務の適切な遂行に支障をもたらすおそれがあることから、法第5条第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

外務省の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、わが国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、事業又は事業の適切な遂行に支障をもたらすおそれがあることから、法第5条第3号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

- * この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A4判文書 429枚 （内訳） 白黒351枚 カラー78枚	①閲覧	100枚までにつき 100円	500円	200円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	4290円	3990円
	③複写機によりカラーで複写したものの交付	カラー1枚につき 20円	5070円	4770円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	4390円	4090円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（注）CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

（2） 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：平成23年1月25日から平成23年3月25日まで（行政機関の休日を除く。）

時：10：00から17：00まで（12：00～13：00を除く。）

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

（3） 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料：500円（ゆうパック）

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（内線83406）

保存期間 30年・10年・5年・3年・1年

(文書処理上の記事)	文書番号	閣情第4号
	受付	平成22年12月21日
	起案	平成23年1月18日
	決裁・拱覽	平成23年1月20日
	施行	平成23年1月20日
	専決番号	別表 —

内閣情報官



次長



内閣審議官 (総務部主幹)





内閣参事官



内閣事務官



起案者

氏名 

(件名)  からの情報公開請求について

(伺い)

標記の件、平成22年12月21日受付けの情報公開請求について、対象文書は
秘密保全法制の在り方に関する検討チームと作業グループ関連文書です。

については、別紙案のとおり、提出してよろしいか伺います。

決 裁 要 旨

所 属	本室・総務・[REDACTED]	氏 名	[REDACTED]	内 線	[REDACTED]
内 容	情報公開請求	期 限	平成23年1月20日（木）		
<p>◎ [REDACTED]からの情報公開請求について</p> <p>○ 昨年12月21日受付けで秘密保全法制の在り方に関する検討チームと作業グループに関する議事録等の情報公開請求がありました。（請求書別添）</p> <p>○ 平成20年4月から21年4月の間、検討チーム3回及び作業グループ5回開催されたところ、文書の内訳は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録※ ・ 出席者（実績）※ ・ 配席図※ ・ 議事進行要旨 ・ 副長官発言要旨 ・ 議事次第 ・ 秘密保全法制の在り方に関する検討について※ ・ 審議官説明要旨※ ・ 参考資料 ・ 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について※ <p>○ ※印付は、下記の理由による不開示部分があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録、「基本的な考え方」については、審議・検討の過程にあるため（5条5号）、また、一部においては、国の安全（5条3号）、犯罪予防（5条4号）、事務の適正な遂行のため（5条6号）。 ・ 内調の課長級相当職未満の職員氏名については、国の安全及び事務の適正な遂行のため（法第5条第3号及び第6号）。 <p>○ ついては、別紙案のとおり、行政文書開示等通知書を提出してよろしいか伺います。</p>					

行政文書開示請求書

2010年12月19日

内閣情報官

伊藤 勇副長官補 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるように行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

法制
 秘密保全の在り方に関する検討チームと作業グループで用いられた資料、議事内容のわかるもの、「「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について」(案でも可)

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日>

写しの送付を希望する。

開示請求手数料
(1件300円)



又入印紙をはってください。



*この欄は記入しないでください。

担当課等	
備考	H22.12.21 あて先及び請求する行政文書の名称等欄の記載を修正し、請求への電話連絡済。

行政文書開示等決定通知書

様

内閣情報官

植松 信一

平成22年12月19日付け行政文書の開示請求（平成22年12月21日付け受付）
について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第
1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- (1) 第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合 議事録
- (2) 第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合 議事録※
- (3) 第3回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合 議事録※
- (4) 第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ 議事録
- (5) 第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ 議事録
- (6) 第3回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ 議事録※
- (7) 第4回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ 議事録
- (8) 第5回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ 議事録※

※印付きは「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（案）」含む

2 不開示とした部分とその理由

上記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)中、
安全保障に関する秘密が漏えいされた場合の対応についての内容が記載されている
部分は、公にすることにより、不当な目的を持った者の働きかけにより秘密の漏えい
を引き起こすなど、我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号
に該当するとともに、秘密の漏えい工作が惹起されるなど、犯罪の予防その他公共の
安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれもあることから、法第5条第4号に該当する
ため不開示とした。

我が国の情報関係省庁の情報保全や情報収集に関する内容が記載されている部分は、公にすることにより、当該省庁を始めとする政府における情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

秘密保全法制の在り方に関する関係省庁相互間における審議、検討若しくは協議の対象とされた事項についての具体的な内容が記載されている部分は、当該事項については、政府において引き続き検討が行われていることから、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、同室が行う情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

警察庁の警部又は同相当職以下の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することができるとともに、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号及び第4号に該当するため不開示とした。

公安調査庁の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、調査対象団体により人物を特定されるおそれがあり、同人に対する調査対象団体による働き掛けの危険性が高まるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び事務の適切な遂行に支障をもたらすおそれがあることから、法第5条第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

外務省の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、わが国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、事業又は事業の適切な遂行に支障をもたらすおそれがあることから、法第5条第3号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

*同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A4判文書 429枚 （内訳） 白黒351枚 カラー78枚	①閲覧	100枚までにつき 100円	500円	200円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	4290円	3990円
	③複写機によりカラーで複写したものの交付	カラー1枚につき 20円	5070円	4770円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	4390円	4090円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（注） CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

（2） 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：平成23年1月25日から平成23年3月25日まで（行政機関の休日を除く。）

時：10：00から17：00まで（12：00～13：00を除く。）

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

（3） 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料：500円（ゆうパック）

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（内線83406）

第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合 議事録

1 日 時：20. 4. 22 (火) 1500～1535

2 場 所：官邸地下危機管理センター 本部室

3 案 件：秘密保全法制の在り方に関する検討について

4 出席者：出席者（実績）のとおり（別添1）

5 資 料：

- 配席図（別添2）
- 議事進行発言要旨（案）（別添3）
- 二橋内閣官房副長官 発言要旨（案）（別添4）
- 議事次第（別添5）
- 秘密保全法制の在り方に関する検討チームの設置について（別添6）
- 作業グループの構成等について（別添7）
- 秘密保全法制の在り方に関する検討について（別添8）

6 概 要：

二橋内閣官房副長官による冒頭挨拶（別添4）、作業グループの構成等の決定の紹介、木坂審議官による秘密保全法制の在り方に関する検討チームについての説明が行われた後、以下のとおりの議論を行った。なお、会合の結びにおいて、広報・マスコミ対応に関して、内調に一元化することとし、「我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方についての論点等について検討を行った」という応答を行うこととしており、マスコミ等からの問い合わせがあった場合は、内調の石田内閣参事官に連絡をとるよう依頼して会合を終了した。

[Redacted]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

以上

第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合
出席者（実績）

平成20年4月22日（火）1500～1535

於：官邸地下危機管理センター本部室

構成員	出席者氏名
内閣官房副長官（事務）	二橋 正弘
内閣危機管理監	野田 健
内閣情報官	三谷 秀史
内閣官房副長官補 （外政担当）	安藤 裕康
内閣官房副長官補 （安全保障・危機管理担当）	柳澤 協二
警察庁警備局長	池田 克彦
公安調査庁次長	北田 幹直
外務省国際情報統括官	【代理】堀之内 秀久 （国際情報統括官組織参事官）
防衛省防衛政策局長	【代理】鈴木 敦夫 （調査課長）
内閣官房内閣審議官	木坂 慎一

※ 15時25分頃 安藤副長官補 退室

15時34分頃 二橋副長官 退室

第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合 配席図
(20.4.22 (火) 1500~1530 於：官邸地下危機管理センター本部室)

○補
○補 内閣官房副長官補(安危)

○危 内閣危機管理監

○副
○副 内閣官房副長官

○補 内閣官房副長官補(外政)

○調 内閣情報官

警察庁警備局長

公安調査庁次長 公調○

外務省国際情報統括官 外○
外○

防衛省防衛政策局長

内閣審議官
(内調)

○調 ○調 ○調 ○調

出入口

第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合議事進行発言要旨（案）
（平成20年4月22日（火）15：00～15：30 於：官邸危機管理センター）

ただいまから第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合を開催いたします。

本日の議題は、「秘密保全法制の在り方に関する検討について」であります。まずは、第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合を開催するにあたり、議長からご挨拶をいただきたいと存じます。

（二橋内閣官房副長官挨拶）

次に、お手元に「作業グループの構成等について」と題する資料がございますが、内閣官房長官決裁「秘密保全法制に関する検討チームの設置について」に従い、このように議長の決定がありましたことをここで御紹介させていただきます。

続きまして、「秘密保全法制の在り方に関する検討について」であります。本件につき、私から御説明いたします。

（木坂審議官説明）～説明要旨参照～

ありがとうございました。

その他、特に御質疑、御意見がなければ、以上で第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合を終わらせていただきますが、広報・マスコミ対応について、事務的な連絡をさせていただきます。

本会合に関するマスコミ対応については、内閣情報調査室に一元化させていただきたいと存じます。応答要領としては、「我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方についての論点等について検討を行った」というラインで答えることとしておりますので、本件につき、マスコミ等から問い合わせがあった場合は、内閣情報調査室総務部の石田内閣参事官に連絡をとるよう、ご配慮いただければ幸いです。

本日は、お忙しい中、第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合に御出席いただきありがとうございました。

二橋内閣官房副長官 発言要旨(案)

(秘密保全法制の在り方に関する検討チーム(第一回))

本会合を開催するにあたり、一言御挨拶を申し述べます。

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化する必要がありますが、情報機能を強化するに当たっては、情報の保全の徹底がその前提となります。

先の「情報機能強化検討会議」において取りまとめられた「官邸における情報機能の強化の方針」では、情報の保全の徹底に関する事項のうち、「秘密保全に関する法制の在り方」について、現在の我が国における秘密保全に関する法令の問題を解消するため、真にふさわしい法制の在り方について継続して検討するとされたところであります。

本検討チームは、これを受けた官房長官の指示により設置されたものであり、本日、その第一回会合を開催することとしたものであります。

本検討チームにおいては、諸外国における現状と実態や我が国の実情を踏まえ、真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を進めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合

議事次第

(平成20年4月22日(火) 15:00~15:30 於:官邸危機管理センター)

1 議長挨拶(二橋内閣官房副長官)

2 秘密保全法制の在り方に関する検討について(木坂内閣審議官)

秘密保全法制の在り方に関する検討チームの設置について

平成20年4月2日
内閣官房長官決裁

- 1 秘密保全に関する我が国及び諸外国の実情を踏まえ、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を行うため、内閣に秘密保全法制の在り方に関する検討チーム（以下「検討チーム」という。）を設置する。
- 2 検討チームの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣危機管理監
構成員	内閣官房副長官補（外政担当）
	内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）
	内閣情報官
	警察庁警備局長
	公安調査庁次長
	外務省国際情報統括官
	防衛省防衛政策局長
	内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室）
- 3 検討チームの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 検討チームの下に関係行政機関の職員による作業グループを置き、検討チームにおける検討を補佐させるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、検討チームの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

作業グループの構成等について

平成20年4月2日
秘密保全法制の在り方に
関する検討チーム議長決定

- 1 秘密保全法制の在り方に関する検討チームに置く作業グループの構成は、次のとおりとする。

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）（座長）
内閣官房内閣参事官（外政担当）
内閣官房内閣参事官（安全保障・危機管理担当）
警察庁警備局警備企画課危機管理企画官
公安調査庁総務部総務課審理室長
外務省第一国際情報官
防衛省防衛政策局調査課情報保全企画室長
その他座長の指名する者

- 2 作業グループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

秘密保全法制の在り方に関する検討について

(第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合)

平成20年4月22日

秘密保全法制の在り方に関する検討チーム設置の趣旨

今般の秘密保全法制の在り方に関する検討チームは、

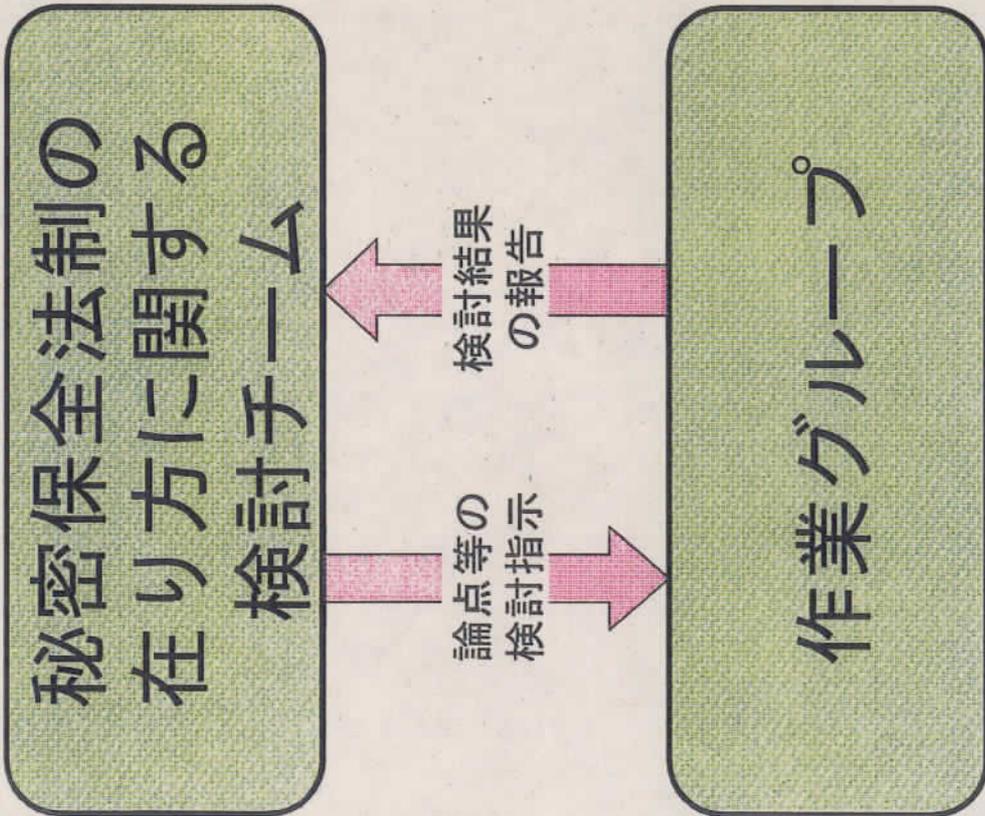
・ 複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化する必要があるが、情報機能の強化に当たっては、情報の保全の徹底がその前提となるものであるとの認識の下、

・ **現在の秘密保全に関する法令の問題点を解消するため、**

・ **秘密保全に関する我が国及び諸外国の実情を踏まえ、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討**

を行うために設置。

秘密保全法制の在り方の検討体制



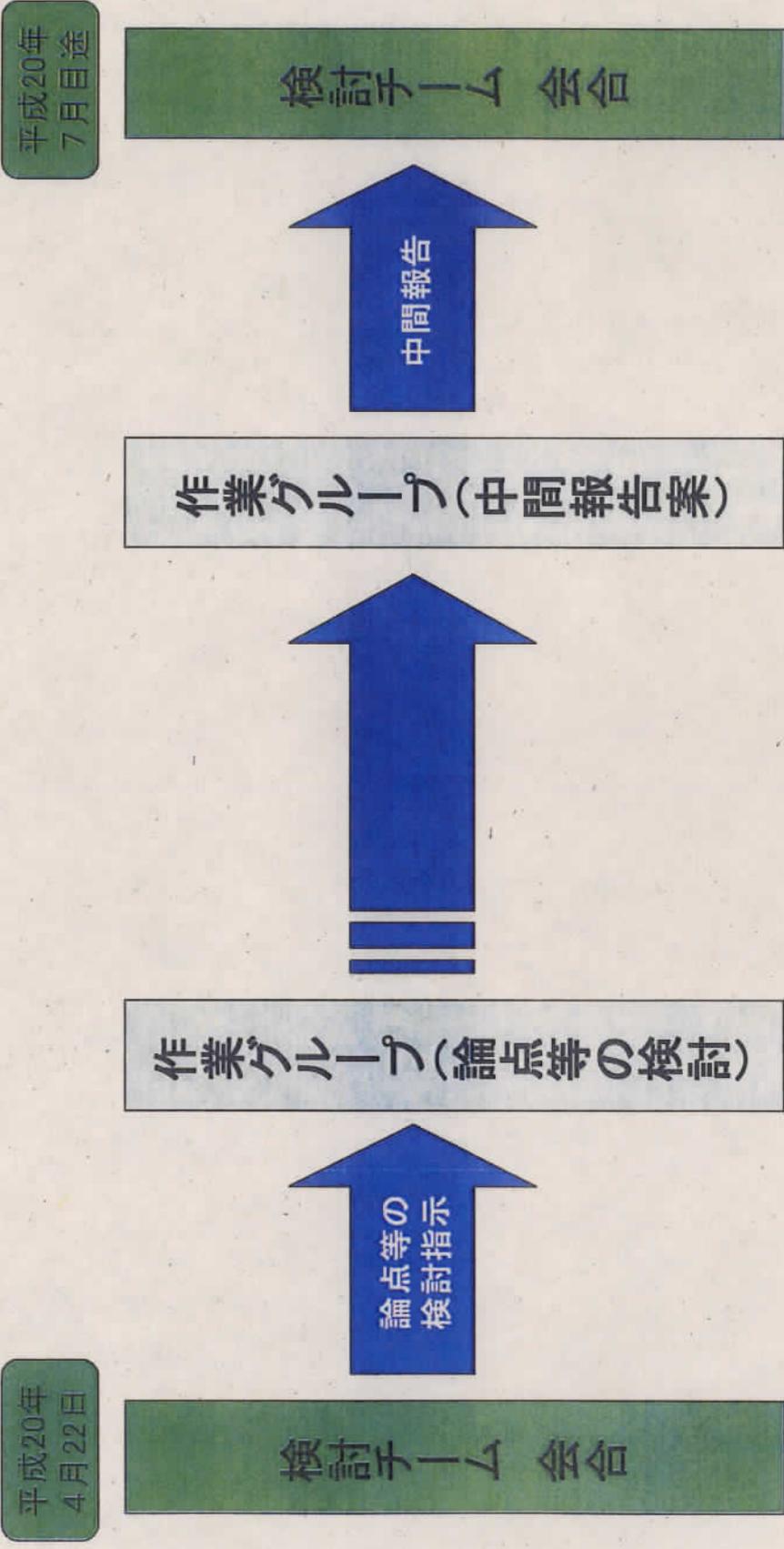
【検討チーム】

- 議長 内閣官房副長官(事務)
- 副議長 内閣危機管理監
- 構成員 内閣官房副長官補(外政)
- 内閣官房副長官補(安全保障・危機管理)
- 内閣情報官
- 警察庁警備局長
- 公安調査庁次長
- 外務省国際情報統括官
- 防衛省防衛政策局長
- 内閣官房内閣審議官(内閣情報調査室)
- その他議長が必要と認める者

【作業グループ】

- 座長 内閣官房内閣参事官(内閣情報調査室)
- 内閣官房内閣参事官(外政)
- 内閣官房内閣参事官(安全保障・危機管理)
- 警察庁警備企画課危機管理企画官
- 公安調査庁総務部総務課審理室長
- 外務省第一国際情報官
- 防衛省防衛政策局調査課情報保全企画室長
- その他座長の指名する者

秘密保全法制の在り方の検討スケジュール



秘密保全法制についての主な検討課題

○ 秘密保全法制の目的・必要性

秘密保全法制の目的・必要性としては、外国情報機関等の情報収集活動による秘密漏えいの防止／情報の保全を図ることによる政府部内における情報共有の促進／情報の保全を図ることによる安全保障・危機管理に係る外国との情報共有の促進、が考えられる。

1 秘密保全の対象及びその範囲

防衛秘密及び特別防衛秘密には重い罰則があるもの、それ以外の秘密は、いかに国家的に重要なものでも公務員法等の守秘義務が課されるだけであるが、重い罰則等により保護すべき秘密の対象を何とし、どこまでの範囲とすることが適切か。

2 規制対象者の範囲

委託業者等、規制の対象者をどこまでとするのが適切か。

3 処罰の対象となる行為

4 罰則

防衛秘密及び特別防衛秘密以外の秘密は、いかに国家的に重要なものであっても公務員法等の懲役刑は1年以下と罰則が軽い、どの程度の刑罰が適切か。

5 行政措置

セキュリティクリアランス制度等の行政措置については、どのようなものを設けることが適切か。

6 司法手続

「主な検討課題」を踏まえた取り得るオプション〜その1

1 保全する秘密の対象及びその範囲

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

「主な検討課題」を踏まえた取り得るオプション~その2

2 規制対象者の範囲

[Redacted]

3 規制対象行為及び規制の方法

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

「主な検討課題」を踏まえた取り得るオプション~その3

4 罰則

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

5 行政措置

[Redacted]

[Redacted]

6 司法手続

[Redacted]

[Redacted]

第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合

木坂審議官説明要旨（案）

20.4.22（火）15:00～15:30 於：官邸危機管理センター

本日の議題である「秘密法全法制の在り方に関する検討について」について、資料に沿って説明する。

1 本検討チーム設置の趣旨の確認（1ページ）

まず始めに、本検討チーム設置の趣旨について説明する。

今般の秘密保全法制の在り方に関する検討チームは、

- ・ 複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化する必要があるが、情報機能の強化に当たっては、情報の保全の徹底がその前提となるものであるとの認識の下、
- ・ 現在の秘密保全に関する法令の問題点を解消するため、
- ・ 秘密保全に関する我が国及び諸外国の実情を踏まえ、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討

を行うため、先程の二橋副長官の御挨拶にもあったが、官房長官の指示に基づき設置されたものである。

2 秘密保全法制の在り方の検討体制（2ページ）

秘密保全法制の在り方の検討体制について説明する。

先程作業グループについての議長決定について説明があったが、本検討チームの下に、資料にあるとおり、課室長級からなる作業グループが設置された。

後程説明する論点等について、作業グループにおいて詳細に詰めた検討をし、その結果を本検討チームに報告してもらい、本検討チームにおいてその報告について検討をすることとなる。

3 秘密保全法制の在り方の検討スケジュール（3ページ）

次に、検討のスケジュールについてであるが、本日の検討チームの会合を受けて、諸論点について作業グループで詳細な検討を行い、その結果を中間報告として取りまとめ、本年7月を目途に本検討チームの第2回会合に報告してもらうことといたしたい。

4 秘密保全法制についての主な検討課題（4ページ）

次に、秘密保全法制についての主な検討課題について説明する。

現行法制及び外国法制を概観したものが参考資料の3ページ及び4ページにある。

情報機能強化検討会議の調整委員会においても議論していただいたところであるが、これらから秘密保全法制についての主な検討課題として、資料の4ページにあるとおりの検討課題が挙げられる。

まず、「○ 秘密保全法制の目的・必要性」であるが、

- ・一つには、外国情報機関等の情報収集活動による秘密漏えいの防止
- ・二つには、情報の保全を図ることによる政府部内における情報共有の促進
- ・三つには、情報の保全を図ることによる安全保障・危機管理に係る外国との情報共有の促進

が考えられるところである。

次に、「① 秘密保全の対象及びその範囲」について、防衛秘密及び特別防衛秘密には重い罰則があるものの、それ以外の秘密は、いかに国家的に重要なものでも公務員法等の守秘義務が課されるだけであるが、重い罰則等により保護すべき秘密の対象を何とし、どこまでの範囲とすることが適切か、という課題がある。

「② 規制対象者の範囲」について、

、委託業者等、規制の対象者をどこまでとするのが適切か、という課題がある。

「③ 処罰の対象となる行為」について、

「④ 罰則」について、防衛秘密及び特別防衛秘密以外の秘密は、いかに国家的に重要なものであっても公務員法等の懲役刑は1年以下と罰則が軽いが、どの程度の刑罰が適切か、という課題がある。

「⑤ 行政措置」について、セキュリティクリアランス制度等の行政措置については、どのようなものを設けることが適切か、という課題がある。

「⑥ 司法手続」について、

5 「主な検討課題」を踏まえた取り得るオプション（5～7ページ）

いま説明した「主な検討課題」を踏まえ、若干具体的な法制のイメージとして、取り得るオプションを説明する。

（1）保全する秘密の対象及びその範囲

[Redacted text block]

(2) 規制対象者の範囲、規制対象行為及び規制の方法

[Redacted text block]

(3) 罰則

[Redacted text block]

(4) 行政措置

[Redacted text block]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(5) 司法手続

6 今後の検討について

以上ご説明してきたが、今後の検討については、基本的には、ただいま説明をした「主な検討課題」と「オプション」について、諸論点を詰めていくことが必要であると考えます。

そして、これら検討の詳細については、先程説明したように、作業グループにおいて詰めていき、その結果について報告をしてもらうこととしたいが、その作業グループにおける検討に示唆を与えるためにも、まずは、この場において、特に最後の「主な課題」と「オプション」について、忌憚のないご意見を賜りたい。

(意見が出された場合)

それでは、ただいま頂いた御意見を踏まえながら、今後作業グループにおいて検討させることとしたい。

(意見がなかった場合)

それでは、ただいま御説明させていただいた「主な検討課題」と「オプション」について、作業グループにおいて検討させることとしたい。

以上

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

参 考 資 料

秘密保全法制に関する主な提言等～その1

「『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書」 (平成16年10月安全保障と防衛力に関する懇談会)

第2部 新たな安全保障戦略を実現するための政策課題

1 統合的安全保障戦略の実現に向けた体制整備

(2) 情報能力の強化

ウ 情報の保全体制の確立

共有した情報が外部に漏洩するようであれば、情報の共有は困難となり、機微にふれる国際情報の持続的取得も妨げられるであろう。国を挙げて情報の集約・分析・活用を進めるには、情報の厳格な保全体制の確立が不可欠の前提となる。このため、安全保障・危機管理情報を扱う関係者に共通の厳格かつ明確な情報保全ルールを作り、実施することが不可欠である。その際、機密情報漏洩に関する罰則の強化も検討すべきである。

「対外情報機能強化に向けて」 (平成17年9月対外情報機能強化に関する懇談会)

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

また、この法体系に則って、政府において秘密指定基準やその扱いにつき各省庁に共通の規則を定めることが求められる。なお、秘密保全に関する法体系を整備するに当たっては、情報公開の視点を忘れてはならず、秘密の解除基準をも併せ明確に定める点が必要である。

秘密保全法制に関する主な提言等～その2

「国家の情報機能強化に関する提言」 (平成18年6月自由民主党国家の情報機能強化に関する検討チーム)

- 4. 情報共有の促進・情報コミュニティの緊密化と秘密保持
- (1) 政府全体での情報共有の仕組みをつくり、情報共有促進のためにも各省共通の情報の保全基準(クリアランス)の制定、情報衛星等の技術的な情報活動の強化、音声・電磁波の漏洩防止あるいはデータベースへの侵入防止対策等における最新ハイテク技術の活用を図る。
- (2) 国家の秘密に接する全ての者に秘密保持を義務づける法体系(罰則規定を含む)の新設・整備等を行う。

「外交力強化へのアクション・プラン10」 (平成19年6月自由民主党外交力強化に関する特命委員会)

- II. 「アクション・プラン10」
- 9. 情報体制: 「回って、上がって、漏れない」政府全体の情報体制を構築
(略)
- ・情報共有の大前提となるセキュリティ・クリアランス制度を導入し、特別職公務員をも対象とする新たな秘密保全法制の整備を進める。
(略)

我が国における秘密保全に関する現行法制

	公務員法等に規定する秘密	防衛秘密	特別防衛秘密 (MDA秘密)
秘密の対象	職務上知ることのできた秘密	自衛隊についての自衛隊法別表第四に掲げる事項であって、公になっていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(特別防衛秘密に該当するものを除く。)で、防衛大臣が指定したもの	MDA協定等に基づき、米国政府から供与された装備品等の構造、性能、使用の方法等に関する文書、図画、物件又は情報で公になっていないもの
対象者	一般職の公務員(ただし、自衛官や大使等を含む。) 【国務大臣、副大臣、大臣政務官等の特別職国家公務員は含まれない。】	防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 ・ 防衛省職員 ・ 国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者 ・ 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造等を業とする者	一般国民も対象
対象行為	漏えい行為 【企て、教唆、幫助行為も規定。ただし、漏えいの未遂・過失犯、探知・収集行為は規定せず。】	漏えい行為 【共謀、教唆、煽動行為、漏えいの未遂・過失犯も規定。ただし、探知・収集行為は規定せず。】	漏えい行為 【陰謀、教唆、煽動行為、漏えいの未遂・過失犯、探知・収集行為も規定。】
罰則	1年以下の懲役又は50万円(自衛隊法に規定する隊員、外務公務員法に規定する外務職員以外の外務公務員等は3万円)以下の罰金	5年以下の懲役(漏えいの正犯)	10年以下の懲役(不当目的探知収集行為・業務者の漏えい等)
根拠	国家公務員法第100条第1項、外務公務員法第4条第1項、自衛隊法第59条第1項、地方公務員法第34条第1項	自衛隊法第96条の2第1項	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第1条第3項

各国の秘密保全法制の概要(米、英、独、仏)

国を害する行為(利敵行為)

米 安全保障関係情報を外国勢力へ伝達等

英 敵に有用である暗号等を取得、伝達

独 国家機密を外国勢力へ伝達等

仏 情報等を外国勢力へ伝達

※行為の主体に制限はない

死刑又は終身若しくは不定期の自由刑

3年以上7年以下の自由刑

1年以上の自由刑(重い事態は終身)

15年以下の禁固及び罰金

国家秘密の漏洩

米 安全保障関係情報の伝達等

英 国の機密情報の持出し

独 次の情報の権限なき有害な開示

仏 防諜・諜報、国防、国際関係、捜査関係

※防諜・諜報機関の要員の場、権限なき開示のみで違法

国家機密を伝達又は公表

漏えい目的で国防の秘密の横領等

※公務員等、職務上、情報を保有する者が主体

10年以下の自由刑又は罰金

1年以下の自由刑又は罰金

2年以下の自由刑又は罰金
(即決裁判の場合6月以下)

6月以上5年以下の自由刑
(重い事態は1年以上10年以下)

7年以下の懲役及び罰金

配付先 → 審議官、総務主幹、総務総括、保全参事官

メ
特に嚴重な取り扱いを要する
モ

第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合 議事録

1 日時：平成20年10月7日（火）1630～1651

2 場所：官邸3階南会議室

3 案件：秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について

4 出席者：出席者（実績）のとおり（別添1）

5 庶務資料：

- 配席図（別添2）
- 議事進行発言要旨（案）（別添3）
- 漆間内閣官房副長官 発言要旨（案）（別添4）

6 配付資料：

- 議事次第（別添5）
- 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（要旨）（別添6）
- 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（別添7）
- 参考資料（3枚）（別添8）

7 概要：

月橋審議官による司会の下、月橋審議官から本検討の経緯の説明がなされた後、作業グループの座長である河邊主幹から、報告書（別添7）に沿って「はじめに」、要旨（別添6）に沿って報告書の内容の説明がなされた。その後以下のとおり議論が行われた。会合の結びにおいて、月橋審議官から広報・マスコミ対応に関して、内調に一元化することとし、「我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方についての論点等について検討を行った」という応答を行う旨の説明がなされ、以下のとおり質疑応答があった。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

以上

第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合
出席者（実績）

平成20年10月7日（火）1630～1651

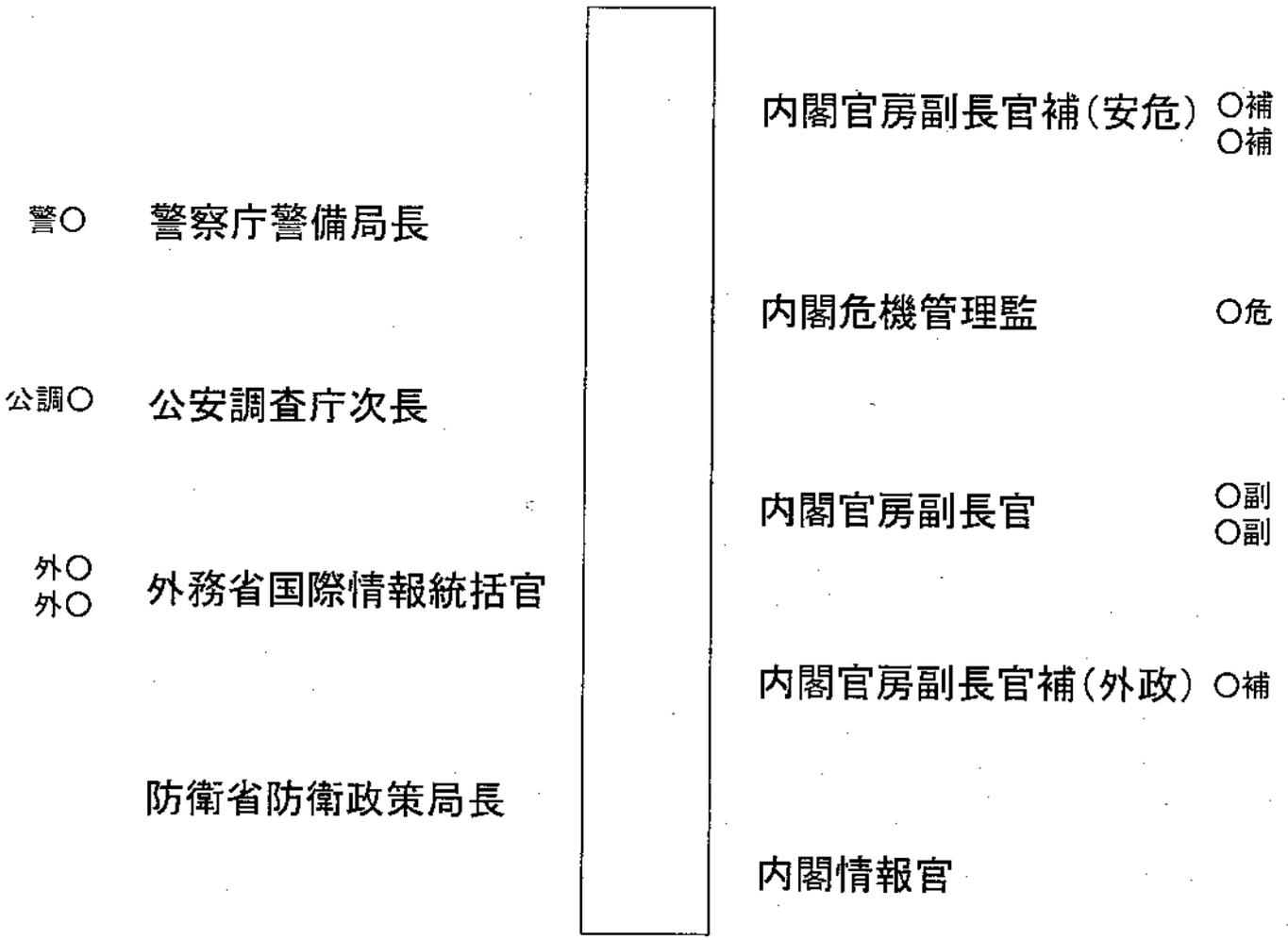
於：官邸3階南会議室

構成員	出席者氏名
内閣官房副長官（事務）	漆間 巖
内閣危機管理監	伊藤 哲朗
内閣情報官	三谷 秀史
内閣官房副長官補 （外政担当）	林 景一
内閣官房副長官補 （安全保障・危機管理担当）	柳澤 協二
警察庁警備局長	池田 克彦
公安調査庁次長	久保田 明広
外務省国際情報統括官	【代理】堀之内 秀久 （国際情報統括官組織参事官）
防衛省防衛政策局長	高見澤 將林
内閣官房内閣審議官	月橋 晴信

※ 林副長官補は所要により16時42分退室。

作業グループ座長 河邊主幹（内閣情報調査室）

第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合 配席図
 (平成20年10月7日(火) 1630~1700 於:官邸3階南会議室)



内閣参事官 (内調)
 内閣審議官 (内調)

○ ○ ○
 調 調 調

出入口

第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合

議事進行発言要旨（案）

（平成20年10月7日（火）16：30～17：00 於：官邸3階南会議室）

ただいまから「第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合」を開催いたします。

本日の議題は、「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について」であります。

まず始めに、秘密保全法制の在り方に関する検討の経緯について一言申し上げます。

本件については、本年2月14日に内閣官房長官より、秘密保全に関する法制の整備について、内閣官房副長官を長とする本検討チームを置いて、真にふさわしい法制の在り方についての検討を開始するようとの指示がありました。

この指示を受け、本年4月22日に第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合が開催され、秘密保全法制をめぐる論点等について、関係省庁の課長級からなる作業グループにおいて徹底的な議論を行い、この検討チーム会合に中間報告を行うよう指示がありました。

本日は、その中間報告がまとまりましたので、お手元の報告書「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について」について、作業グループ座長の河邊内閣参事官が報告を致します。

（河邊主幹説明）

ただいまの報告について、御質疑、御意見等がありましたらお願いいたします。

（議論が尽くされた後）

ありがとうございました。

それでは、この内容でよろしければ、本報告書については了承をいただいたものとさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、秘密保全法制の制定に向けた取組を今後進めていくに際しては、これを基本的な考え方と致したいと存じます。

なお、今後の進め方につきましては、官邸の御指示を踏まえて対応してまいりたいと存じます。

その他、特に御発言がなければ、最後に、議長であります漆間内閣官房副長官から御挨拶をいただきたいと存じます。それでは漆間副長官、よろしく願いいたします。

(漆間副長官挨拶)

ありがとうございました。

以上で第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合を終わらせていただきますが、広報・マスコミ対応について、事務的な連絡をさせていただきます。

本会合に関するマスコミ対応については、内閣情報調査室に一元化させていただきたいと存じます。

応答要領としては、「我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方に関する論点等について検討を行った」というラインで答えることとしておりますので、本件につき、マスコミ等から問い合わせがあった場合は、内閣情報調査室総務部の吉岡内閣参事官に連絡をとるよう、御配慮いただければ幸いです。

本日は、お忙しい中、第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合に御出席いただきありがとうございました。

漆間内閣官房副長官 発言要旨〔締め括り〕

（秘密保全法制の在り方に関する検討チーム（第二回））

本会合の閉会に当たり、一言御挨拶を申し述べます。

本検討チームは、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討するために設置されたものでありますが、その検討に当たっては、法制の必要性和実現可能性の両立に留意しながら行うことが求められるところでもあります。

本日の議題でありました作業グループの報告は、このような観点から、精力的に検討がなされ、取りまとめられたものと承知しております。

本日は、この報告について了承を致したところでありますが、今後、秘密保全法制の制定に向けた検討を更に進めていくに当たっては、引き続き皆様の御協力をいただくよう、よろしくお願いいたします。

第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合
議事次第

(平成20年10月7日(火) 16:30~17:00 於:官邸3階南会議室)

- 1 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について
(河邊内閣参事官(作業グループ座長))

- 2 議長挨拶(漆間内閣官房副長官)

秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について(要旨)

第1 秘密の範囲

秘密とすべき事項

[Redacted]

秘密の作成又は取得の主体

[Redacted]

第2 秘密の管理

秘密の指定

[Redacted]

秘密の伝達

[Redacted]

適格性確認(セキュリティクリアランス)制度

[Redacted]

第3 罰則及び司法手続

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

法定刑

[Redacted]

司法手続

[Redacted]

第4 法形式

[Redacted]

秘密保全法制の在り方に関する 基本的な考え方について

平成20年10月7日

秘密保全法制の在り方に関する検討チーム
作業グループ

はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化する必要があるが、情報機能の強化に当たっては、秘密の情報を適切に保護することがその前提となる。本検討チームは、このような認識の下、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を始めたものである。

我が国は、

- ① 外国情報機関等による情報収集活動に対し、実効力のある秘密保全制度を確立すること（別紙 1 参照）。
- ② 政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内における情報共有の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 2 参照）。
- ③ 安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 3 参照）。

といった必要性に迫られている現状にある。我が国が目指すべき秘密保全法制（以下「本法制」という。）は、これらの課題に応え、ひいては「我が国の国益を保護するとともに、国の安全を確保する」という目的に寄与するものでなければならない。そして、国及び国民の安全を預かる立場にある政府にとって、本法制の制定は、喫緊の課題であり、そのため、本法制の内容については、早期に実現可能性のある現実的なものとするのが重要である。本作業グループは、このような観点から検討を重ね、以下のとおり取りまとめたものである。

第 1 秘密の範囲

1 秘密とすべき事項

(1) 秘匿することによって守るべき利益

[Redacted text block]

(2) 秘匿の必要性の程度

[Redacted text block]

(3) 事項の限定列举

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

2 秘密の作成又は取得の主体に関する範囲

[Redacted text block]

[Redacted]

第2 秘密の管理

1 秘密の指定

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

2 秘密の伝達

[Redacted]

[Redacted text block]

3 人的管理

(1) 適格性確認（セキュリティクリアランス）制度等

[Redacted text block]

(2) その他

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

4 その他の保全措置

[Redacted text block]

第3 罰則及び司法手続

1 禁止行為

[Redacted text block]

2 法定刑

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

3 司法手続

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

第4 法形式

[Redacted text block]

[Redacted text block]

第5 基本的人権の尊重

[Redacted text block]

[Redacted]

第6 その他

[Redacted]

最後に

以上、我が国における秘密保全法制について、その真にふさわしい在り方を検討してきたところであるが、先に取りまとめられた「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議）においても言及されているように、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するため、政府の情報機能の強化が求められている現状において、その前提となる情報保全の徹底を図ること、殊に、強い実効力を伴った秘密保全法制の整備については、今や現実の課題として着実にこれを推進していくべき段階にある。

本報告は、各論において更なる検討を要する課題もいくつか残してはいるが、今後は、本報告を踏まえ、秘密保全法制の整備に向けた更に具体的な取組を行っていくことが求められる。

外国情報機関等の情報収集活動による情報漏えい等について

1 近年においても、我が国においては、以下のとおり、外国情報機関等による情報収集活動が行われており、これにより情報が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が続いている状況にある。このような状況に対し、国等の重要な秘密の漏えいを防止するためには、実効力のある秘密保全法制の整備が必要である。

○ ボガチョンコフ事件

在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊内の秘密文書の写しと数十点の内部資料を提供していたもの（平成 12 年）。

○ シェルコノゴフ事件

在日ロシア通商代表部員が、現金 30 万円等の謝礼を対価に、会社社長（空自〇B）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したものの（平成 14 年）。

○ 国防協会事件

在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したものの（平成 15 年）。

○ 上海総領事館員自殺事件

中国公安当局関係者が、上海総領事館員に対し、領事関係に関するウィーン条約に反し、情報提供を要求、当該総領事館員が自殺したものの（平成 16 年）。

○ サベリエフ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた半導体関連企業社員が、約 100 万円の謝礼を対価に、半導体製品に関する高度科学技術情報、企業情報等の社外秘情報を同部員に交付したものの（平成 17 年）。

○ ペツケビチ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた光学機器関連企業社員が、軍事転用可能な社外秘光学機器を窃取し、これを同部員に交付したものの（平成 18 年）。

○ 内閣情報調査室職員に対する情報収集活動

在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に交付したもの(平成 20 年)。

- 2 1 のほか、外国情報機関等の情報収集活動によらない場合であっても、以下のように、国等の重要な秘密が漏えいした事案や、漏えいが懸念される状況があり、このような状況も踏まえれば、実効力を持った秘密保全法制の必要性は一層高い。

<情報漏えいがあった事例>

○ イージス事案

海上自衛隊の 3 等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の 3 等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官 3 名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの(平成 19 年)。

<情報漏えいが懸念される例>

- ファイル共有ソフトを利用している端末がウイルスに感染することにより、データが流出し、その内容がインターネット上で広く公開される事案が頻発しているところ、仮に、かかる端末に国の秘密であるデータが保存されていた場合には、これがウイルスに感染することにより、当該データファイルが流出し、広く公開されてしまうことが懸念される。
- 政府機関のインターネット端末に対して、ウイルスが添付された不審なメールが送りつけられる事案が頻発しているところであるが、その中には、ウイルスに感染すると、コンピュータ端末が乗っ取られ、端末内に保存されているファイルやデータ等の情報が窃取されてしまうおそれがあり、これにより端末内に保存されている国の秘密が窃取されることが懸念される。

政府部内における情報共有の促進を図るための秘密保立法制による
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、政府における情報機能の強化には、政府部内における情報共有の促進が不可欠であり、情報共有の促進を図るためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保立法制により法的基盤を整備することが必要である。

なお、情報保全の強化については、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、情報収集・共有、事案対処への取組等を実施しているほか、セキュリティクリアランス等を今後実施することとしているが、秘密保立法制を整備して秘密漏えい等に対する規制を強化することにより、秘密保全のための担保措置がより強化されるとともに、同基本方針に盛り込まれたような措置が秘密保立法制に規定されれば、より実効力が伴った措置をとることが可能となるなど、秘密保全のための一層強固な基盤の整備が図られる。

- 「対外情報機能強化に向けて」（平成 17 年9月対外情報機能強化に関する懇談会）

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

- 「国家の情報機能強化に関する提言」（平成 18 年6月自由民主党政務調査会 国家の情報機能強化に関する検討チーム）

4. 情報共有の促進・情報コミュニティの緊密化と秘密保持

(1) 政府全体での情報共有の仕組みをつくり、情報共有促進のためにも各省共通の情報の保全基準（クリアランス）の制定、情報衛星等の技術的な情報活動の強化、音声・電磁波の漏洩防止あるいはデータベースへの侵入防止対策等における最新ハイテク技術の活用を図る。

(2) 国家の秘密に接する全ての者に秘密保持を義務づける法体系（罰則規定を含む）の新設・整備等を行う。

(3) (略)

外国からの円滑な情報提供の促進を図るための秘密保全法制による
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、国の安全を守るためには、安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図る必要があるが、そのためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要である。

反面、我が国における情報保全の取組を十分であると評価しない国は、上記法的基盤が未整備のままである場合、我が国への情報提供に躊躇することとなる。

- 「対外情報機能強化に向けて」(平成 17 年 9 月対外情報機能強化に関する懇談会)

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

- 「『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書」(平成 16 年 10 月安全保障と防衛力に関する懇談会)

第 2 部 新たな安全保障戦略を実現するための政策課題

1 統合的安全保障戦略の実現に向けた体制整備

(2) 情報能力の強化

ウ 情報の保全体制の確立

共有した情報が外部に漏洩するようなことがあれば、情報の共有は困難となり、機微にふれる国際情報の持続的取得も妨げられるであろう。国を挙げて情報の集約・分析・活用を進めるには、情報の厳格な保全体制の確立が不可欠の前提となる。このため、安全保障・危機管理情報を扱う関係者に共通の厳格かつ明確な情報保全ルールを作り、実施することが不可欠である。その際、機密情報漏洩に関する罰則の強化も検討すべきである。

秘密保全法制の対象とすべき秘密に該当し得る
ものとして考えられる具体的な事項の例

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

秘密の内容	<p>○艦船、航空機、防衛施設、海軍工廠、海軍基地、潜水艦基地、燃料補給所、要塞、砲台、魚雷発射場、造船所、運河、鉄道、兵器庫、野営地、工場、鉱業場、電信・電話・無線・信号局、建築物、事務所、研究所又は調査基地等の国防に関連する場所であって、米国が所有し、建設し、若しくは建設中であり、米国、その官吏若しくは省庁が管理し、又は米国の排他的管轄区域内に所在するもの</p> <p>○艦船、航空機、兵器、弾薬等の戦時用の物資又は機器が米国のために製造、作成、修理、保管又は研究開発されている場所であって、米国、その省庁又は米国を代表する者との契約等の下にあるもの</p> <p>○陸海空軍が使用するものの作成、建造又は保管がなされ、その関連情報が国防を損ない得ると大統領が判断し、大統領が宣言により指定する禁止場所</p>	○国防に関するあらゆるものの略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置、文書、書面又は記録
漏えい		
過失犯		
探知収集	<p>・米国に不利をもたらし、又は外国を有利にし得る意思を有し、又は信じる立場(以下「加害・利敵意図」という。)で、国防に関する情報の入手を目的として、接近、立入り、上空の飛行又はその他の方法による情報の入手</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	<p>・加害・利敵意図で、国防に関する情報の入手を目的として、複写、作成、製作若しくは入手又はこれらの企図</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(a)	合衆国法典第18編第37章第793条(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	○国防に関するあらゆるものの文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置又は記録	<p>①国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置又は記録</p> <p>②国防に関する情報であって、米国に不利をもたらし、又は外国を有利にし得るよう使用され得るものであると所有者が信じる立場になるもの</p>
漏えい		<p>①合法的な所有・利用・管理・受託をしている者による</p> <p>・無権限者への教授、引渡し、伝達、若しくは伝達させること又はこれらの未遂</p> <p>・権限ある官吏又は職員に要請に対し、故意に保持し、引き渡さないこと</p> <p>②無許可で所有・利用・管理をしている者による</p> <p>・無権限者への教授、引渡し、伝達、若しくは伝達させること又はこれらの未遂</p> <p>・故意に保持し、権限ある官吏又は職員に引き渡さないこと</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集	<p>・違法に入手、作成、製作等されるものと認識し、又は認識できる立場で、国防に関する情報の入手を目的として、受領若しくは入手又はこれらの合意若しくは計画</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(c)	合衆国法典第18編第37章第793条(d) (e)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘密の内容	○国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置、記録又は情報	○国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、記録、機器、装置又は情報
漏えい		・加害・利敵意図で、外国政府、外国勢力若しくは外国軍又はそれらの代表者、管理、代理人、職員、兵士若しくは市民に対し、直接間接に、教授、引渡し若しくは伝達又はこれらの未遂を行うこと 【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】 死刑は、陪審員団又は陪審員団が設置されていない場合は裁判所が、 ①犯罪の結果、米国の諜報員の身分が外国に知れたためその命が奪われた ②犯罪が、核兵器、軍事宇宙船・衛星、早期警戒システム等の大規模攻撃に対する防衛又は反撃の手段、戦争計画、通信諜報・暗号解読情報その他の主要兵器システム又は主要防衛戦略要素に直接関わりと認められた場合に限る。
過失犯	合法的な所有・利用・管理・受託をしている者による、重過失での保管場所からの不法な移動、他人への引渡し、紛失、盗用、窃取若しくは破壊又はこれらの報告懈怠 【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】	
探知収集		
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(f)	合衆国法典第18編第37章第794条(a)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	①軍隊、艦船、航空機又は軍需物資の移動、数量、内容、状態又は性質 ②軍事作戦又は軍事行動の計画若しくは実施又はそれらの案 ③防衛力強化に向け、又は関連して行われる作業又は措置に関連するなど、敵側の役に立ち得る国防に関する情報	極めて重要な軍事施設又は設備であって、国防上の必要からその情報を保護すべきものとして大統領が指定したもの
漏えい	・戦時において、敵に伝達される意図を有し、又は伝達されると信じる立場で、出版若しくは伝達をし、又は発覚させようとする事 【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】	
過失犯		
探知収集	・戦時において、敵に伝達される意図を有し、又は伝達されると信じる立場で、収集又は記録 【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】	
その他		・司令官等の許可を得て写真、略図、画像、図面、地図又は図表を作成したものの、司令官等に提出してその検閲等の必要な措置を受けないこと ・写真、略図、画像、図面、地図又は図表を作成する目的で、航空機又は飛行装置を使用し、又はこれらを使用したこと ・軍当局の検閲済みの表示のない写真、略図、画像、図面、地図又は図表の大統領による指定の30日経過以降における無許可による複製、出版、販売又は寄贈 【罰金若しくは1年以下の自由刑又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第794条(b)	合衆国法典第18編第37章第795条～第797条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘密の内容	<p>①米国又は外国政府の、 ・コード、暗号又は暗号解読装置の性格、作成又は使用 ・暗号解読用又は通信諜報用の装置、器具又は器械の設計、建造、仕様、保守又は修理 ・通信諜報活動に関する秘密</p> <p>②外国政府の通信活動から通信諜報手段により入手された秘密 (「秘密」とは、米国政府機関が、国家安全保障を理由に、その普及や流通を制限又は禁止するよう特に指定した情報をいう。)</p>	<p>①防衛上又は外交上の理由から権限なき開示に対して保護すべきものとして大統領命令又は制定法に従い米国政府によって指定された情報</p> <p>②原子力エネルギー法第11条第y項に規定する情報 (②の情報とは、核兵器の設計、製造若しくは使用、特別な核物質の生産又はエネルギー生産における特別な核物質の利用に関するあらゆるデータのうち、原子力委員会によって秘密指定が解除されていないものをいう。)</p>
漏えい	<p>・米国の安全と利益を損い、又は米国に害をもたらす外国政府の利益となる目的で、無権限者への教授、提供、伝達等により、その使用に供したこと 【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	<p>米国に害をもたらし、又は外国に有利とする目的で、故意にコンピュータに権限なく又は権限の範囲を超えてアクセスして、無権限者に対し、故意に送信し、配信し、若しくは伝達し、若しくは故意にこれらがなされるようにし、若しくはこれらを試みようとし、又はこれらを故意に保持し、これらを受領する権限を有する米国の官吏又は職員に対し、伝達しないこと 【罰金若しくは10年(再犯の場合は20年)以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	合衆国法典第18編第37章第798条	合衆国法典第18編第47章第1030条(a)(1)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	<p>○職務、地位又は契約により所持するに至った米国の秘密情報を含む文書又は資料 (「米国の秘密情報」とは、防衛上の観点から、権限のない開示から保護するために、政府によって作成され、支配され、又は保持されている防衛又は外交に関する情報であって、法又は大統領命令に基づき指定されたものをいう。)</p>	<p>○原子力委員会によって指定された秘密情報を含む文書、書画、スケッチ、写真、計画、モデル、道具、道具、機器、ノート又は情報</p>
漏えい	<p>米国の公務員、雇用人、契約下にある者又はコンサルタントが、権限なく、かつ、当該文書又は資料を許可されていない場所に置く目的で、当該文書又は資料の故意の持出し(議会への提供のために行うものを除く) 【罰金若しくは1年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	<p>・合法又は非合法に所持、アクセス、管理、又は受託をしている者が、米国に害を及ぼし、又は外国を有利にする目的で、伝達、送信若しくは開示をし、これらを試み、又はこれらを企てること 【不定期の自由刑若しくは10万ドル以下の罰金又はこれらの併科】 ・上記の者の上記の行為につき、米国に害を及ぼし、又は外国を有利にするものと信じる立場にある場合 【10年以下の自由刑もしくは5万ドル以下の罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	合衆国法典第18編第93章第1924条	合衆国法典第42編第23章第2274条(a)(b)

秘密の内容	○秘密エージェントを特定するあらゆる情報	○米国の安全保障に影響を与えるものとして、大統領又は大統領の承認を得た行政機関の長又は企業の長によって秘密指定された情報
漏えい	<p>・秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限があり、又はあった者が、当該情報が秘密エージェントを特定するものであることを知り、かつ、当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知りながら、無権限者に故意に開示すること</p> <p>【10年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・秘密情報にアクセスする権限がある者が、当該情報が秘密エージェントを特定するものであることを知り、かつ、当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知りながら、当該アクセス権限によって秘密エージェントの正体を知り、かつ、故意に当該エージェントを特定する情報を無権限者に開示すること</p> <p>【5年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・当該情報が秘密エージェントを特定するものであることを知り、かつ、当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知りつつ、秘密エージェントを特定し暴露するための活動の中で、当該活動が米国の対外情報活動を害し、又は妨害するものであると信じる立場にありながら、秘密エージェントの正体を知り、かつ、故意に当該エージェントを特定する情報を無権限者に開示すること</p> <p>【3年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・政府若しくは行政機関の公務員若しくは雇用者又は政府がすべて若しくはほとんどを所有している企業の職員若しくは雇用者が、大統領又は行政機関若しくは企業の長によって特別な権限が付与されていないにもかかわらず、当該情報が秘密指定されたものであることを知り、又は知る立場にありながら、外国政府のエージェント又は代表者に対し、当該者がそのような者であることを知り、又は知る立場にありながら、何らかの手段又は方法で伝達すること</p> <p>【1万ドル以下の罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科及び事務所を所有する資格又は米国の憲法若しくは法令に基づく名誉、利益若しくは信用を有する立場の剥奪】</p>
盗取		
探知収集		<p>・外国政府のエージェント又は代表者が、当該情報を保管管理する行政機関又は企業の長から特別な伝達権限を得ていないにもかかわらず、米国若しくは行政機関の公務員若しくは雇用者又は米国がすべて若しくはほとんどを所有している企業の職員若しくは雇用者から、直接又は間接に、入手若しくは受領し、又はこれらをしよとすること</p> <p>【1万ドル以下の罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科及び事務所を所有する資格又は米国の憲法若しくは法令に基づく名誉、利益若しくは信用を有する立場の剥奪】</p>
その他		
根拠	合衆国法典第50編第15章第421条(a)~(c)	合衆国法典第50編第23章第783条(a)(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	○公式の外交コード又は当該コードのために用意され、若しくは用意されたものであるとされている事項	①公式の外交コード又は当該コードのために用意され、若しくは用意されたものであるとされている事項 ②外国政府と米国の外交部局との通信過程において得られた事項
漏えい		<p>・政府の雇用者が、許可又は正当な権限なく、故意に、公表し、又は他者に提供すること</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集	<p>政府の雇用者が、その地位により、入手し、保管し、若しくは保管していたことがあり、又はアクセスすること</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	
その他		
根拠	合衆国法典第18編第45章第952条	合衆国法典第18編第45章第952条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	<p>○禁止区域</p> <p>①国が所有する、防衛施設、兵器保管所、工場、基地、ドック、駐屯地、艦船、電信若しくは信号の基地又は庁舎及び国が所有する、艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材若しくはこれらに関連する計画書若しくは書類の建設、改修、製造若しくは保管をする他の場所</p> <p>②国が所有しないが、艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材若しくはこれらに関連する計画書若しくは書類が、契約に基づき作成、改修、若しくは保管されている場所</p> <p>③国が所有する場所であって、その情報が重要なものであり、又は損害が与えられた場合には敵に有利になるものとして、内務長官の命令により随時禁止区域として公表された場所</p> <p>④国が所有する、線路、道路、水路その他の水陸の移動手段(これらの一部又はこれらと接続されている建造物又は構造を含む)、ガス、水道、電力施設その他の公共施設のために使用される場所又は艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材その他これらに関連する計画書若しくは文書が作成、改修若しくは保管されている場所であって、その情報が重要なものであり、又は破壊、妨害若しくは干渉された場合には敵に有利となるものとして、内務長官の命令により随時禁止区域として公表された場所</p>
漏えい	<p>・国の治安又は権益を脅かす目的を有し、直接又は間接に敵に有用となるものであり、又は有用となることを意図して、見取図、平面図、模型、記事、メモその他の書類又は情報を第三者に伝達すること</p> <p>【3年以上7年以下の自由刑】</p>
過失犯	
探知収集	<p>・国の治安又は権益を脅かす目的で、接近、侵入若しくはその付近で居住をすること</p> <p>・国の治安又は権益を脅かす目的を有し、直接又は間接に敵に有用となるものであり、又は有用となることを意図して、見取図、平面図、模型又は概略図を作成すること</p> <p>・国の治安又は権益を脅かす目的を有し、直接又は間接に敵に有用となるものであり、又は有用となることを意図して、見取図、平面図、模型、記事、目もその他の書類又は情報を取得すること</p> <p>【3年以上7年以下の自由刑】</p>
その他	
根拠	1911年公務秘密法第1条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	<p>○防諜又はインテリジェンスの機関の構成員としての地位に基づき、又は本規定が適用される者である旨の通知が有効であったか若しくは有効である間に職務を通じて保有しており、又は保有していた防諜又はインテリジェンスに関する情報、文書その他の物</p>	<p>○防諜及びインテリジェンスの機関の構成員としての地位以外の地位に基づき保有しており、又は保有していた防諜又はインテリジェンスに関する情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・防諜又はインテリジェンスの機関の構成員であり、若しくはあった者又は本規定が適用される旨の通知を受け、若しくは受けた者が、適法な権限なく開示をすること</p> <p>(「通知」は、対象者の業務が防諜又はインテリジェンスに関わるものあって、国家安全保障の利害の観点から本規定の対象とすべきと大臣が判断する場合に、大臣の書面によってなされる。)</p> <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と雇用関係にある者又はこれらであった者が、適法な権限なく、言を及ぼす開示をすること</p> <p>(「言を及ぼす開示」とは、</p> <p>①防諜若しくはインテリジェンスの業務又はこれらの一部に言を与えるもの</p> <p>②権限のない開示がなされた場合には①の言が生じるおそれがあるもの又は①の害と同様の事態が生じるおそれがある種別又は内容の情報に係るものをいう。)</p> <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第1条(1)	1989年公務秘密法第1条(3)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	<p>○公務員又は政府と雇用関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた防衛に関する情報、文書その他の物 (「防衛」とは、 ①国軍の規模、形態、組織、後方支援、部隊編成、戦略的配置、作戦行動、戦闘能力及び訓練 ②国軍の武器、備品その他の装備、これらの装備の発明、開発、生産及び操作並びにこれらの装備に関する調査研究 ③防衛に関する政策及び戦略並びに軍事に関する計画及びインテリジェンス ④戦時に不可欠となる支給及び供給を維持するための計画及び方策をいう。)</p>	<p>○公務員又は政府と雇用関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた国際関係に関する情報、文書その他の物又は英国以外の国又は国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・公務員又は政府と雇用関係にある者又はこれらであった者が、適法な権限なく、害を及ぼす開示をすること (「害を及ぼす開示」とは、 ①軍の任務を遂行するための軍事力又はその一部に害を及ぼし、軍の構成員の生命を失い、若しくは身体に危険を及ぼし、又は軍の施設又は装備に重大な損害を及ぼすもの ②①のほか、海外における英国の国益を損ね、かかる国益の増進若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英国国民の安全に害を及ぼすもの ③権限のない開示がなされた場合には①又は②のような影響が生じるおそれがあるものをいう。) 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と雇用関係にある者又はこれらであった者が、適法な権限なく、害を及ぼす開示をすること (「害を及ぼす開示」とは、 ①海外における英国の国益を損ね、かかる国益の増進若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英国国民の安全に害を及ぼすもの ②権限のない開示がなされた場合には①の影響が生じるおそれがあるものをいう。) 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第2条(1)	1989年公務秘密法第3条(3)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	<p>○公務員又は政府と雇用関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた ①犯罪の実行という結果を生じさせるもの ②脱獄又は法に基づき拘束されている者の拘束の害となるその他の行為を容易にするもの ③犯罪の予防若しくは発覚又は容疑者の逮捕若しくは訴追の妨げとなるもの ④権限なき開示により①～③の影響が生ずるおそれがあるものに関する情報、文書その他の物</p>	<p>○公務員又は政府と雇用関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた ①1985年の通信傍受法第2条に基づく令状に従って行われる通信傍受により得られる情報、通信傍受により情報を入手することに関する情報又はかかる通信傍受のために使用され、通信傍受に使用するために保管され、若しくは通信傍受により得られた文書その他の物 ②1989年のセキュリティ・サービス法第3条に基づく令状によって授けられた行為により得られる情報、かかる行為により情報を入手することに関する情報又はかかる行為のために使用され、かかる行為に使用するために保管され、若しくはかかる行為によって得られた情報国際関係に関する情報、文書その他の物又は英国以外の国又は国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・公務員又は政府と雇用関係にある者又はこれらであった者が、適法な権限なく開示をすること 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と雇用関係にある者又はこれらであった者が、適法な権限なく開示をすること 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第4条(1)(2)	1989年公務秘密法第5条(3)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

取扱注意

秘密の内容	○国家秘密 (「国家秘密」とは、ドイツ連邦共和国の対外的安全に重大な不利益となる危険を回避するために限られた範囲の者しか取り扱うことができず、外国の権力に対して秘密を保持しなければならない事実、物又は知識をいう。自由民主主義の基本秩序に違反する事実又は相手国に対して秘密とすべきであるが国家間の軍備削減約束に違反する事実は、国家秘密ではない。)
漏えい	①外国権力若しくはその仲介者に教示すること ②ドイツ連邦共和国を不利にし、又は外国権力を支援するために、無権限者に提供し、又は公表すること により、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険をもたらすこと 【1年以上(特に重大なケースでは終身又は5年以上)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によって、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているが国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しない事項に該当するものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰する場合 ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しない場合 ③当該行為が状況に照らし適切なものではない場合 【各条に規定する罰則】
探知収集	・上記漏えいをするために入手すること 【1年以上10年以下の自由刑】
その他	①外国の権力のために国家秘密の入手又は伝達のための活動を行うこと ②外国の権力又はその仲介者に対して①の活動を行う用意があることを告げること (第94条又は第96条(1)に該当する場合を除く) 【5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合をいう。)
根拠	刑法第94条、第96条(1)、第97条B、第98条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

秘密の内容	○政府の行政機関又はその命令により保護されている国家秘密
漏えい	・無権限者に提供し、又は公表することにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険をもたらすこと (第94条が適用される場合を除く) 【6月以上5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によって、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・無権限者に提供し、又は公表することにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険を不注意にもたらすこと 【5年以下の自由刑又は罰金】 ・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているが国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しない事項に該当するものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰する場合 ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しない場合 ③当該行為が状況に照らし適切なものではない場合 【各条に規定する罰則】(再掲)
探知収集	・上記漏えいをするために入手すること 【6月以上5年以下の自由刑】
その他	
根拠	刑法第95条、第96条(2)、第97条(1)、第97条B

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

秘密の内容	①政府の行政機関又はその命令により保護されている国家秘密 ②公務上、職務権限又は行政機関により付与された権限により入手可能な国家秘密	○自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているが国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しない事項
漏えい		・外国権力又はその仲介者に教示することにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険をもたらすこと 【1年以上(特に重大なケースでは終身又は5年以上)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によって、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・軽率に無権限者に提供することにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険を不注意にもたらすこと 【3年以下の自由刑又は罰金】 ・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているが国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しない事項に該当するものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰する場合 ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しない場合 ③当該行為が状況に照らし適切なものではない場合 【各条に規定する罰則】(再掲)	
探知収集		・外国権力又はその仲介者に教示するために入手すること 【1年以上10年以下の自由刑】
その他		
根拠	刑法第97条(2)、第97条B	刑法第97条A

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

秘密の内容	○事実、物又は知識	
漏えい		
過失犯		
探知収集	①外国権力の情報機関に事実、物又は知識を伝達又は供給するため、ドイツ連邦共和国に対して情報活動を行うこと ②外国権力の情報機関又はその仲介者に対して①の活動を行う用意があることを告げること (第94条、第96条(1)と第94条の双方、第96条(1)、第97条A若しくは第97条B又は第96条に該当する場合を除く) 【5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑又は罰金】 (「特に重大なケース」とは、通常、 ①政府の行政機関又はその命令により秘密が守られている事実、物又は知識を犯人が伝達又は供給する場合 ②犯人が、国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合②犯人が、その行為によって、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)	
その他		
根拠	刑法第99条	

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(フランス)

取扱注意

秘密の内容	○その利用若しくは漏えい又はその双方が国民の基本的利益を害する情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイル (「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の完全性、国の安全性、共和制、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境及びその背景、国の科学力と経済力の重要な諸要素との調和並びに文化的遺産をいう。)	○国防上の秘密の性質を有する情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイル (「国防上の秘密の性質を有するもの」とは、その拡散を制限するために保護の対象となる国防に関係のある情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイルをいう。)
漏えい	・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人に引き渡すこと 【15年の禁固刑及び22万5千ユーロの罰金】 ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人に引き渡す目的の活動を行うこと 【10年の禁固刑及び15万ユーロの罰金】	・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者以外の者が、公衆又は知る資格のない者に知らしめ、又はこれを企てること 【5年の禁固刑及び7万5千ユーロの罰金】
過失犯		・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者が、不用意又は不注意により、破壊、横領、詐取又は複製をし、又はさせること 【3年の禁固刑及び4万5千ユーロの罰金】
探知収集	・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人にアクセスを可能にすること 【15年の禁固刑及び22万5千ユーロの罰金】 ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人に引き渡す目的で、収集又は結集すること ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人のために取得する目的の活動を行うこと 【10年の禁固刑及び15万ユーロの罰金】	・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者が、公衆又は知る資格のない者に知らしめる目的で、破壊、横領、詐取又は複製をし、又はこれらをさせ、又はこれらを企てること 【7年の禁固刑及び10万ユーロの罰金】 ・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者以外の者が、占有をし、又は方法の如何を問わず、破壊、詐取若しくは複製をし、又はこれらを企てること 【5年の禁固刑及び7万5千ユーロの罰金】
その他	①フランスと欧州の1若しくは複数の国又は1の国際機関との間で結ばれ正式に承認され公開された秘密情報の保護に関する安全保障協定により秘密扱いとされた情報の交換 ②フランスと欧州連合の機関又は組織との間で交換され、欧州連合の官報により公開の対象となる安全保障規則によって秘密扱いとされる情報の交換 についても、上記各罰則は適用される	
根拠	刑法第411条第6項～第8項、第414条第9項	刑法第413条第10項～第12項、第414条第9項

現行国内法制との秘密の範囲についての対比表

取扱注意



現行国内法制の罰則との対比表

取扱注意



外国法制における主な罰則との対比表

取扱注意



第3回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合 議事録

- 1 日 時：平成21年4月21日（火）1635～1705
- 2 場 所：官邸3階南会議室
- 3 案 件：秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について
- 4 出席者：出席者（実績）のとおり（別添1）、配席図（別添2）
- 5 配付資料：
 - 議事次第（別添3）
 - 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（要旨）説明資料1（別添4）
 - 適格性確認（セキュリティクリアランス）制度等説明資料2（別添5）
 - 禁止行為（処罰対象行為）説明資料3（別添6）
 - 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（作業グループクレジット）資料1（別添7）
 - 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（作業グループ→検討チームクレジット）資料2（別添8）
 - 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（検討チームクレジット）資料3（別添9）

6 概 要：

月橋審議官による司会の下、作業グループの座長である河邊主幹から、説明資料1、2及び3（別添7、8及び9）に沿って作業グループの検討結果報告がなされた。その後以下のとおり議論が行われた。会合の結びにおいて、月橋審議官から広報・マスコミ対応に関する説明がなされた。

[REDACTED]

[REDACTED]

以上

第3回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合
出席者（実績）

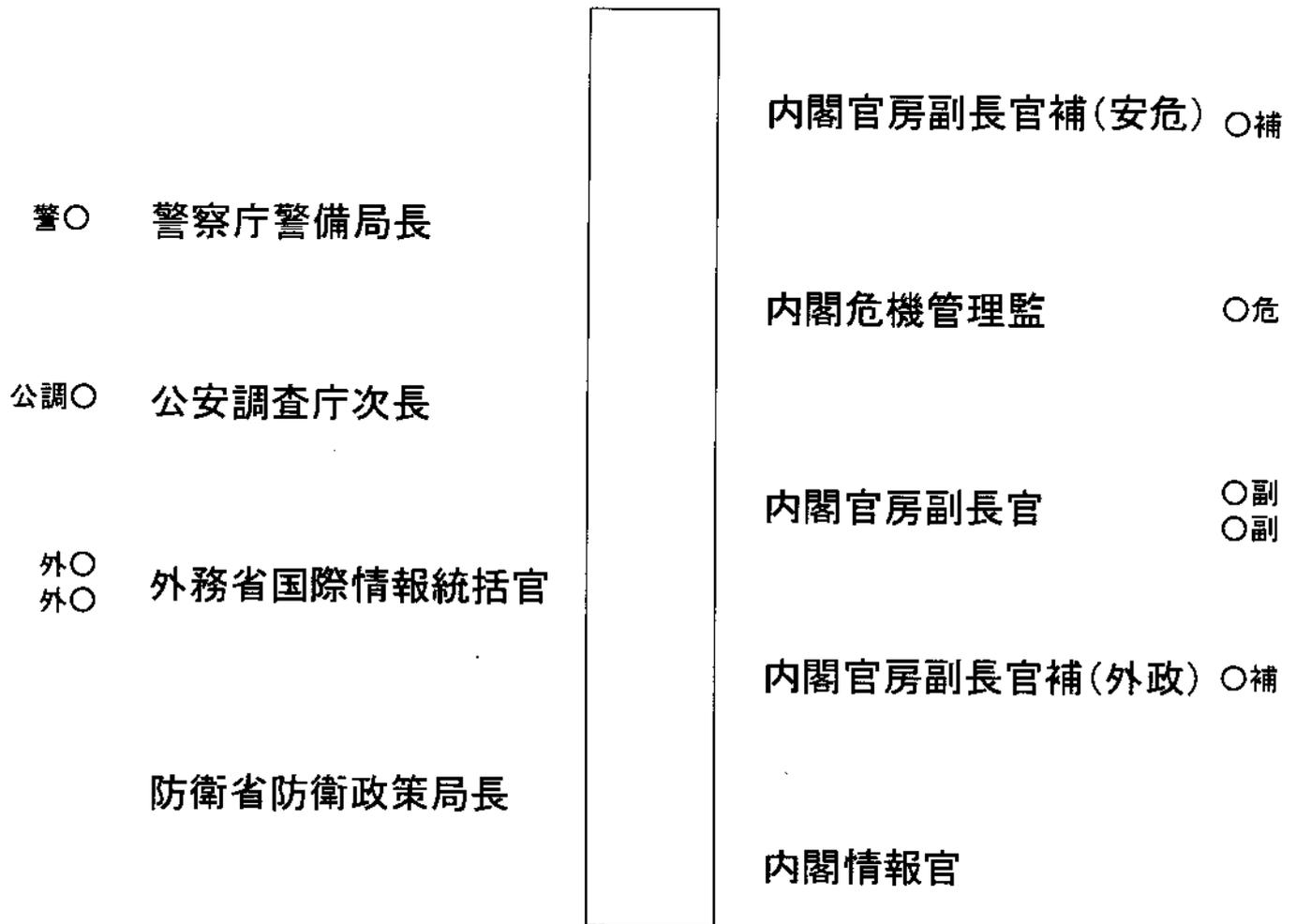
平成21年4月21日（火）1635～1705

於：官邸3階南会議室

構成員	出席者氏名
内閣官房副長官（事務）	漆間 巖
内閣危機管理監	伊藤 哲朗
内閣情報官	三谷 秀史
内閣官房副長官補（外政）	林 景一
内閣官房副長官補（安危）	柳澤 協二
警察庁警備局長	池田 克彦
公安調査庁次長	久保田 明広
外務省国際情報統括官	【代理】堀之内 秀久 (国際情報統括官組織参事官)
防衛省防衛政策局長	【代理】松本 隆太郎 (防衛政策局次長)
内閣官房内閣審議官	月橋 晴信

作業グループ座長 河邊主幹（内閣情報調査室）

第3回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合 配席図
 (平成21年4月21日(火) 1630~1700 於:官邸3階南会議室)



内閣参事官 (内調)
 内閣審議官 (内調)

○ ○ ○
 調 調 調

出入口

第3回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合
議事次第

(平成21年4月21日(火) 16:30~17:00 於: 官邸3階南会議室)

1 作業グループにおける追加検討結果等について

2 今後の秘密保全法制の検討の進め方について

秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について(要旨)

下線部は追加検討部分

第1 秘密の範囲

○ 秘密とすべき事項

- ・ [Redacted]
- ・ [Redacted]
- ・ [Redacted]

○ 秘密の作成又は取得の主体

- ・ [Redacted]

第2 秘密の管理

○ 秘密の指定

- ・ [Redacted]
- ・ [Redacted]

○ 秘密の伝達

- ・ [Redacted]

○ 適格性確認(セキュリティクリアランス)制度

- ・ [Redacted]
- ・ [Redacted]
- ・ [Redacted]

第3 罰則及び司法手続

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○ 法定刑

- ・ [Redacted]
- ・ [Redacted]

○ 司法手続

- ・ [Redacted]
- ・ [Redacted]

第4 法形式

- ・ [Redacted]

適格性確認(セキュリティアランス)制度等

説明資料2

取扱注意

[Redacted content]

[Redacted content]

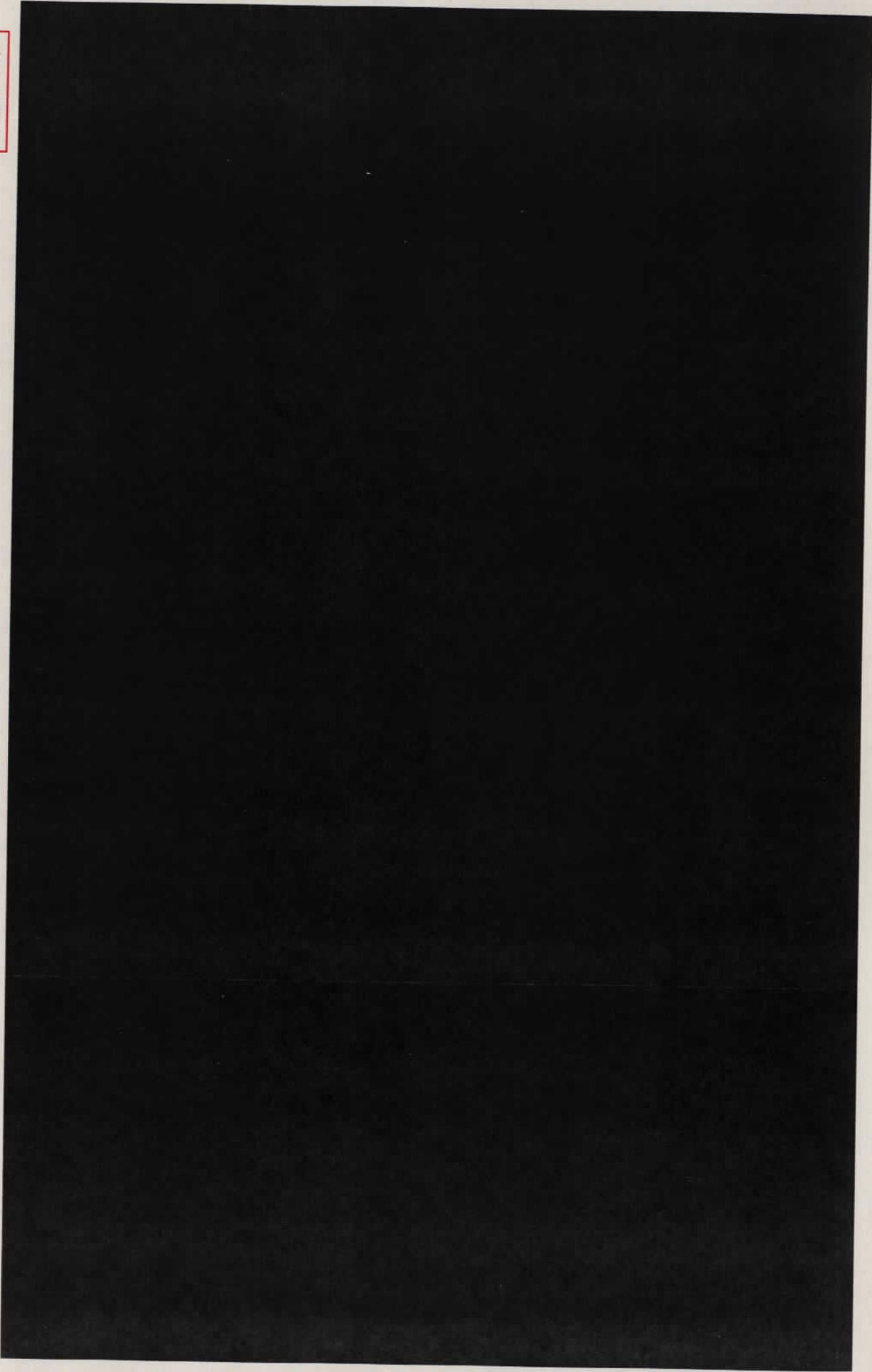
[Redacted content]

[Redacted content]

禁止行為(処罰対象行為)

説明資料3

取扱注意



秘密保全法制の在り方に関する 基本的な考え方について

平成21年4月21日

秘密保全法制の在り方に関する検討チーム
作業グループ

はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化する必要があるが、情報機能の強化に当たっては、秘密の情報を適切に保護することがその前提となる。本検討チームは、このような認識の下、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を始めたものである。

我が国は、

- ① 外国情報機関等による情報収集活動に対し、実効力のある秘密保全制度を確立すること（別紙 1 参照）。
- ② 政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内における情報共有の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 2 参照）。
- ③ 安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 3 参照）。

といった必要性に迫られている現状にある。我が国が目指すべき秘密保全法制（以下「本法制」という。）は、これらの課題に応え、ひいては「我が国の国益を保護するとともに、国の安全を確保する」という目的に寄与するものでなければならない。そして、国及び国民の安全を預かる立場にある政府にとって、本法制の制定は、喫緊の課題であり、そのため、本法制の内容については、早期に実現可能性のある現実的なものとするのが重要である。本作業グループは、このような観点から検討を重ね、以下のとおり取りまとめたものである。

第 1 秘密の範囲

1 秘密とすべき事項

(1) 秘匿することによって守るべき利益

[Redacted text block]

(2) 秘匿の必要性の程度

[Redacted text block]

(3) 事項の限定列举

[Redacted text block]

[Redacted text block]

2 秘密の作成又は取得の主体に関する範囲

[Redacted text block]

[Redacted]

第 2 秘密の管理

1 秘密の指定

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

2 秘密の伝達

[Redacted text block]

[Redacted text block]

3 人的管理

(1) 適格性確認（セキュリティクリアランス）制度等

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple paragraphs of information, all obscured by black bars.]

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple paragraphs of information, all obscured by black bars]

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[Redacted text block]

[Redacted]

(2) その他

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

4 その他の保全措置

[Redacted text block]

第 3 罰則及び司法手続

1 禁止行為

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple paragraphs of information, all obscured by black bars.]

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[Redacted text block]

2 法定刑

[Redacted text block]

3 司法手続

[Redacted text block]

[Redacted text block]

第 4 法形式

[Redacted text block]

[Redacted text block]

第5 基本的人権の尊重

[Redacted text block]

第6 その他

[Redacted text block]



最後に

以上、我が国における秘密保全法制について、その真にふさわしい在り方を検討してきたところであるが、先に取りまとめられた「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議）においても言及されているように、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するため、政府の情報機能の強化が求められている現状において、その前提となる情報保全の徹底を図ること、殊に、強い実効力を伴った秘密保全法制の整備については、今や現実の課題として着実にこれを推進していくべき段階にある。

本報告は、各論において更なる検討を要する課題もいくつか残してはいるが、今後は、本報告を踏まえ、秘密保全法制の整備に向けた更に具体的な取組を行っていくことが求められる。

外国情報機関等の情報収集活動による情報漏えい等について

1 近年においても、我が国においては、以下のとおり、外国情報機関等による情報収集活動が行われており、これにより情報が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が続いている状況にある。このような状況に対し、国等の重要な秘密の漏えいを防止するためには、実効力のある秘密保全法制の整備が必要である。

○ ボガチョンコフ事件

在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊内の秘密文書の写しと数十点の内部資料を提供していたもの（平成 12 年）。

○ シェルコノゴフ事件

在日ロシア通商代表部員が、現金 30 万円等の謝礼を対価に、会社社長（空自〇Ｂ）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの（平成 14 年）。

○ 国防協会事件

在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの（平成 15 年）。

○ 上海総領事館員自殺事件

中国公安当局関係者が、上海総領事館員に対し、領事関係に関するウィーン条約に反し、情報提供を要求、当該総領事館員が自殺したもの（平成 16 年）。

○ サベリエフ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた半導体関連企業社員が、約 100 万円の謝礼を対価に、半導体製品に関する高度科学技術情報、企業情報等の社外秘情報を同部員に交付したもの（平成 17 年）。

○ ペツケビチ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた光学機器関連企業社員が、軍事転用可能な社外秘光学機器を窃取し、これを同部員に交付したもの（平成 18 年）。

○ 内閣情報調査室職員に対する情報収集活動

在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に交付したもの(平成 20 年)。

- 2 1 のほか、外国情報機関等の情報収集活動によらない場合であっても、以下のように、国等の重要な秘密が漏えいした事案や、漏えいが懸念される状況があり、このような状況も踏まえれば、実効力を持った秘密保全法制の必要性は一層高い。

<情報漏えいがあった事例>

○ イージス事案

海上自衛隊の 3 等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の 3 等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官 3 名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの(平成 19 年)。

<情報漏えいが懸念される例>

- ファイル共有ソフトを利用している端末がウィルスに感染することにより、データが流出し、その内容がインターネット上で広く公開される事案が頻発しているところ、仮に、かかる端末に国の秘密であるデータが保存されていた場合には、これがウィルスに感染することにより、当該データファイルが流出し、広く公開されてしまうことが懸念される。

- 政府機関のインターネット端末に対して、ウィルスが添付された不審なメールが送りつけられる事案が頻発しているところであるが、その中には、ウィルスに感染すると、コンピュータ端末が乗っ取られ、端末内に保存されているファイルやデータ等の情報が窃取されてしまうおそれがあり、これにより端末内に保存されている国の秘密が窃取されることが懸念される。

政府部内における情報共有の促進を図るための秘密保全法制による
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、政府における情報機能の強化には、政府部内における情報共有の促進が不可欠であり、情報共有の促進を図るためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要である。

なお、情報保全の強化については、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、情報収集・共有、事案対処への取組等を実施しているほか、セキュリティクリアランス等を今後実施することとしているが、秘密保全法制を整備して秘密漏えい等に対する規制を強化することにより、秘密保全のための担保措置がより強化されるとともに、同基本方針に盛り込まれたような措置が秘密保全法制に規定されれば、より実効力が伴った措置をとることが可能となるなど、秘密保全のための一層強固な基盤の整備が図られる。

○ 「対外情報機能強化に向けて」（平成 17 年9月対外情報機能強化に関する懇談会）

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

○ 「国家の情報機能強化に関する提言」（平成 18 年6月自由民主党政務調査会 国家の情報機能強化に関する検討チーム）

4. 情報共有の促進・情報コミュニティの緊密化と秘密保持

(1) 政府全体での情報共有の仕組みをつくり、情報共有促進のためにも各省共通の情報の保全基準（クリアランス）の制定、情報衛星等の技術的な情報活動の強化、音声・電磁波の漏洩防止あるいはデータベースへの侵入防止対策等における最新ハイテク技術の活用を図る。

(2) 国家の秘密に接する全ての者に秘密保持を義務づける法体系（罰則規定を含む）の新設・整備等を行う。

(3) (略)

外国からの円滑な情報提供の促進を図るための秘密保全部制による
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、国の安全を守るためには、安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図る必要があるが、そのためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保全部制により法的基盤を整備することが必要である。

反面、我が国における情報保全の取組を十分であると評価しない国は、上記法的基盤が未整備のままである場合、我が国への情報提供に躊躇することとなる。

○ 「対外情報機能強化に向けて」(平成 17 年 9 月対外情報機能強化に関する懇談会)

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

○ 『『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書』(平成 16 年 10 月安全保障と防衛力に関する懇談会)

第 2 部 新たな安全保障戦略を実現するための政策課題

1 統合的安全保障戦略の実現に向けた体制整備

(2) 情報能力の強化

ウ 情報の保全体制の確立

共有した情報が外部に漏洩するようなことがあれば、情報の共有は困難となり、機微にふれる国際情報の持続的取得も妨げられるであろう。国を挙げて情報の集約・分析・活用を進めるには、情報の厳格な保全体制の確立が不可欠の前提となる。このため、安全保障・危機管理情報を扱う関係者に共通の厳格かつ明確な情報保全ルールを作り、実施することが不可欠である。その際、機密情報漏洩に関する罰則の強化も検討すべきである。

秘密保全法制の対象とすべき秘密に該当し得る
ものとして考えられる具体的な事項の例

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

別紙 5

秘密の内容	<p>○艦船、航空機、防衛施設、海軍工廠、海軍基地、潜水艦基地、燃料補給所、要塞、砲台、魚雷発射場、造船所、運河、鉄道、兵器庫、野営地、工場、鉱業場、電信・電話・無線・信号局、建築物、事務所、研究所又は調査基地等の国防に関連する場所であつて、米国の所有し、建設し、若しくは建設中であり、米国の官吏若しくは省庁が管理し、又は米国の排他的管轄区域内に所在するもの</p> <p>○艦船、航空機、兵器、弾薬等の戦時用の物資又は機器が米国のために製造、作成、修理、保管又は研究開発されている場所であつて、米国の省庁又は米国の代表する者との契約等の下にあるもの</p> <p>○陸海空軍が使用するものの作成、建造又は保管がなされ、その関連情報が国防を損ない得ると大統領が判断し、大統領が宣言により指定する禁止場所</p> <p>に関する情報</p>	<p>○国防に関するあらゆるものの略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置、文書、書面又は記録</p>
漏えい		
過失犯		
探知収集	<p>・米国の不利益をもたらし、又は外国を有利にし得るとの意図又はそのように信じる立場による国防に関する情報の入手を目的とした上記場所への接近、立入り若しくは上空の飛行又はその他の方法による上記場所の情報の入手</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	<p>・米国の不利益をもたらし、又は外国を有利にし得るとの意図又はそのように信じる立場による国防に関する情報の入手を目的とした複製、作成、製作若しくは入手又はこれらの企図</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(a)	合衆国法典第18編第37章第793条(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	<p>○国防に関するあらゆるものの文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置又は記録</p>	<p>①国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置又は記録</p> <p>②国防に関する情報であつて、米国の不利をもたらし、又は外国を有利にし得るよう使用され得るものであると所有者が信じる立場になるもの</p>
漏えい		<p>①合法的な所有・利用・管理・受託をしている者による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無権限者への教授、引渡し、伝達若しくは伝達させること又はこれらの未遂 ・権限ある公務員又は被用者の要請に対する故意の保持又は不提出 <p>②無許可で所有・利用・管理をしている者による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無権限者への教授、引渡し、伝達若しくは伝達させること又はこれらの未遂 ・故意の保持又は権限ある公務員若しくは被用者への不提出 <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集	<p>・違法に入手、作成、製作等されるものと認識し、又は認識できる立場の者による国防に関する情報の入手を目的とした受領若しくは入手又はこれらの合意若しくは計画</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(c)	合衆国法典第18編第37章第793条(d) (e)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘密の内容	○国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置、記録又は情報	○国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、記録、機器、装置又は情報
漏えい		<p>・米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にし得るとの意図又はそのように信じる立場の者による外国政府、外国勢力若しくは外国軍又はそれらの代表者、公務員、代理人、職員、兵士若しくは市民に対する直接又は間接の教授、引渡し若しくは伝達又はこれらの未遂</p> <p>【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】</p> <p>死刑は、陪審員団又は陪審員団が設置されていない場合は裁判所が、</p> <p>①犯罪の結果、米国の諜報員の身分が外国に知れたためその命が奪われたものである</p> <p>②犯罪が、核兵器、軍事宇宙船・衛星、早期警戒システム等の大規模攻撃に対する防衛又は反撃の手段、戦争計画、通信諜報・暗号解読情報その他の主要兵器システム又は主要防衛戦略要素に直接関わるものである</p> <p>と認めた場合に限る。</p>
過失犯	合法的な所有・利用・管理・受託をしている者による、重過失での保管場所からの不法な移動、他人への引渡し、紛失、盗用、窃取若しくは破壊又はこれらの事実があったことの報告懈怠	
探知収集		
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(f)	合衆国法典第18編第37章第794条(a)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	①軍隊、艦船、航空機又は軍需物資の移動、数量、内容、状態又は性質 ②軍事作戦又は軍事行動の計画若しくは実施又はそれらの案 ③防衛力強化に向け、又は関連して行われる作業又は措置に関連するなど、敵側の役に立ち得る国防に関する情報	極めて重要な軍事施設又は設備であって、国防上の必要からその情報を保護すべきものとして大統領が指定したもの
漏えい	・戦時において、敵に伝達される意図を有し、又は伝達されると信じる立場による公表又は伝達	
過失犯		
探知収集	・戦時において、敵に伝達される意図を有し、又は伝達されると信じる立場による収集若しくは記録又は入手の試み	
その他		<p>・司令官等の許可及び検閲等を受けない写真、略図、画像、図面、地図又は図表の作成</p> <p>・写真、略図、画像、図面、地図又は図表を作成する目的による航空機又は飛行装置の使用又はこれらを使用したこと</p> <p>・大統領による指定の30日経過以降における軍当局の検閲済表示のない写真、略図、画像、図面、地図又は図表の無許可による複製、公表、販売又は寄贈</p> <p>【罰金若しくは1年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
根拠	合衆国法典第18編第37章第794条(b)	合衆国法典第18編第37章第795条～第797条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘密の内容	①米国又は外国政府の、 ・コード、暗号又は暗号解読装置の性格、作成又は仕様 ・暗号解読用又は通信諜報用の装置、器具又は器械の設計、建造、仕様、保守又は修理 ・通信諜報活動 に関する秘密 ②外国政府の通信活動から通信諜報手段により入手された秘密 (「秘密」とは、米国政府機関が、国家安全保障を理由に、その普及や流通の制限又は禁止をしよう特に指定した情報をいう。)	①防衛上又は外交上の理由から権限なき開示に対して保護すべきものとして大統領命令又は制定法に従い米国政府によって指定された情報 ②原子力エネルギー法第11条第y項に規定する情報 (②の情報とは、核兵器の設計、製造若しくは使用、特別な核物質の生産又はエネルギー生産における特別な核物質の利用に関するあらゆるデータのうち、原子力委員会によって秘密指定が解除されていないものをいう。)
漏えい	・米国の安全と利益を損い、又は米国に害をもたらす外国政府の利益となる目的での無権限者への教授、提供、伝達等により使用に供したこと 【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】	・米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にし得ると信じる立場の者の故意のコンピュータへの権限のない又は権限の範囲を超えたアクセスによる無権限者への故意の通信、配信若しくは伝達若しくは故意にこれらがなされるようにすること若しくはこれらの試み又は故意の保持による受領権限を有する米国の公務員又は被用者への不提出 【罰金若しくは10年(再犯の場合は20年)以下の自由刑又はこれらの併科】
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	合衆国法典第18編第37章第798条	合衆国法典第18編第47章第1030条(a)(1)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	○職務、地位又は契約により所持するに至った米国の秘密情報を含む文書又は資料 (「米国の秘密情報」とは、国防上の観点から、権限のない開示から保護するために、政府によって作成され、支配され、又は保持されている防衛又は外交に関する情報であって、法又は大統領命令に基づき指定されたものをいう。)	○原子力委員会によって指定された秘密情報を含む文書、書画、スケッチ、写真、計画、モデル、道具、道具、機器、ノート又は情報
漏えい	米国の公務員、被用者、契約下にある者又はコンサルタントによる権限のなく無許可の場所に置く目的での故意の持出し(議会への提供のために行うものを除く) 【罰金若しくは1年以下の自由刑又はこれらの併科】	・合法又は非合法で所持、アクセス、管理、又は受託をしている者による米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にする意図での伝達、送信若しくは開示又はこれらの試み若しくは企図 【不定期の自由刑若しくは10万ドル以下の罰金又はこれらの併科】 ・上記の者の上記の行為につき、米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にする立場にある場合 【10年以下の自由刑もしくは5万ドル以下の罰金又はこれらの併科】
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	合衆国法典第18編第93章第1924条	合衆国法典第42編第23章第2274条(a)(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘密の内容	○秘密エージェントを特定するあらゆる情報	○米国の安全保障に影響を与えるものとして、大統領又は大統領の承認を得た行政機関の長又は企業の長によって秘密指定された情報
漏えい	<p>・秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限があり、又はあった者による当該情報が秘密エージェントを特定するものであること及び当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知っての無権限者への故意の開示</p> <p>【10年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・秘密情報にアクセスする権限がある者による当該情報が秘密エージェントを特定するものであること及び当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知り、並びに当該アクセス権限により秘密エージェントの正体を知っての無権限者への故意の開示</p> <p>【5年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・当該情報が秘密エージェントを特定するものであること及び当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知りつつ、秘密エージェントを特定し暴露するための活動において当該活動が米国の対外情報活動を害し、又は妨害するものであると信じる立場にあり、かつ、秘密エージェントの正体を知った者による無権限者への故意の開示</p> <p>【3年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・政府若しくは行政機関の公務員若しくは被用者又は政府がすべて若しくはほとんどを所有している企業の職員若しくは被用者であって、大統領又は行政機関若しくは企業の長による特別な権限が付与されておらず、当該情報が秘密指定されたものであることを知り、又は知る立場にあり、相手の正体を知り、又は知る立場にある者による外国政府のエージェント又は代表者への何らかの手段又は方法による伝達</p> <p>【1万ドル以下の罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科及び事務所を所有する資格又は米国の憲法若しくは法令に基づく名譽、利益若しくは信用を有する立場の剥奪】</p>
過失犯		
探知収集		<p>・外国政府のエージェント又は代表者による当該情報を保管管理する行政機関又は企業の長による特別な伝達権限のない米国若しくは行政機関の公務員若しくは被用者又は米国がすべて若しくはほとんどを所有している企業の職員若しくは被用者からの直接又は間接の入手若しくは受領又はこれらの試み</p> <p>【1万ドル以下の罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科及び事務所を所有する資格又は米国の憲法若しくは法令に基づく名譽、利益若しくは信用を有する立場の剥奪】</p>
その他		
根拠	合衆国法典第50編第15章第421条(a)~(c)	合衆国法典第50編第23章第783条(a)(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	○公式の外交コード又は当該コードのために用意され、若しくは用意されたものであるとされている事項	<p>①公式の外交コード又は当該コードのために用意され、若しくは用意されたものであるとされている事項</p> <p>②外国政府と米国の外交部局との通信過程において得られた事項</p>
漏えい		<p>・政府の被用者による許可又は正当な権限のない故意の公表又は他者への提供</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集	<p>政府の被用者の地位に基づく入手、保管又はアクセス</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	
その他		
根拠	合衆国法典第18編第45章第952条	合衆国法典第18編第45章第952条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	<p>○禁止区域</p> <p>①国が所有する、防衛施設、兵器保管所、工場、基地、ドック、駐屯地、艦船、電信若しくは信号の基地又は庁舎及び国が所有する、艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材若しくはこれらに関連する計画書若しくは書類の建設、改修、製造若しくは保管をする他の場所</p> <p>②国が所有しないが、艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材若しくはこれらに関連する計画書若しくは書類が、契約に基づき作成、改修、取得、若しくは保管されている場所</p> <p>③国が所有する場所であって、その情報が重要なものであり、又は損害が与えられた場合には敵に有利になるものとして、内務大臣の命令により随時禁止区域として公表された場所</p> <p>④国が所有する、線路、道路、水路その他の水陸の移動手段(これらの一部又はこれらと接続されている建造物又は構造を含む)、ガス、水道、電力施設その他の公共施設のために使用される場所又は艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材その他これらに関連する計画書若しくは文書が作成、改修若しくは保管されている場所であって、その情報が重要なものであり、又は破壊、妨害若しくは干渉された場合には敵に有利となるものとして、内務大臣の命令により随時禁止区域として公表された場所</p>
漏えい	<p>・国の治安又は権益を脅かす目的による直接又は間接に敵に有用となるものであり、又は有用となることを意図した見取図、平面図、模型、記事、メモその他の書類又は情報の第三者への伝達</p> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p>
過失犯	
探知収集	<p>・国の治安又は権益を脅かす目的による接近、侵入又は付近での居住</p> <p>・国の治安又は権益を脅かす目的による直接又は間接に敵に有用な又は有用となることを意図した見取図、平面図、模型又は概略図の作成</p> <p>・国の治安又は権益を脅かす目的による直接又は間接に敵に有用な又は有用となることを意図した見取図、平面図、模型、記事、メモその他の書類又は情報の取得</p> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p>
その他	
根拠	1911年公務秘密法第1条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	<p>○防諜若しくはインテリジェンスの機関の構成員としての地位に基づき、又は本規定が適用される者である旨の通知が有効な間に職務を通じて保有しており、又は保有していた防諜又はインテリジェンスに関する情報、文書その他の物</p>	<p>○防諜又はインテリジェンスの機関の構成員としての地位以外の地位に基づき保有しており、又は保有していた防諜又はインテリジェンスに関する情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・防諜若しくはインテリジェンスの機関の構成員であり、若しくはあった者又は本規定が適用される旨の通知を受けており、若しくは受けた者による適法な権限のない開示</p> <p>(「通知」は、対象者の業務が防諜又はインテリジェンスに関するものあって、国家安全保障の利害の観点から本規定の対象とすべきと大臣が判断する場合に、大臣の書面により行われる。)</p> <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない害を及ぼす開示</p> <p>(「害を及ぼす開示」とは、</p> <p>①防諜若しくはインテリジェンスの業務又はこれらの一部に害を与えるもの</p> <p>②権限のない開示がなされた場合には①の害が生じるおそれがあるもの又は①の害と同様の事態が生じるおそれがある種別又は内容の情報に係るものをいう。)</p> <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第1条(1)	1989年公務秘密法第1条(3)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた防衛に関する情報、文書その他の物 (「防衛」とは、 ①国軍の規模、形態、組織、後方支援、部隊編成、戦略的配置、作戦行動、戦闘能力及び訓練 ②国軍の武器、備品その他の装備、これらの装備の発明、開発、生産及び操作並びにこれらの装備に関する調査研究 ③防衛に関する政策及び戦略並びに軍事に関する計画及びインテリジェンス ④戦時に不可欠となる支給及び供給を維持するための計画及び方をいう。)</p>	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた国際関係に関する情報、文書その他の物又は英国以外の国若しくは国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない害を及ぼす開示 (「害を及ぼす開示」とは、 ①軍の任務を遂行するための軍事力又はその一部に害を及ぼし、軍の構成員の生命を失い、若しくは身体に危険を及ぼし、又は軍の施設又は装備に重大な損害を及ぼすもの ②①のほか、海外における英国の国益を損ね、かかる国益の増進若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英国国民の安全に害を及ぼすもの ③権限のない開示がなされた場合には①又は②のような影響が生じるおそれがあるものをいう。) 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない害を及ぼす開示 (「害を及ぼす開示」とは、 ①海外における英国の国益を損ね、かかる国益の増進若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英国国民の安全に害を及ぼすもの ②権限のない開示がなされた場合には①の影響が生じるおそれがあるものをいう。) 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第2条(1)	1989年公務秘密法第3条(1)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた ①犯罪行為を生ぜしめるもの ②脱獄又は法に基づき拘束されている者の拘束の害となるその他の行為を容易にするもの ③犯罪の予防若しくは発覚又は容疑者の逮捕若しくは訴追の妨げとなるもの ④権限なき開示により①～③の影響が生ずるおそれがあるものに関する情報、文書その他の物</p>	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた ①1985年通信傍受法第2条に基づく令状により、若しくは2000年調査権限規制法第5条に基づく通信傍受令状により行われる通信傍受により得られる情報、通信傍受により情報を入手することに関する情報又はかかる通信傍受のために使用され、通信傍受に使用するために保管され、若しくは通信傍受により得られた文書その他の物 ②1989年保安部法第3条若しくは1994年情報機関法第5条に基づく令状によって授權された行為若しくは同法第7条に基づく権限により得られる情報、かかる行為により情報を入手することに関する情報又はかかる行為のために使用され、かかる行為に使用するために保管され、若しくはかかる行為によって得られた情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない開示 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない開示 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第4条(1)(2)	1989年公務秘密法第4条(3)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	○1989年公務秘密法第4条までの規定により保護対象となっている情報、文書その他の物	○1911年公務秘密法第1条違反により保有するに至った情報、文書その他の物
漏えい	<p>・1989年公務秘密法第4条までの規定による保護対象であること及び次のいずれかに該当することにより保有するに至ったものであることを知り又は知っていたと信ずるに足る合理的理由がある場合における次のいずれかにより保有するに至った者による適法な権限のない開示</p> <p>①公務員又は政府と契約関係にある者による適法な権限のない開示 ②秘匿性の確保を条件とし、又は秘匿性の確保が合理的に期待できるものとしてなされた公務員又は政府と契約関係にある者による委託 ③②の委託を受けた者による適法な権限のない開示</p> <p>・ただし、防諜、インテリジェンス、防衛、国際関係に関する情報、文書その他の物又は英国以外の国若しくは国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物については、次のいずれかの場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・害を及ぼす開示でない場合 ・害を及ぼす開示であることを知らず、又は知っていたと信ずるに足る合理的根拠がない場合 ・①のうち政府と契約関係にある者によるもの又は③の開示が英国国民以外により又は英国領以外で行われる場合 <p>[2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科]</p>	<p>・1911年公務秘密法第1条違反により保有するに至ったことを知り、又は知っていると信ずるに足る合理的理由がある場合における適法な権限のない開示</p> <p>[2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科]</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第5条(1)～(5)	1989年公務秘密法第5条(6)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	○秘匿性の確保を条件として伝達され、又は秘匿性の確保が合理的に期待できる状況において秘匿性を確保したまま伝達された情報、文書又は物件であって、防諜、インテリジェンス、防衛若しくは国際関係に関するもの又は英国により若しくは英国のために秘匿性を確保したまま外国若しくは国際機関に伝達されたもの	○秘匿性の確保を条件とし、又は秘匿性の確保が合理的に期待できる状況において秘匿性を確保したまま伝達された情報、文書又は物件であって、1989年公務秘密法第5条までの規定によってはその適法な権限のない開示が違法とはならないもの
漏えい	<p>・外国又は国際機関若しくはその加盟国による権限のない開示により保有するに至った者による適法な権限のない害を及ぼす開示</p> <p>(・当該情報等の内容及びその保有がこの規定に定めるものに該当し、並びにその開示が害を及ぼすものであることを知り、又は知っていたと信ずるに足る合理的根拠がある場合に限る</p> <p>・ただし、保有する情報等が、次のいずれかに該当する場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適法な権限により開示されたもの ・外国又は国際機関若しくはその加盟国の認めるところにより既に公開されているもの) <p>[2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科]</p>	<p>・情報等を保有するに至った者による適法な権限のない害を及ぼす開示</p> <p>(・当該情報等の内容及びその保有がこの規定に定めるものに該当し、並びにその開示が害を及ぼすものであることを知り、又は知っていたと信ずるに足る合理的根拠がある場合に限る</p> <p>・ただし、保有する情報等が、次のいずれかに該当する場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適法な権限により開示されたもの ・外国又は国際機関若しくはその加盟国の認めるところにより既に公開されているもの) <p>[2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科]</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第6条(1)(a)、(2)～(5)	1989年公務秘密法第6条(1)(b)、(2)～(5)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	○1989年公務秘密法第7条までの規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物であって、公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有し、又は管理していたもの	○1989年公務秘密法第5条の規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物であって、保有され、又は管理されているもの
漏えい		
過失犯	・公務員(第1条第1項の通知を受けた者を含む)又は政府と契約関係にある者による権限なき開示を防止するための注意義務違反又は当該者に合理的に期待される注意義務違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・秘匿性の確保を条件とし、又は秘匿性の確保が公務員若しくは政府と契約関係にある者により合理的に期待できる状況において公務員又は政府と契約関係にある者から保有するに至った者の権限なき開示を防止するための注意義務違反又は開示をした者に合理的に期待される注意義務違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
探知収集		
その他	・公務員(第1条第1項の通知を受けた者を含む)によるその職務上の義務に反した文書又は物件の保持 (職務上の義務に従っていると信じ、それを否定する合理的根拠がない場合を除く) ・政府と契約関係にある者による文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示に対する違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示に対する違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	1989年公務秘密法第8条(1)～(3)	1989年公務秘密法第8条(4)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	○1989年公務秘密法第6条の規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物であって、保有され、又は管理されているもの	○防諜、インテリジェンス、防衛、国際関係若しくは英国以外の国若しくは国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物又は1989年公務秘密法第4条の対象となる情報、文書その他の物
漏えい		・1989年公務秘密法第7条までの規定によりその権限のない開示が違法となる情報、文書その他の物への権限のないアクセスのために使用されることが合理的に予想される状況における次の場合の開示 ①開示をした者が公務員又は政府と契約関係にある者としての地位により保有し、又は保有していた場合 ②開示をした者が公務員又は政府と契約関係にある者としての地位により保有していることを知り又は知っていたと信ずるに足る合理的理由がある場合 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
過失犯		
探知収集		
その他	・文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示に対する違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	
根拠	1989年公務秘密法第8条(5)	1989年公務秘密法第8条(6)～(8)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

取扱注意

秘密の内容	○国家秘密 (「国家秘密」とは、ドイツ連邦共和国の対外的安全に重大な不利益となる危険を回避するために限られた範囲の者しか取り扱うことができず、外国の権力に対して秘密を保持しなければならない事実、物又は知識をいう。自由民主主義の基本秩序に違反する事実及び相手国に対して秘密とすべきであっても国家間の軍備削減約束に違反する事実は、国家秘密ではない。)
漏えい	①外国権力若しくはその仲介者への教示 ②ドイツ連邦共和国を不利にし、又は外国権力を支援するための無権限者への提供又は公表によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の招来 【1年以上(特に重大なケースでは終身又は5年以上)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によりドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しないものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰するとき ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しないとき ③当該行為が状況に照らし適切なものではないとき 【各条に規定する罰則】
探知収集	・上記漏えいをするための入手 【1年以上10年以下の自由刑】
その他	①外国の権力のための国家秘密の入手又は伝達のための活動 ②外国の権力又はその仲介者に対する①を行う用意があることの告知 (上記漏えい又は探知収集に該当する場合を除く) 【5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合をいう。)
根拠	刑法第94条、第96条(1)、第97条B、第98条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

秘密の内容	○政府の行政機関又はその命令により保護されている国家秘密
漏えい	・無権限者への提供又は公表によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の招来 (第94条が適用される場合を除く) 【6月以上5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によりドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・無権限者への提供又は公表によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の不注意な招来 【5年以下の自由刑又は罰金】 ・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しないものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰する場合 ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しない場合 ③当該行為が状況に照らし適切なものではない場合 【各条に規定する罰則】(再掲)
探知収集	・上記漏えいをするための入手 【6月以上5年以下の自由刑】
その他	
根拠	刑法第95条、第96条(2)、第97条(1)、第97条B

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

取扱注意

秘密の内容	①政府の行政機関又はその命令により保護されている国家秘密 ②公務上、職務権限又は行政機関により付与された権限により入手可能な国家秘密	○自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しない事項
漏えい		・外国権力又はその仲介者への教示によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の招来 【1年以上(特に重大なケースでは終身又は5年以上)の自由刑】 〔「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によりドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。〕
過失犯	・軽率に無権限者に提供することによるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の不注意な招来 【3年以下の自由刑又は罰金】 ・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しないものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰するとき ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しないとき ③当該行為が状況に照らし適切なものではないとき 【各条に規定する罰則】(再掲)	
探知収集		・外国権力又はその仲介者への教示のための入手 【1年以上10年以下の自由刑】
その他		
根拠	刑法第97条(2)、第97条B	刑法第97条A

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

秘密の内容	○事実、物又は知識
漏えい	
過失犯	
探知収集	①外国権力の情報機関に事実、物又は知識を伝達又は供給するためのドイツ連邦共和国に対する情報活動 ②外国権力の情報機関又はその仲介者に対する①を行う用意があることの告知 (第94条、第96条(1)と第94条の双方、第96条(1)、第97条A若しくは第97条B又は第96条に該当する場合を除く) 【5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑又は罰金】 〔「特に重大なケース」とは、通常、政府の行政機関又はその命令により秘密が守られている事実、物又は知識の伝達又は供給であって、 ①犯人が、国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②犯人が、その行為によって、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。〕
その他	
根拠	刑法第99条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(フランス)

取扱注意

秘密の内容	○その利用若しくは漏えい又はその双方が国民の基本的利益を害する情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイル (「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の完全性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境及びその背景、国の科学力と経済力の重要な諸要素との調和並びに文化的遺産をいう。)	○国防上の秘密の性質を有する情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイル (「国防上の秘密の性質を有するもの」とは、その拡散を制限するために保護の対象となる国防に關係のある情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイルをいう。)
漏えい	・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人への引渡し 【15年の禁固刑及び22万5千ユーロの罰金】 ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人に引き渡す目的の活動 【10年の禁固刑及び15万ユーロの罰金】	・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者以外の者による公衆又は知る資格のない者への教示又はその企図 【5年の禁固刑及び7万5千ユーロの罰金】
過失犯		・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者による不用意又は不注意な破壊、横領、詐取若しくは複製又はこれらの教唆 【3年の禁固刑及び4万5千ユーロの罰金】
探知収集	・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人にアクセスを可能にすること 【15年の禁固刑及び22万5千ユーロの罰金】 ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人に引き渡す目的による収集又は結集 ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人のために取得する目的の活動 【10年の禁固刑及び15万ユーロの罰金】	・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者による公衆又は知る資格のない者への教示目的の破壊、横領、詐取若しくは複製、これらの教唆又は企図 【7年の禁固刑及び10万ユーロの罰金】 ・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者以外の者による占有若しくは方法の如何を問わない破壊、詐取若しくは複製又はこれらの企図 【5年の禁固刑及び7万5千ユーロの罰金】
その他	①フランスと欧州の1若しくは複数の国又は1の国際機関との間で結ばれ正式に承認され公開された秘密情報の保護に関する安全保障協定により秘密扱いとされた情報の交換 ②フランスと欧州連合の機関又は組織との間で交換され、欧州連合の官報により公開の対象となる安全保障規則によって秘密扱いとされる情報の交換についても、上記各罰則は適用される	
根拠	刑法第411条第6項～第8項、第414条第9項	刑法第413条第10項～第12項、第414条第9項

秘密保全法制の在り方に関する
基本的な考え方について
(案)

平成21年4月21日

秘密保全法制の在り方に関する検討チーム
作業グループ

はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化する必要があるが、情報機能の強化に当たっては、秘密の情報を適切に保護することがその前提となる。本検討チームは、このような認識の下、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を始めたものである。

我が国は、

- ① 外国情報機関等による情報収集活動に対し、実効力のある秘密保全制度を確立すること（別紙 1 参照）。
- ② 政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内における情報共有の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 2 参照）。
- ③ 安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 3 参照）。

といった必要性に迫られている現状にある。我が国が目指すべき秘密保全法制（以下「本法制」という。）は、これらの課題に応え、ひいては「我が国の国益を保護するとともに、国の安全を確保する」という目的に寄与するものでなければならない。そして、国及び国民の安全を預かる立場にある政府にとって、本法制の制定は、喫緊の課題であり、そのため、本法制の内容については、早期に実現可能性のある現実的なものとすることが重要である。本検討チーム作業グループは、このような観点から検討を重ね、以下のとおり取りまとめたものである。

第 1 秘密の範囲

1 秘密とすべき事項

秘密保全法制の在り方に関する
基本的な考え方について
(案)

平成21年4月21日

秘密保全法制の在り方に関する検討チーム

はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化する必要があるが、情報機能の強化に当たっては、秘密の情報を適切に保護することがその前提となる。本検討チームは、このような認識の下、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を始めたものである。

我が国は、

- ① 外国情報機関等による情報収集活動に対し、実効力のある秘密保全制度を確立すること（別紙 1 参照）。
- ② 政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内における情報共有の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 2 参照）。
- ③ 安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 3 参照）。

といった必要性に迫られている現状にある。我が国が目指すべき秘密保全法制（以下「本法制」という。）は、これらの課題に応え、ひいては「我が国の国益を保護するとともに、国の安全を確保する」という目的に寄与するものでなければならない。そして、国及び国民の安全を預かる立場にある政府にとって、本法制の制定は、喫緊の課題であり、そのため、本法制の内容については、早期に実現可能性のある現実的なものとすることが重要である。本検討チームは、このような観点から検討を重ね、以下のとおり取りまとめたものである。

第 1 秘密の範囲

1 秘密とすべき事項

(1) 秘匿することによって守るべき利益

[Redacted text block]

(2) 秘匿の必要性の程度

[Redacted text block]

(3) 事項の限定列举

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

2 秘密の作成又は取得の主体に関する範囲

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

第 2 秘密の管理

1 秘密の指定

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

2 秘密の伝達

[Redacted text block]

[Redacted text block]

3 人的管理

(1) 適格性確認（セキュリティクリアランス）制度等

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple paragraphs of obscured content]

[Redacted text block]

(2) その他

[Redacted text block]

4 その他の保全措置

[Redacted text block]

[Redacted text block]

第 3 罰則及び司法手続

1 禁止行為

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple paragraphs of information, all obscured by black bars.]

[Redacted text block]

■

[Redacted]

[Redacted]

■

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple paragraphs of obscured content]

[Redacted text block]

2 法定刑

[Redacted text block]

[Redacted]

3 司法手続

[Redacted]

[Redacted text block]

第 4 法形式

[Redacted text block]

[Redacted text block]

第 5 基本的人権の尊重

[Redacted text block]

第 6 その他

[Redacted text block]

最後に

以上、我が国における秘密保全法制について、その真にふさわしい在り方を検討してきたところであるが、先に取りまとめられた「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議）においても言及されているように、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するため、政府の情報機能の強化が求められている現状において、その前提となる情報保全の徹底を図ること、殊に、強い実効力を伴った秘密保全法制の整備については、今や現実の課題として着実にこれを推進していくべき段階にある。

本報告は、各論において更なる検討を要する課題もいくつか残してはいるが、今後は、本報告を踏まえ、秘密保全法制の整備に向けた更に具体的な取組を行っていくことが求められる。

外国情報機関等の情報収集活動による情報漏えい等について

1 近年においても、我が国においては、以下のとおり、外国情報機関等による情報収集活動が行われており、これにより情報が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が続いている状況にある。このような状況に対し、国等の重要な秘密の漏えいを防止するためには、実効力のある秘密保全法制の整備が必要である。

○ ボガチョンコフ事件

在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊内の秘密文書の写しと数十点の内部資料を提供していたもの（平成 12 年）。

○ シェルコノゴフ事件

在日ロシア通商代表部員が、現金 30 万円等の謝礼を対価に、会社社長（空自〇Ｂ）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したものの（平成 14 年）。

○ 国防協会事件

在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したものの（平成 15 年）。

○ 上海総領事館員自殺事件

中国公安当局関係者が、上海総領事館員に対し、領事関係に関するウィーン条約に反し、情報提供を要求、当該総領事館員が自殺したものの（平成 16 年）。

○ サベリエフ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた半導体関連企業社員が、約 100 万円の謝礼を対価に、半導体製品に関する高度科学技術情報、企業情報等の社外秘情報を同部員に交付したものの（平成 17 年）。

○ ペツケビチ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた光学機器関連企業社員が、軍事転用可能な社外秘光学機器を窃取し、これを同部員に交付したものの（平成 18 年）。

○ 内閣情報調査室職員に対する情報収集活動

在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に交付したもの(平成 20 年)。

- 2 1 のほか、外国情報機関等の情報収集活動によらない場合であっても、以下のように、国等の重要な秘密が漏えいした事案や、漏えいが懸念される状況があり、このような状況も踏まえれば、実効力を持った秘密保全法制の必要性は一層高い。

<情報漏えいがあった事例>

○ イーゼス事案

海上自衛隊の 3 等海佐が、イーゼスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の 3 等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官 3 名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの(平成 19 年)。

<情報漏えいが懸念される例>

- ファイル共有ソフトを利用している端末がウィルスに感染することにより、データが流出し、その内容がインターネット上で広く公開される事案が頻発しているところ、仮に、かかる端末に国の秘密であるデータが保存されていた場合には、これがウィルスに感染することにより、当該データファイルが流出し、広く公開されてしまうことが懸念される。
- 政府機関のインターネット端末に対して、ウィルスが添付された不審なメールが送りつけられる事案が頻発しているところであるが、その中には、ウィルスに感染すると、コンピュータ端末が乗っ取られ、端末内に保存されているファイルやデータ等の情報が窃取されてしまうおそれがあり、これにより端末内に保存されている国の秘密が窃取されることが懸念される。

政府部内における情報共有の促進を図るための秘密保全法制による
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、政府における情報機能の強化には、政府部内における情報共有の促進が不可欠であり、情報共有の促進を図るためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要である。

なお、情報保全の強化については、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、情報収集・共有、事案対処への取組等を実施しているほか、セキュリティクリアランス等を今後実施することとしているが、秘密保全法制を整備して秘密漏えい等に対する規制を強化することにより、秘密保全のための担保措置がより強化されるとともに、同基本方針に盛り込まれたような措置が秘密保全法制に規定されれば、より実効力が伴った措置をとることが可能となるなど、秘密保全のための一層強固な基盤の整備が図られる。

○ 「対外情報機能強化に向けて」（平成 17 年9月対外情報機能強化に関する懇談会）

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

○ 「国家の情報機能強化に関する提言」（平成 18 年6月自由民主党政務調査会 国家の情報機能強化に関する検討チーム）

4. 情報共有の促進・情報コミュニティの緊密化と秘密保持

(1) 政府全体での情報共有の仕組みをつくり、情報共有促進のためにも各省共通の情報の保全基準（クリアランス）の制定、情報衛星等の技術的な情報活動の強化、音声・電磁波の漏洩防止あるいはデータベースへの侵入防止対策等における最新ハイテク技術の活用を図る。

(2) 国家の秘密に接する全ての者に秘密保持を義務づける法体系（罰則規定を含む）の新設・整備等を行う。

(3) (略)

外国からの円滑な情報提供の促進を図るための秘密保全法制による
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、国の安全を守るためには、安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図る必要があるが、そのためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要である。

反面、我が国における情報保全の取組を十分であると評価しない国は、上記法的基盤が未整備のままである場合、我が国への情報提供に躊躇することとなる。

○ 「対外情報機能強化に向けて」(平成 17 年 9 月対外情報機能強化に関する懇談会)

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

○ 「『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書」(平成 16 年 10 月安全保障と防衛力に関する懇談会)

第2部 新たな安全保障戦略を実現するための政策課題

1 統合的安全保障戦略の実現に向けた体制整備

(2) 情報能力の強化

ウ 情報の保全体制の確立

共有した情報が外部に漏洩するようなことがあれば、情報の共有は困難となり、機微にふれる国際情報の持続的取得も妨げられるであろう。国を挙げて情報の集約・分析・活用を進めるには、情報の厳格な保全体制の確立が不可欠の前提となる。このため、安全保障・危機管理情報を扱う関係者に共通の厳格かつ明確な情報保全ルールを作り、実施することが不可欠である。その際、機密情報漏洩に関する罰則の強化も検討すべきである。

秘密保全法制の対象とすべき秘密に該当し得る
ものとして考えられる具体的な事項の例

[Redacted text block]

[Redacted text block]

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

別紙 5

秘密の内容	<p>○艦船、航空機、防衛施設、海軍工廠、海軍基地、潜水艦基地、燃料補給所、要塞、砲台、魚雷発射場、造船所、運河、鉄道、兵器庫、野営地、工場、鉱業場、電信・電話・無線・信号局、建築物、事務所、研究所又は調査基地等の国防に関連する場所であって、米国が所有し、建設し、若しくは建設中であり、米国、その官吏若しくは省庁が管理し、又は米国の排他的管轄区域内に所在するもの</p> <p>○艦船、航空機、兵器、弾薬等の戦時用の物資又は機器が米国のために製造、作成、修理、保管又は研究開発されている場所であって、米国、その省庁又は米国を代表する者との契約等の下にあるもの</p> <p>○陸海空軍が使用するものの作成、建造又は保管がなされ、その関連情報が国防を損ない得ると大統領が判断し、大統領が宣言により指定する禁止場所に関する情報</p>	<p>○国防に関するあらゆるものの略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置、文書、書面又は記録</p>
漏えい		
過失犯		
探知収集	<p>・米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にし得るとの意図又はそのように信じる立場による国防に関する情報の入手を目的とした上記場所への接近、立入り若しくは上空の飛行又はその他の方法による上記場所の情報の入手</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	<p>・米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にし得るとの意図又はそのように信じる立場による国防に関する情報の入手を目的とした複写、作成、製作若しくは入手又はこれらの企図</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(a)	合衆国法典第18編第37章第793条(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	<p>○国防に関するあらゆるものの文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置又は記録</p>	<p>①国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置又は記録</p> <p>②国防に関する情報であって、米国に不利をもたらし、又は外国を有利にし得るよう使用され得るものであると所有者が信じる立場になるもの</p>
漏えい		<p>①合法的な所有・利用・管理・受託をしている者による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無権限者への教授、引渡し、伝達若しくは伝達させること又はこれらの未遂 ・権限ある公務員又は被用者の要請に対する故意の保持又は不提出 <p>②無許可で所有・利用・管理をしている者による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無権限者への教授、引渡し、伝達若しくは伝達させること又はこれらの未遂 ・故意の保持又は権限ある公務員若しくは被用者への不提出 <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集	<p>・違法に入手、作成、製作等されるものと認識し、又は認識できる立場の者による国防に関する情報の入手を目的とした受領若しくは入手又はこれらの合意若しくは計画</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(c)	合衆国法典第18編第37章第793条(d)(e)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘密の内容	○国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置、記録又は情報	○国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、記録、機器、装置又は情報
漏えい		・米国に不利益をもたらす、又は外国を有利にし得るとの意図又はそのように信じる立場の者による外国政府、外国勢力若しくは外国軍又はそれらの代表者、公務員、代理人、職員、兵士若しくは市民に対する直接又は間接の教授、引渡し若しくは伝達又はこれらの未遂 【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】 死刑は、陪審員団又は陪審員団が設置されていない場合は裁判所が、 ①犯罪の結果、米国の諜報員の身分が外国に知れたためその命が奪われたものである ②犯罪が、核兵器、軍事宇宙船・衛星、早期警戒システム等の大規模攻撃に対する防衛又は反撃の手段、戦争計画、通信諜報・暗号解読情報その他の主要兵器システム又は主要防衛戦略要素に直接関わるものであると認められた場合に限る。
過失犯	合法的な所有・利用・管理・受託をしている者による、重過失での保管場所からの不法な移動、他人への引渡し、紛失、盗用、窃取若しくは破壊又はこれらの事実があったことの報告懈怠 【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】	
探知収集		
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(f)	合衆国法典第18編第37章第794条(a)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	①軍隊、艦船、航空機又は軍需物資の移動、数量、内容、状態又は性質 ②軍事作戦又は軍事行動の計画若しくは実施又はそれらの案 ③防衛力強化に向け、又は関連して行われる作業又は措置に関連するなど、敵側の役に立ち得る国防に関する情報	極めて重要な軍事施設又は設備であって、国防上の必要からその情報を保護すべきものとして大統領が指定したもの
漏えい	・戦時において、敵に伝達される意図を有し、又は伝達されると信じる立場による公表又は伝達 【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】	
過失犯		
探知収集	・戦時において、敵に伝達される意図を有し、又は伝達されると信じる立場による収集若しくは記録又は入手の試み 【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】	
その他		・司令官等の許可及び検閲等を受けない写真、略図、画像、図面、地図又は図表の作成 ・写真、略図、画像、図面、地図又は図表を作成する目的による航空機又は飛行装置の使用又はこれらを使用させたこと ・大統領による指定の30日経過以降における軍当局の検閲済表示のない写真、略図、画像、図面、地図又は図表の無許可による複製、公表、販売又は寄贈 【罰金若しくは1年以下の自由刑又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第794条(b)	合衆国法典第18編第37章第795条～第797条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘密の内容	<p>①米国又は外国政府の、 ・コード、暗号又は暗号解読装置の性格、作成又は仕様 ・暗号解読用又は通信諜報用の装置、器具又は器械の設計、建造、仕様、保守又は修理 ・通信諜報活動 に関する秘密</p> <p>②外国政府の通信活動から通信諜報手段により入手された秘密 ('秘密')とは、米国政府機関が、国家安全保障を理由に、その普及や流通の制限又は禁止をするよう特に指定した情報をいう。)</p>	<p>①防衛上又は外交上の理由から権限なき開示に対して保護すべきものとして大統領命令又は制定法に従い米国政府によって指定された情報</p> <p>②原子力エネルギー法第11条第y項に規定する情報 (②の情報とは、核兵器の設計、製造若しくは使用、特別な核物質の生産又はエネルギー生産における特別な核物質の利用に関するあらゆるデータのうち、原子力委員会によって秘密指定が解除されていないものをいう。)</p>
漏えい	<p>・米国の安全と利益を損い、又は米国に害をもたらす外国政府の利益となる目的での無権限者への教授、提供、伝達等により使用に供したこと 【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	<p>・米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にし得ると信じる立場の者の故意のコンピュータへの権限のない又は権限の範囲を超えたアクセスによる無権限者への故意の通信、配信若しくは伝達若しくは故意にこれらがなされるようにすること若しくはこれらの試み又は故意の保持による受領権限を有する米国の公務員又は被用者への不提出 【罰金若しくは10年(再犯の場合は20年)以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	合衆国法典第18編第37章第798条	合衆国法典第18編第47章第1030条(a)(1)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	<p>○職務、地位又は契約により所持するに至った米国の秘密情報を含む文書又は資料 (「米国の秘密情報」とは、国防上の観点から、権限のない開示から保護するために、政府によって作成され、支配され、又は保持されている防衛又は外交に関する情報であって、法又は大統領命令に基づき指定されたものをいう。)</p>	<p>○原子力委員会によって指定された秘密情報を含む文書、書面、スケッチ、写真、計画、モデル、道具、器具、機器、ノート又は情報</p>
漏えい	<p>米国の公務員、被用者、契約下にある者又はコンサルタントによる権限のなく無許可の場所に置く目的での故意の持出し(議会への提供のために行うものを除く) 【罰金若しくは1年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	<p>・合法又は非合法で所持、アクセス、管理、又は受託をしている者による米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にする意図での伝達、送信若しくは開示又はこれらの試み若しくは企図 【不定期の自由刑若しくは10万ドル以下の罰金又はこれらの併科】 ・上記の者の上記の行為につき、米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にする立場にある場合 【10年以下の自由刑もしくは5万ドル以下の罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	合衆国法典第18編第93章第1924条	合衆国法典第42編第23章第2274条(a)(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘密の内容	○秘密エージェントを特定するあらゆる情報	○米国の安全保障に影響を与えるものとして、大統領又は大統領の承認を得た行政機関の長又は企業の長によって秘密指定された情報
漏えい	<p>・秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限があり、又はあった者による当該情報が秘密エージェントを特定するものであること及び当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知っての無権限者への故意の開示 【10年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・秘密情報にアクセスする権限がある者による当該情報が秘密エージェントを特定するものであること及び当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知り、並びに当該アクセス権限により秘密エージェントの正体を知っての無権限者への故意の開示 【5年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・当該情報が秘密エージェントを特定するものであること及び当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知りつつ、秘密エージェントを特定し暴露するための活動において当該活動が米国の対外情報活動を害し、又は妨害するものであると信じる立場にあり、かつ、秘密エージェントの正体を知った者による無権限者への故意の開示 【3年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・政府若しくは行政機関の公務員若しくは被用者又は政府がすべて若しくはほとんどを所有している企業の職員若しくは被用者であつて、大統領又は行政機関若しくは企業の長による特別な権限が付与されておらず、当該情報が秘密指定されたものであるということを知り、又は知る立場にあり、相手の正体を知り、又は知る立場にある者による外国政府のエージェント又は代表者への何らかの手段又は方法による伝達 【1万ドル以下の罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科及び事務所を所有する資格又は米国の憲法若しくは法令に基づく名譽、利益若しくは信用を有する立場の剥奪】</p>
過失犯		
探知収集		<p>・外国政府のエージェント又は代表者による当該情報を保管管理する行政機関又は企業の長による特別な伝達権限のない米国若しくは行政機関の公務員若しくは被用者又は米国がすべて若しくはほとんどを所有している企業の職員若しくは被用者からの直接又は間接の入手若しくは受領又はこれらの試み 【1万ドル以下の罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科及び事務所を所有する資格又は米国の憲法若しくは法令に基づく名譽、利益若しくは信用を有する立場の剥奪】</p>
その他		
根拠	合衆国法典第50編第15章第421条(a)~(c)	合衆国法典第50編第23章第783条(a)(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	○公式の外交コード又は当該コードのために用意され、若しくは用意されたものであるとされている事項	①公式の外交コード又は当該コードのために用意され、若しくは用意されたものであるとされている事項 ②外国政府と米国の外交部局との通信過程において得られた事項
漏えい		<p>・政府の被用者による許可又は正当な権限のない故意の公表又は他者への提供 【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集	<p>政府の被用者の地位に基づく入手、保管又はアクセス 【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	
その他		
根拠	合衆国法典第18編第45章第952条	合衆国法典第18編第45章第952条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	<p>○禁止区域</p> <p>①国が所有する、防衛施設、兵器保管所、工場、基地、ドック、駐屯地、艦船、電信若しくは信号の基地又は庁舎及び国が所有する、艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材若しくはこれらに関連する計画書若しくは書類の建設、改修、製造若しくは保管をする他の場所</p> <p>②国が所有しないが、艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材若しくはこれらに関連する計画書若しくは書類が、契約に基づき作成、改修、取得、若しくは保管されている場所</p> <p>③国が所有する場所であって、その情報が重要なものであり、又は損害が与えられた場合には敵に有利になるものとして、内務大臣の命令により随時禁止区域として公表された場所</p> <p>④国が所有する、線路、道路、水路その他の水陸の移動手段(これらの一部又はこれらと接続されている建造物又は構造を含む)、ガス、水道、電力施設その他の公共施設のために使用される場所又は艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材その他これらに関連する計画書若しくは文書が作成、改修若しくは保管されている場所であって、その情報が重要なものであり、又は破壊、妨害若しくは干渉された場合には敵に有利となるものとして、内務大臣の命令により随時禁止区域として公表された場所</p>
漏えい	<p>・国の治安又は権益を脅かす目的による直接又は間接に敵に有用となるものであり、又は有用となることを意図した見取図、平面図、模型、記事、メモその他の書類又は情報の第三者への伝達</p> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p>
過失犯	
探知収集	<p>・国の治安又は権益を脅かす目的による接近、侵入又は付近での居住</p> <p>・国の治安又は権益を脅かす目的による直接又は間接に敵に有用な又は有用となることを意図した見取図、平面図、模型又は概略図の作成</p> <p>・国の治安又は権益を脅かす目的による直接又は間接に敵に有用な又は有用となることを意図した見取図、平面図、模型、記事、メモその他の書類又は情報の取得</p> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p>
その他	
根拠	1911年公務秘密法第1条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	○防護若しくはインテリジェンスの機関の構成員としての地位に基づき、又は本規定が適用される者である旨の通知が有効な間に職務を通じて保有しており、又は保有していた防護又はインテリジェンスに関する情報、文書その他の物	○防護又はインテリジェンスの機関の構成員としての地位以外の地位に基づき保有しており、又は保有していた防護又はインテリジェンスに関する情報、文書その他の物
漏えい	<p>・防護若しくはインテリジェンスの機関の構成員であり、若しくはあった者又は本規定が適用される旨の通知を受けており、若しくは受けた者による適法な権限のない開示</p> <p>(「通知」は、対象者の業務が防護又はインテリジェンスに関するものあって、国家安全保障の利害の観点から本規定の対象とすべきと大臣が判断する場合に、大臣の書面により行われる。)</p> <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない害を及ぼす開示</p> <p>(「害を及ぼす開示」とは、</p> <p>①防護若しくはインテリジェンスの業務又はこれらの一部に害を与えるもの</p> <p>②権限のない開示がなされた場合には①の害が生じるおそれがあるもの又は①の害と同様の事態が生じるおそれがある種別又は内容の情報に係るものをいう。)</p> <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第1条(1)	1989年公務秘密法第1条(3)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた防衛に関する情報、文書その他の物 (「防衛」とは、 ①国軍の規模、形態、組織、後方支援、部隊編成、戦略的配置、作戦行動、戦闘能力及び訓練 ②国軍の武器、備品その他の装備、これらの装備の発明、開発、生産及び操作並びにこれらの装備に関する調査研究 ③防衛に関する政策及び戦略並びに軍事に関する計画及びインテリジェンス ④戦時に不可欠となる支給及び供給を維持するための計画及び方策をいう。)</p>	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた国際関係に関する情報、文書その他の物又は英国以外の国若しくは国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない害を及ぼす開示 (「害を及ぼす開示」とは、 ①軍の任務を遂行するための軍事力又はその一部に害を及ぼし、軍の構成員の生命を失い、若しくは身体に危険を及ぼし、又は軍の施設又は装備に重大な損害を及ぼすもの ②①のほか、海外における英国の国益を損ね、かかる国益の増進若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英国国民の安全に害を及ぼすもの ③権限のない開示がなされた場合には①又は②のような影響が生じるおそれがあるものをいう。) 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない害を及ぼす開示 (「害を及ぼす開示」とは、 ①海外における英国の国益を損ね、かかる国益の増進若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英国国民の安全に害を及ぼすもの ②権限のない開示がなされた場合には①の影響が生じるおそれがあるものをいう。) 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第2条(1)	1989年公務秘密法第3条(1)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた ①犯罪行為を生ぜしめるもの ②脱獄又は法に基づき拘束されている者の拘束の害となるその他の行為を容易にするもの ③犯罪の予防若しくは発覚又は容疑者の逮捕若しくは訴追の妨げとなるもの ④権限なき開示により①～③の影響が生ずるおそれがあるものに関する情報、文書その他の物</p>	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた ①1985年通信傍受法第2条に基づく令状により、若しくは2000年調査権限規制法第5条に基づく通信傍受令状により行われる通信傍受により得られる情報、通信傍受により情報を入手することに関する情報又はかかる通信傍受のために使用され、通信傍受に使用するために保管され、若しくは通信傍受により得られた文書その他の物 ②1989年保安部法第3条若しくは1994年情報機関法第5条に基づく令状によって授けられた行為若しくは同法第7条に基づく権限により得られる情報、かかる行為により情報を入手することに関する情報又はかかる行為のために使用され、かかる行為に使用するために保管され、若しくはかかる行為によって得られた情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない開示 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない開示 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第4条(1)(2)	1989年公務秘密法第4条(3)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	○1989年公務秘密法第4条までの規定により保護対象となっている情報、文書その他の物	○1911年公務秘密法第1条違反により保有するに至った情報、文書その他の物
漏えい	<p>・1989年公務秘密法第4条までの規定による保護対象であること及び次のいずれかに該当することにより保有するに至ったものであることを知り又は知っていたと信ずるに足る合理的理由がある場合における次のいずれかにより保有するに至った者による適法な権限のない開示</p> <p>①公務員又は政府と契約関係にある者による適法な権限のない開示</p> <p>②秘匿性の確保を条件とし、又は秘匿性の確保が合理的に期待できるものとしてなされた公務員又は政府と契約関係にある者による委託</p> <p>③②の委託を受けた者による適法な権限のない開示</p> <p>・ただし、防諜、インテリジェンス、防衛、国際関係に関する情報、文書その他の物又は英国以外の国若しくは国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物については、次のいずれかの場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・害を及ぼす開示でない場合 ・害を及ぼす開示であることを知らず、又は知っていたと信ずるに足る合理的根拠がない場合 ・①のうち政府と契約関係にある者によるもの又は③の開示が英国国民以外により又は英国領以外で行われる場合 <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・1911年公務秘密法第1条違反により保有するに至ったことを知り、又は知っていると信ずるに足る合理的理由がある場合における適法な権限のない開示</p> <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第5条(1)～(5)	1989年公務秘密法第5条(6)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	○秘匿性の確保を条件として伝達され、又は秘匿性の確保が合理的に期待できる状況において秘匿性を確保したまま伝達された情報、文書又は物件であって、防諜、インテリジェンス、防衛若しくは国際関係に関するもの又は英国により若しくは英国のために秘匿性を確保したまま外国若しくは国際機関に伝達されたもの	○秘匿性の確保を条件とし、又は秘匿性の確保が合理的に期待できる状況において秘匿性を確保したまま伝達された情報、文書又は物件であって、1989年公務秘密法第5条までの規定によってはその適法な権限のない開示が違法とはならないもの
漏えい	<p>・外国又は国際機関若しくはその加盟国による権限のない開示により保有するに至った者による適法な権限のない害を及ぼす開示</p> <p>(・当該情報等の内容及びその保有がこの規定に定めるものに該当し、並びにその開示が害を及ぼすものであることを知り、又は知っていたと信ずるに足る合理的根拠がある場合に限る</p> <p>・ただし、保有する情報等が、次のいずれかに該当する場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適法な権限により開示されたもの ・外国又は国際機関若しくはその加盟国の認めるところにより既に公開されているもの) <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・情報等を保有するに至った者による適法な権限のない害を及ぼす開示</p> <p>(・当該情報等の内容及びその保有がこの規定に定めるものに該当し、並びにその開示が害を及ぼすものであることを知り、又は知っていたと信ずるに足る合理的根拠がある場合に限る</p> <p>・ただし、保有する情報等が、次のいずれかに該当する場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適法な権限により開示されたもの ・外国又は国際機関若しくはその加盟国の認めるところにより既に公開されているもの) <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第6条(1)(a)、(2)～(5)	1989年公務秘密法第6条(1)(b)、(2)～(5)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	○1989年公務秘密法第7条までの規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物であって、公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有し、又は管理していたもの	○1989年公務秘密法第5条の規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物であって、保有され、又は管理されているもの
漏えい		
過失犯	・公務員(第1条第1項の通知を受けた者を含む)又は政府と契約関係にある者による権限なき開示を防止するための注意義務違反又は当該者に合理的に期待される注意義務違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・秘匿性の確保を条件とし、又は秘匿性の確保が公務員若しくは政府と契約関係にある者により合理的に期待できる状況において公務員又は政府と契約関係にある者から保有するに至った者の権限なき開示を防止するための注意義務違反又は開示をした者に合理的に期待される注意義務違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
探知収集		
その他	・公務員(第1条第1項の通知を受けた者を含む)によるその職務上の義務に反した文書又は物件の保持 (職務上の義務に従っていると信じ、それを否定する合理的根拠がない場合を除く) ・政府と契約関係にある者による文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示に対する違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示に対する違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	1989年公務秘密法第8条(1)～(3)	1989年公務秘密法第8条(4)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	○1989年公務秘密法第6条の規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物であって、保有され、又は管理されているもの	○防諜、インテリジェンス、防衛、国際関係若しくは英国以外の国若しくは国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物又は1989年公務秘密法第4条の対象となる情報、文書その他の物
漏えい		・1989年公務秘密法第7条までの規定によりその権限のない開示が違法となる情報、文書その他の物への権限のないアクセスのために使用されることが合理的に予想される状況における次の場合の開示 ①開示をした者が公務員又は政府と契約関係にある者としての地位により保有し、又は保有していた場合 ②開示をした者が公務員又は政府と契約関係にある者としての地位により保有していることを知り又は知っていたと信するに足る合理的理由がある場合 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
過失犯		
探知収集		
その他	・文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示に対する違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	
根拠	1989年公務秘密法第8条(5)	1989年公務秘密法第8条(6)～(8)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

取扱注意

秘密の内容	○国家秘密 (「国家秘密」とは、ドイツ連邦共和国の対外的安全に重大な不利益となる危険を回避するために限られた範囲の者しか取り扱うことができず、外国の権力に対して秘密を保持しなければならない事実、物又は知識をいう。自由主義の基本秩序に違反する事実及び相手国に対して秘密とすべきであっても国家間の軍備削減約束に違反する事実は、国家秘密ではない。)
漏えい	①外国権力若しくはその仲介者への教示 ②ドイツ連邦共和国を不利にし、又は外国権力を支援するための無権限者への提供又は公表 によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の招来 【1年以上(特に重大なケースでは終身又は5年以上)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によりドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・当該国家秘密が、自由主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しないものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰するとき ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しないとき ③当該行為が状況に照らし適切なものではないとき 【各条に規定する罰則】
探知収集	・上記漏えいをするための入手 【1年以上10年以下の自由刑】
その他	①外国の権力のための国家秘密の入手又は伝達のための活動 ②外国の権力又はその仲介者に対する①を行う用意があることの告知 (上記漏えい又は探知収集に該当する場合を除く) 【5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合をいう。)
根拠	刑法第94条、第96条(1)、第97条B、第98条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

秘密の内容	○政府の行政機関又はその命令により保護されている国家秘密
漏えい	・無権限者への提供又は公表によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の招来 (第94条が適用される場合を除く) 【6月以上5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によりドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・無権限者への提供又は公表によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の不注意な招来 【5年以下の自由刑又は罰金】 ・当該国家秘密が、自由主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しないものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰する場合 ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しない場合 ③当該行為が状況に照らし適切なものではない場合 【各条に規定する罰則】(再掲)
探知収集	・上記漏えいをするための入手 【6月以上5年以下の自由刑】
その他	
根拠	刑法第95条、第96条(2)、第97条(1)、第97条B

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

取扱注意

秘密の内容	①政府の行政機関又はその命令により保護されている国家秘密 ②公務上、職務権限又は行政機関により付与された権限により入手可能な国家秘密	○自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しない事項
漏えい		・外国権力又はその仲介者への教示によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の招来 【1年以上(特に重大なケースでは終身又は5年以上)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によりドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・軽率に無権限者に提供することによるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の不注意な招来 【3年以下の自由刑又は罰金】 ・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しないものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰するとき ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しないとき ③当該行為が状況に照らし適切なものではないとき 【各条に規定する罰則】(再掲)	
探知収集		・外国権力又はその仲介者への教示のための入手 【1年以上10年以下の自由刑】
その他		
根拠	刑法第97条(2)、第97条B	刑法第97条A

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

秘密の内容	○事実、物又は知識
漏えい	
過失犯	
探知収集	①外国権力の情報機関に事実、物又は知識を伝達又は供給するためのドイツ連邦共和国に対する情報活動 ②外国権力の情報機関又はその仲介者に対する①を行う用意があることの告知 (第94条、第96条(1)と第94条の双方、第96条(1)、第97条A若しくは第97条B又は第96条に該当する場合を除く) 【5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑又は罰金】 (「特に重大なケース」とは、通常、政府の行政機関又はその命令により秘密が守られている事実、物又は知識の伝達又は供給であって、 ①犯人が、国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②犯人が、その行為によって、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
その他	
根拠	刑法第99条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(フランス)

取扱注意

秘密の内容	○その利用若しくは漏えい又はその双方が国民の基本的利益を害する情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイル (「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の完全性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境及びその背景、国の科学力と経済力の重要な諸要素との調和並びに文化的遺産をいう。)	○国防上の秘密の性質を有する情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイル (「国防上の秘密の性質を有するもの」とは、その拡散を制限するために保護の対象となる国防に関係のある情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイルをいう。)
漏えい	・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人への引渡し 【15年の禁固刑及び22万5千ユーロの罰金】 ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人に引き渡す目的の活動 【10年の禁固刑及び15万ユーロの罰金】	・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者以外の者による公衆又は知る資格のない者への教示又はその企図 【5年の禁固刑及び7万5千ユーロの罰金】
過失犯		・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者による不用意又は不注意な破壊、横領、詐取若しくは複製又はこれらの教唆 【3年の禁固刑及び4万5千ユーロの罰金】
探知収集	・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人にアクセスを可能にすること 【15年の禁固刑及び22万5千ユーロの罰金】 ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人に引き渡す目的による収集又は結集 ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人のために取得する目的の活動 【10年の禁固刑及び15万ユーロの罰金】	・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者による公衆又は知る資格のない者への教示目的の破壊、横領、詐取若しくは複製、これらの教唆又は企図 【7年の禁固刑及び10万ユーロの罰金】 ・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者以外の者による占有若しくは方法の如何を問わない破壊、詐取若しくは複製又はこれらの企図 【5年の禁固刑及び7万5千ユーロの罰金】
その他	①フランスと欧州の1若しくは複数の国又は1の国際機関との間で結ばれ正式に承認され公開された秘密情報の保護に関する安全保障協定により秘密扱いとされた情報の交換 ②フランスと欧州連合の機関又は組織との間で交換され、欧州連合の官報により公開の対象となる安全保障規則によって秘密扱いとされる情報の交換 についても、上記各罰則は適用される	
根拠	刑法第411条第6項～第8項、第414条第9項	刑法第413条第10項～第12項、第414条第9項

[Redacted text block]

以上

第1回 秘密保全法制の在り方に関する作業グループ 出席者

日時：平成20年5月20日（火）1600～1655

場所：内閣府本府庁舎 605会議室

省庁	部署・官職	氏名
内閣官房	副長官補（外政） 参事官補佐	南 慎二
	副長官補（安危） 内閣参事官	高橋 憲一
	同 内閣事務官	岩田 健司
警察庁	警備局警備企画課・危機管理企画官	大石 吉彦
	警備局警備企画課・係長	■■■■■
法務省	刑事局公安課・課長	井上 宏
	刑事局付	関口 新太郎
公安調査庁	総務部総務課審理室・室長	木下 雅博
	同 ・室長補佐	■■■■■
外務省	国際情報統括官組織第一国際情報官	水越 英明
	大臣官房総務課・事務官	■■■■■
	国際情報統括官組織第一国際情報官室・事務官	■■■■■
経済産業省	経済産業政策局知的財産政策室・室長	中原 裕彦
	同 ・課長補佐	佐藤 力哉
防衛省	防衛政策局調査課情報保全企画室・室長	倉内 康治
	同 ・前任部員	阿波 拓洋
	同 ・専門官	松田 隆則

計17名

内閣情報調査室：河邊主幹、石田総括、古谷参事官、■■■■■補佐、■■■■■事務官

※ 副長官補（外政）南参事官補佐は、16時45分頃に途中退室

※ 副長官補（安危）高橋参事官は、16時50分頃に入室

第1回 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ
議事次第

(平成20年5月20日(火) 16:00～ 於：内閣府本府6階 605会議室)

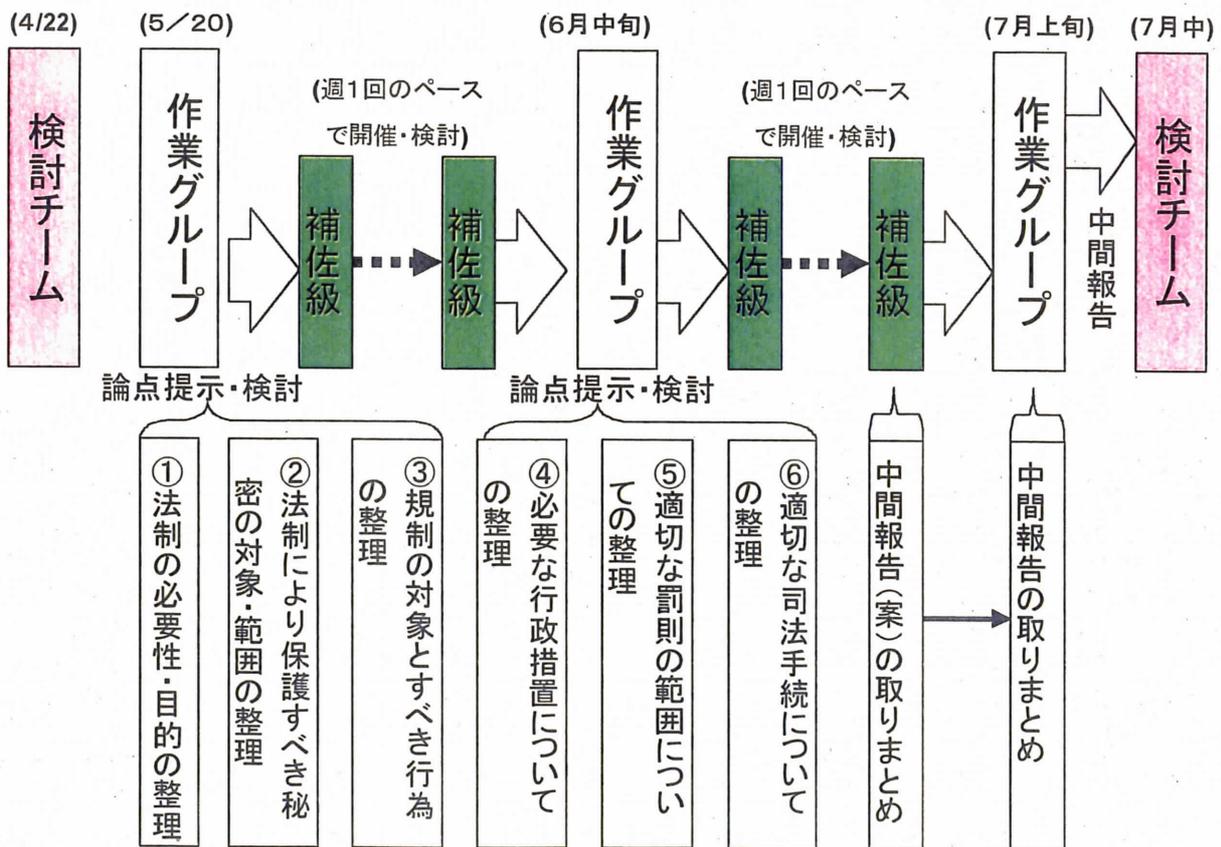
1 作業グループにおける今後の作業予定等(資料1)

2 論点について(資料3-1、3-2、3-3)

作業グループにおける今後の作業予定等

1 作業グループにおける今後の作業予定（下図参照）

- ・ 下図①～③の検討項目に係る論点ペーパーを事務局から作業グループ（今回）に提示。
- ・ 当該論点ペーパーの内容について、事務担当者（補佐級）において、概ね週1回の間隔で、各テーマごとに検討を行い、一定の結論を得て、次回作業グループ（6月中旬）に報告するとともに、新たに下図④～⑥の検討項目に係る論点ペーパーを事務局から作業グループに提示。
- ・ 下図④～⑥の検討項目に係る論点ペーパーの内容について、事務担当者（補佐級）において、同様に検討を行い、各テーマについて一定の結論を得た上で、中間報告案の取りまとめ作業を行い、その結果を作業グループ（7月上旬）に報告し、中間報告として決定。



2 その他

検討の効率化を図るため、事務局から各省庁に対し、意見照会、実態調査等を実施。また、作業グループにおける検討の進捗により、必要に応じて、検討チームの判断を仰ぐ。

検討チーム第1回会合における主な議論
(未定稿)

<検討の方向性>

[Redacted text block]

<法制の目的・保護法益>

[Redacted text block]

<保護すべき秘密>

[Redacted text block]

<規制対象行為>

[Redacted text block]

<現行法制との整合性>

[Redacted text block]

<司法手続の在り方>

[Redacted text block]

以上

論点ペーパー（その1）

○ 秘密保全法制の目的・必要性

1 秘密保全法制の目的・必要性については、端的には、「国等の重要な秘密の漏えいを防止することにより、国益を保護するとともに、国の安全を確保すること」にあると言えるが、法制について検討するに当たっては、これら「国益の保護」や「国の安全の確保」といった目的に至るまでのいわば中目的として位置付けられる、より具体的な目的・必要性についても示す必要がある。

2 法制の具体的な目的・必要性としては、次の3点を挙げるができる。

① 外国情報機関等による活発な情報収集活動に対する実効力ある秘密保全制度の必要性

～近年においても、我が国の公務員や民間企業社員に対する外国情報機関等による情報収集活動は活発に行われており（別紙1参照）、これにより情報が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が続いている。

このように、外国情報機関等による情報収集活動が、官民間問わずその標的にして活発に行われている状況に対し、国等の重要な秘密の漏えいを防止するためには、実効力のある秘密保全法制の整備が必要である。

② 政府における情報機能の強化に不可欠となる政府部内における情報共有の促進を図るための秘密保全法制による法的基盤整備の必要性

～これまでも、各種の会議等において提唱されてきたように（別紙2参照）、政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内における情報共有の促進を図るためには、情報保全の強化が必要であり、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要である。

なお、情報保全の強化については、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、情報

収集・共有、事案対処への取組等を既に実施しているほか、セキュリティクリアランス等を今後実施することとしているが、秘密保全法制を整備して秘密漏えい等に対する規制を強化することにより、情報保全のための担保措置がより強化されるとともに、秘密保全法制において同基本方針に盛り込まれたこれらの措置が規定されれば、より実効力が伴った情報保全のための措置をとることが可能となるなど、一層強固な情報保全のための基盤整備が図られる。

③ 安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るための秘密保全法制による法的基盤整備の必要性

～これまでも、各種の会議等において提唱されてきたように（別紙3参照）、国の安全を守るため、安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るには、情報保全の強化が必要であり、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要である。

反面、我が国における情報保全の取組を十分であると評価しない国は、我が国への情報提供に躊躇することとなる。

3 検討事項

[Redacted content]

[REDACTED]

近年における外国情報機関等の情報収集活動による
情報漏えい又はそのおそれがあった事例

- シェルコノゴフ事件
在日ロシア通商代表部員が、現金30万円筒の謝礼を対価に、会社社長（空自OB）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの（平成14年）。
- 国防協会事件
在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの（平成15年）。
- 上海総領事館員自殺事件
中国公安当局関係者が、上海総領事館員に対し、領事関係に関するウィーン条約に反し、情報提供を要求、当該総領事館員が自殺したもの（平成16年）。
- サベリエフ事件
在日ロシア通商代表部員から工作を受けた半導体関連企業社員が、約100万円の謝礼を対価に、半導体製品に関する高度科学技術情報、企業情報等の社外秘情報を同部員に交付したもの（平成17年）。
- ペツケビチ事件
在日ロシア通商代表部員から工作を受けた光学機器関連企業社員が、先端科学技術保有企業社員が、軍事転用可能な社外秘光学機器を窃取し、これを同部員に交付したもの（平成18年）。
- 内閣情報調査室職員に対する情報収集活動
在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に交付したもの（平成20年）。

政府部内における情報共有の促進を図るための秘密保全法制による
法的基盤整備の必要性が掲げられている提言等

- 「対外情報機能強化に向けて」(平成 17 年9月対外情報機能強化に関する懇談会)
- 3. 政府全体としての情報活動について
 - (2)法令の整備
 - 秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。
- 「国家の情報機能強化に関する提言」(平成 18 年6月自由民主党政務調査会 国家の情報機能強化に関する検討チーム)
- 4. 情報共有の促進・情報コミュニティの緊密化と秘密保持
 - (1)政府全体での情報共有の仕組みをつくり、情報共有促進のためにも各省共通の情報の保全基準(クリアランス)の制定、情報衛星等の技術的な情報活動の強化、音声・電磁波の漏洩防止あるいはデータベースへの侵入防止対策等における最新ハイテク技術の活用を図る。
 - (2)国家の秘密に接する全ての者に秘密保持を義務づける法体系(罰則規定を含む)の新設・整備等を行う。
 - (3) (略)

外国からの円滑な情報提供の促進を図るための秘密保全法制による
法的基盤整備の必要性が掲げられている提言等

- 「対外情報機能強化に向けて」(平成 17 年9月対外情報機能強化に関する懇談会)

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

- 「『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書」(平成 16 年 10 月安全保障と防衛力に関する懇談会)

第2部 新たな安全保障戦略を実現するための政策課題

1 統合的安全保障戦略の実現に向けた体制整備

(2) 情報能力の強化

ウ 情報の保全体制の確立

共有した情報が外部に漏洩するようなことがあれば、情報の共有は困難となり、機微にふれる国際情報の持続的取得も妨げられるであろう。国を挙げて情報の集約・分析・活用を進めるには、情報の厳格な保全体制の確立が不可欠の前提となる。このため、安全保障・危機管理情報を扱う関係者に共通の厳格かつ明確な情報保全ルールを作り、実施することが不可欠である。その際、機密情報漏洩に関する罰則の強化も検討すべきである。

論点ペーパー（その2）

○ 保全する秘密の対象及びその範囲

1 保全する秘密の対象

(1) 秘密の種類

[Redacted text block]

(2) 秘密の作成主体

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(3) 秘密の伝達先

[Redacted text block]

[Redacted text block]

2 保全する秘密の範囲
(1) 秘匿性の程度

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(2) 秘密の指定

[Redacted text block]

論点ペーパー（その3）

○ 規制対象行為及び規制の方法（規制対象者の範囲を含む）

[Redacted text block containing multiple paragraphs of blacked-out content]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

南 副長官補(外政)
参事官補佐

(外政)

古谷 参事官

(内調)

河邊 参事官

(内調)

石田 参事官

(内調)

■ 参事官補佐

(内調)

(内調)

倉内 防衛政策局
情報保全企画室長

(防)

(防)

(防)

平成二十年五月二十日(火)

十六時

六〇五会議室

秘密保全法制
作業グループ

高橋 副長官補(安危)
内閣参事官

(安危)

(安危)

大石 警備局
警備企画課危機管理企画官

(警)

(警)

井上 刑事局
公安課長

(法)

(法)

木下 総務部
総務課審理室長

(公)

(公)

水越 国際情報統括官組織
第一国際情報官

(外務)

(外務)

(外務)

中原 経済産業政策局
知的財産政策室長

(経)

(経)



出入口

第2回 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム【作業グループ】 議事録

- 1 日 時：平成20年7月3日（木）1000～1050
- 2 場 所：内閣府本府605会議室
- 3 案 件： 秘密保全法制の在り方に関するこれまでの検討結果
 今後検討する論点について
- 4 出席者：別添1のとおり（配席図は別添2のとおり）
- 5 資 料：
 - 議事次第（別添3）
 - 秘密保全法制の在り方に関する検討結果[資料1]（別添4）
 - 論点ペーパー（その4）～（その7）[資料2-1]～[資料2-4]（別添5）
 - 参考資料（別添6）

6 概 要：

河邊主幹による司会の下、これまでの検討結果について資料1（別添4）に沿って河邊主幹から説明があり、続いて意見交換がなされた。その後、今後検討する論点について[資料2-1]～[資料2-4]（別添5）に沿って■■■■補佐から説明があり、続いて意見交換がなされた。意見交換については以下のとおり。



[REDACTED]

以上

第2回 秘密保全法制 作業グループ 出席者（実績）

日時：平成20年7月3日（木）10時00分

場所：内閣府本府庁舎 605会議室

省庁	部署・官職	氏名
内閣官房	<u>副長官補（外政）</u> 参事官補佐	南 慎二
	<u>副長官補（安危）</u> 内閣参事官	齋藤 実
	同 内閣事務官	岩田 健司
	<u>情報セキュリティセンター</u> 内閣参事官	伊藤 毅志
	同 内閣事務官	本多 祐樹
警察庁	<u>外事課・課長補佐</u>	河原 雄介
	同 ・係長	■■■■
法務省	<u>刑事局公安課・課長</u>	井上 宏
	刑事局付	関口 新太郎
公安調査庁	<u>総務部総務課審理室・室長</u>	木下 雅博
	同 ・室長補佐	■■■■
外務省	<u>国際情報統括官組織第一国際情報官室・首席事務官</u>	■■■■
	大臣官房総務課・事務官	■■■■
	<u>国際情報統括官組織第一国際情報官室・事務官</u>	■■■■
経済産業省	<u>経済産業政策局知的財産政策室・課長補佐</u>	内田 了司
	同 ・課長補佐	佐藤 力哉
防衛省	<u>防衛政策局調査課情報保全企画室・室長</u>	田部井 貞明
	同 ・先任部員	阿波 拓洋
	同 ・専門官	松田 隆則

※アンダーラインを付した者が作業グループの構成員又は代理出席者。その他は随行者。

計19名

（内調）河邊主幹、石田総括、古谷参事官、■■■■補佐、■■■■補佐、■■■■事務官

安危

齋藤 副長官補(安危)
内閣参事官

安危

NISC

伊藤 情報セキュリティセンター
内閣参事官

NISC

南 副長官補(外政)
参事官補佐

外政

警

河原 警備局
外事課 課長補佐

警

石田 参事官

内調

法

井上 刑事局
公安課長

法

河邊 参事官

内調

公

木下 総務部
総務課審理室長

公

外務

外務

古谷 参事官

内調

外務

国際情報統括官組織
第一国際情報官 首席事務官

経

参事官補佐

内調

経

内田 経済産業政策局
知的財産政策室 課長補佐

参事官補佐

内調

防

田部井 防衛政策局
情報保全企画室長

防

防

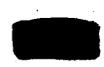
平成二十年七月三日(水)

十時

六〇五会議室

秘密保全法制 作業グループ

内調



出入口

第2回 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ
議事次第

(平成20年7月3日(木) 10:00～ 於：内閣府本府6階 605会議室)

1 秘密保全法制の在り方に関するこれまでの検討結果(資料1)

2 今後検討する論点について(資料2-1～2-4)

秘密保全法制の在り方に関する検討結果

- 秘密保全法制の目的・必要性
- 保全する秘密の対象及びその範囲
- 規制対象行為及び規制の方法 について

第1 秘密保全法制の目的・必要性

今般の秘密保全法制の在り方に関する検討は、複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化する必要がある、情報機能の強化に当たっては、情報の保全の徹底がその前提となるものであるとの認識の下、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を行うことをその趣旨としている。

したがって、ここで検討を行う秘密保全法制（以下「本法制」という。）は、「国等の重要な秘密の漏えいを防止することにより、国益を保護するとともに、国の安全を確保すること」を目的とするものであると言えるが、より具体的には、

- ① 外国情報機関等による活発な情報収集活動に対し、実効力のある秘密保全制度を確立すること（別紙1参照）。
- ② 政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内における情報共有の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙2参照）。
- ③ 安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙3参照）。

といった必要性が認められるところである。

我が国における秘密保全法制の在り方については、これらの目的・必要性を踏まえ、それに十分応えるものとする必要がある。

第2 保全する秘密の対象及びその範囲

1 秘密の対象

(1) 秘密とすべき事項の種類

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(2) 秘密とすべき事項の具体的範囲

[Redacted text block]

[REDACTED]

(3) 作成主体

[REDACTED]

[Redacted text block]

(4) 取得された情報 [Redacted]

[Redacted text block]

(5) 伝達先

[Redacted text block]

2 保全する秘密の範囲

(1) 秘匿性の程度

[Redacted text block]

(2) 秘密の指定

[Redacted text block]

第3 規制対象行為及び規制の方法（規制対象者の範囲を含む）

[Redacted text block]

[REDACTED]

以上

外国情報機関等の情報収集活動による情報漏えい等について

1 近年においても、以下のとおり、外国情報機関等による我が国における情報収集活動は活発に行われており、これにより情報が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が続いている状況にある。このような状況に対し、国等の重要な秘密の漏えいを防止するためには、実効力のある秘密保全法制の整備が必要である。

○ ボガチョンコフ事件

在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊内の秘密文書の写しと数十点の内部資料を提供していたもの（平成12年）。

○ シェルコノゴフ事件

在日ロシア通商代表部員が、現金30万円等の謝礼を対価に、会社社長（空自OB）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したものの（平成14年）。

○ 国防協会事件

在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したものの（平成15年）。

○ 上海総領事館員自殺事件

中国公安当局関係者が、上海総領事館員に対し、領事関係に関するウィーン条約に反し、情報提供を要求、当該総領事館員が自殺したものの（平成16年）。

○ サベリエフ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた半導体関連企業社員が、約100万円の謝礼を対価に、半導体製品に関する高度科学技術情報、企業情報等の社外秘情報を同部員に交付したものの（平成17年）。

○ ペツケビチ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた光学機器関連企業社員が、先端科学技術保有企業社員が、軍事転用可能な社外秘光学機器を窃取し、これを同部員に交付したものの（平成18年）。

○ 内閣情報調査室職員に対する情報収集活動

在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に交付したもの(平成20年)。

2 1のほか、外国情報機関等の情報収集活動によらない場合であっても、以下のように、国等の重要な秘密が漏えいした事案や、漏えいが懸念される状況があり、このような状況も踏まえれば、実効力を持った秘密保全法制の必要性は一層高い。

<情報漏えいがあった事例>

○ イージス事案

海上自衛隊の3等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の3等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡し、更に他の自衛官に渡ったもの(平成19年)。

<情報漏えいが懸念される例>

○ ファイル共有ソフトを利用している端末がウィルスに感染することにより、データが流出し、その内容がインターネット上で広く公開される事案が頻発しているところ、仮に、かかる端末に国の秘密であるデータが保存されていた場合には、これがウィルスに感染することにより、当該データファイルが流出し、広く公開されてしまうことが懸念される。

○ 政府機関のインターネット端末に対して、ウィルスが添付された不審なメールが送りつけられる事案が頻発しているところであるが、その中には、ウィルスに感染すると、コンピュータ端末が乗っ取られ、端末内に保存されているファイルやデータ等の情報が窃取されてしまうおそれがあり、これにより端末内に保存されている国の秘密が窃取されることが懸念される。

政府部内における情報共有の促進を図るための秘密保全法制による
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、政府における情報機能の強化には、政府部内における情報共有の促進が不可欠であり、情報共有の促進を図るためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要である。

なお、情報保全の強化については、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、情報収集・共有、事案対処への取組等を実施しているほか、セキュリティクリアランス等を今後実施することとしているが、秘密保全法制を整備して秘密漏えい等に対する規制を強化することにより、秘密保全のための担保措置がより強化されるとともに、同基本方針に盛り込まれたような措置が秘密保全法制に規定されれば、より実効力が伴った措置をとることが可能となるなど、秘密保全のための一層強固な基盤の整備が図られる。

○ 「対外情報機能強化に向けて」（平成17年9月対外情報機能強化に関する懇談会）

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

○ 「国家の情報機能強化に関する提言」（平成18年6月自由民主党政務調査会 国家の情報機能強化に関する検討チーム）

4. 情報共有の促進・情報コミュニティの緊密化と秘密保持

(1) 政府全体での情報共有の仕組みをつくり、情報共有促進のためにも各省共通の情報の保全基準（クリアランス）の制定、情報衛星等の技術的な情報活動の強化、音声・電磁波の漏洩防止あるいはデータベースへの侵入防止対策等における最新ハイテク技術の活用を図る。

(2) 国家の秘密に接する全ての者に秘密保持を義務づける法体系（罰則規定を含む）の新設・整備等を行う。

(3) (略)

外国からの円滑な情報提供の促進を図るための秘密保全法制による
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、国の安全を守るためには、安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図る必要があるが、そのためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要である。

反面、我が国における情報保全の取組を十分であると評価しない国は、上記法的基盤が未整備のままである場合、我が国への情報提供に躊躇することとなる。

- 「対外情報機能強化に向けて」(平成 17 年9月対外情報機能強化に関する懇談会)

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

- 『『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書』(平成 16 年 10 月安全保障と防衛力に関する懇談会)

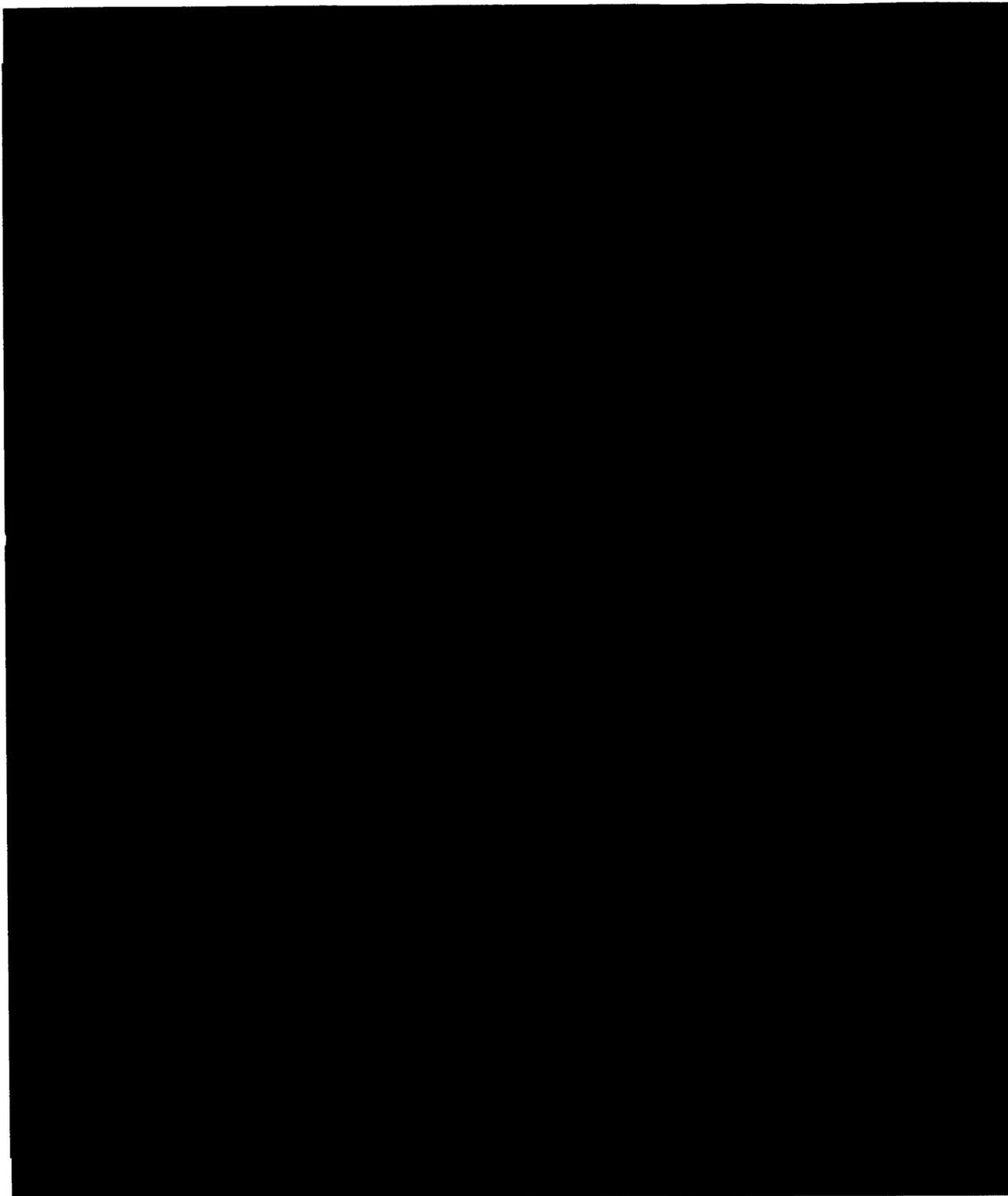
第2部 新たな安全保障戦略を実現するための政策課題

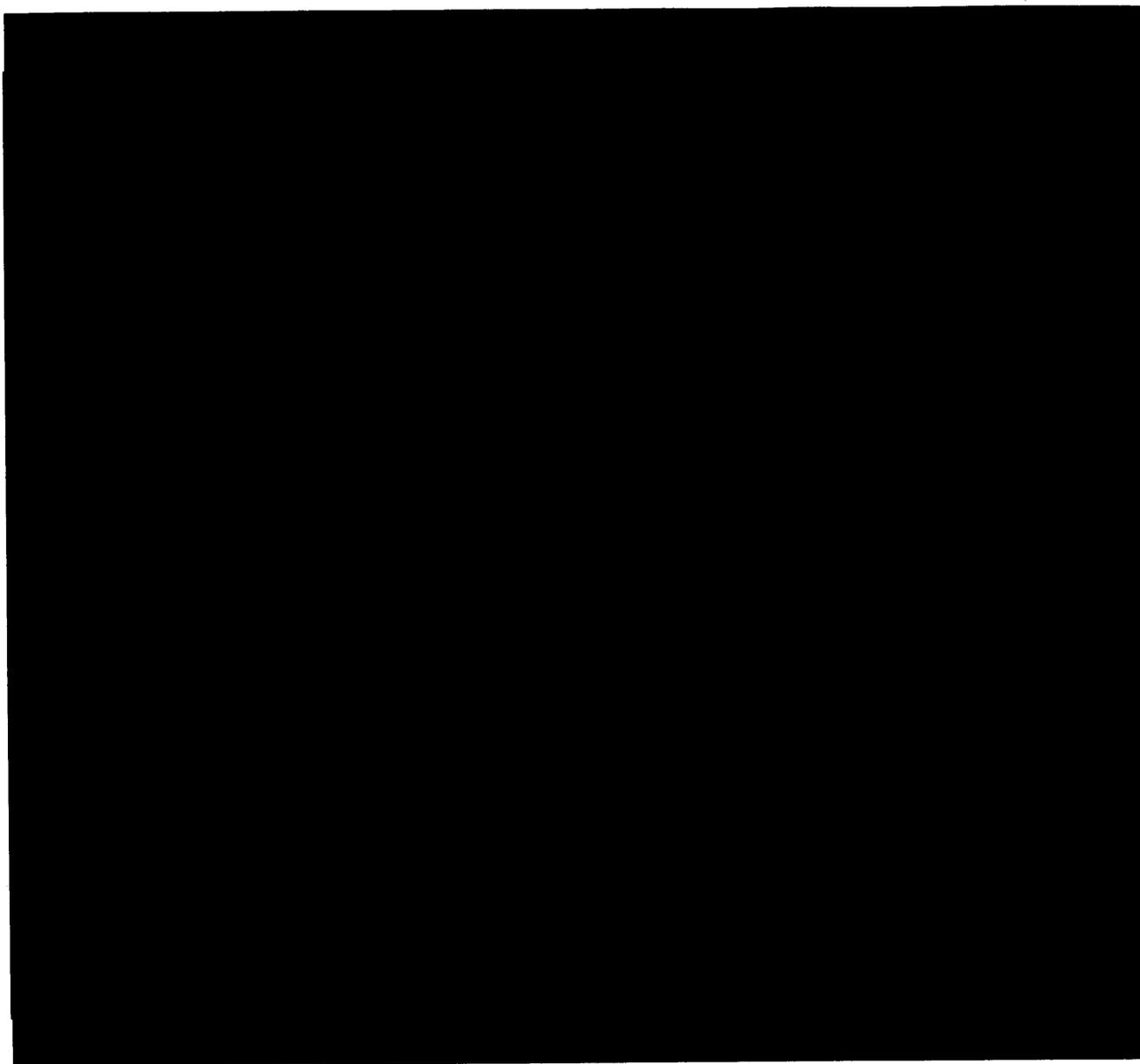
1 統合的安全保障戦略の実現に向けた体制整備

(2) 情報能力の強化

ウ 情報の保全体制の確立

共有した情報が外部に漏洩するようなことがあれば、情報の共有は困難となり、機微にふれる国際情報の持続的取得も妨げられるであろう。国を挙げて情報の集約・分析・活用を進めるには、情報の厳格な保全体制の確立が不可欠の前提となる。このため、安全保障・危機管理情報を扱う関係者に共通の厳格かつ明確な情報保全ルールを作り、実施することが不可欠である。その際、機密情報漏洩に関する罰則の強化も検討すべきである。





論点ペーパー (その4)

○ 罰則について

[Redacted text block containing multiple paragraphs of blacked-out content]

論点ペーパー (その5)

○ 秘密の指定

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○ 人的管理

1 適格性確認 (セキュリティクリアランス) 制度

[Redacted text block]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted text block]

○ 物的管理

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

論点ペーパー (その6)

○ 司法手続

[Redacted text block containing multiple paragraphs of blacked-out content]

論点ペーパー（その7）

○ 法形式について

[Redacted text block]

○ 基本的人権の尊重

[Redacted text block]

[REDACTED]

参考資料

(資料2-1~2-4関係)

現行の秘密保全に関する法制における罰則

	防衛秘密	特別防衛秘密	合衆国軍隊の機密	公務員法等
漏えい	① 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【5年以下の懲役】	① 我が国の安全を害する目的 【10年以下の懲役】 ② 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【10年以下の懲役】 ③ ①・②以外の者 【5年以下の懲役】	① 通常不当な方法によらなければ探知・収集できないもの漏えい 【10年以下の懲役】	① 職務上知ることのできた秘密を漏らした者 【1年以下の懲役又は50万円(国家公務員法以外は3万円)以下の罰金】
過失犯	② 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【1年以下の禁固又は3万円以下の罰金】	④ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【2年以下の禁固又は5万円以下の罰金】 ⑤ ④以外で業務により特別防衛秘密を知得・領有した者 【1年以下の禁固又は3万円以下の罰金】		
探知収集		⑥ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的又は不当な方法による探知・収集 【10年以下の懲役】	② 合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的又は不当な方法による探知・収集 【10年以下の懲役】	
周辺の行為	③ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えいの共謀・教唆・煽動 【3年以下の懲役】	⑦ ①・②の漏えいの陰謀・教唆・煽動 【5年以下の懲役】 ⑧ ⑥の探知・収集の陰謀・教唆・煽動 【5年以下の懲役】 ⑨ ③の漏えいの陰謀・教唆・煽動 【3年以下の懲役】	③ 通常不当な方法によらなければ探知・収集できないもの漏えい、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的又は不当な方法による探知・収集の陰謀・教唆・煽動 【5年以下の懲役】	② 漏えいの企て、命令、故意の容認、そのかし、ほう助 【1年以下の懲役又は50万円(国家公務員法以外は3万円)以下の罰金】
根拠	自衛隊法第122条	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第3条～第5条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第6条・第7条	国家公務員法第109条第12号・第111条、外務公務員法第3条・第27条、自衛隊法第118条第1項第1号・第2項、地方自治法第60条第2号・第62条)

カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(概要)

平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定

政府統一基準

I 特別管理秘密に係る基準

特別管理秘密

国の行政機関が保有する国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、公になつていないものうち、特に秘匿することが必要なものとして当該機関の長が指定したもの。

物的管理

- 段階的な秘密区分指定
- 情報へのアクセス管理
- 送達・廃棄等における秘密保全措置
- 情報システムへのアクセス管理

人的管理

- 秘密取扱者適格性確認制度
- 特別管理秘密の管理責任体制
- 特別管理秘密取扱者の秘密保全研修制度

II カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有

カウンターインテリジェンスに関する情報を、カウンターインテリジェンス・センターにおいて収集・分析し、各行政機関で共有

III カウンターインテリジェンス意識の啓発

職員一般を対象とし秘密保全の重要性等について啓発活動を実施

IV 事案対処

所属職員が外国情報機関の不審動向の対象となった場合等、必ず組織として対処

V 管理責任体制

カウンターインテリジェンス担当部署の指定等、責任体制の確立

カウンターインテリジェンス・センター

基本方針の施行に関する連絡調整等を行い、政府全体のカウンターインテリジェンスの中核として機能

施行: 政府統一基準 I については平成21年4月1日、同 II ~ V 及びカウンターインテリジェンス・センターについては平成20年4月1日

現行法制における秘密保全のための行政措置

	防衛秘密(自衛隊法)	特別防衛秘密(MDA法)
法律事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛大臣の指定(96の2①) ○ 標記(96の2②) ○ 通知(96の2②) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標記(2) ○ 関係者への通知(2)
政令事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標記の方法(113の2) ○ 通知の方法(113の3) ○ 他の行政機関の長との協議事項(113の4) ○ 契約業者の基準及び契約事項(113の5) ○ 防衛秘密管理者の指名(113の6) ○ 指定に関する記録及び防衛秘密管理者への通報(113の7) ○ 防衛秘密の表示(113の8) ○ 防衛秘密の周知(113の9) ○ 防衛省の防衛秘密取扱者の範囲の指定(113の10) ○ 他の行政機関等における防衛秘密取扱いの業務に伴う措置(113の11) ○ 防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置 ○ 防衛秘密の取扱いの管理のための措置(113の12) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秘密区分及びその指定、変更及び解除(1、2) ○ 標記の方法並びにその変更及び抹消(3) ○ 通知の方法及び秘密区分の変更又は解除の通知の方法(4) ○ 揭示(5) ○ 委託中における特別防衛秘密保護上の措置(契約条項に秘密保持規定を設ける)(6) ○ 特別防衛秘密保護上の措置の実施細目(複製、送達、伝達、接受、保管、破棄等の取扱いについての措置義務規定)(7)

注:括弧内は該当する条

裁判公開の原則について

裁判公開の原則

○ 日本国憲法
(裁判の公開)

第82条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなげればならない。

(刑事被告人の権利)

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

②・③ (略)

○ 裁判所法(昭和22年法律第59号)

(公開停止の手続)

第70条 裁判所は、日本国憲法第82条第2項の規定により対審を公開しないで行うには、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならぬ。判決を言い渡すときは、再び公衆を入廷させなければならぬ。

○ 「憲法(新版)」佐藤幸治(青林書店)(291ページ以下)

「憲法は、裁判官の全員一致で「公の秩序又は善良の風俗」を害するおそれがあると決した場合、対審は公開しないで行なうことができる」とするが、①「政治犯罪」(例、刑法77条以下で定める内乱罪など)、②「出版に関する犯罪」(例、破壊活動防止法4条1項2号・38条2項2号で定める内乱罪・外患罪の実行の正当性・必要性を主張した文書出版(印刷・頒布)する罪など)および③「この憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件」については、絶対的公開としている。③の「事件」は、①および②との関連から、刑事事件と解される。「問題となつてゐる」の意味は明確を欠くが、但書が①②③と列挙していることに鑑み、特定の「国民の権利」を制限する実体的法律に違反し、その制限が当該「国民の権利」の保障との関係で問題となる場合を指すものとして限定的に解すべきであらう。なお、(中略)非公開審理の可能性を認めるとした場合、公開停止の要件たる「公の秩序又は善良の風俗」の解釈が問題となる。ここでは、非公開審理の可能性に関連した特殊な問題として、情報公開法制の実施に関連してイン・カメラ・レヴュー(裁判官だけによる公文書の審査)を採用することの可否について言及しておく。(中略)情報公開法制の文脈では、裁判所は、直接公開自体の可否を決定しなければならぬ。その場合「推認」の方法のみで十分かどうか。従来制定された情報公開条例はほとんど例外なく「部分公開」について定めているが、とりわけそうした「部分公開」の可否の判断は、請求の対象となった公文書を実際にみることにしなは難しいことが少なくない。アメリカ合衆国の情報公開法はイン・カメラ・レヴューについて定めているが、わが国においても、そうした手法の適否および82条の公開裁判原則との関連での可否が問題となる。「公の秩序又は善良の風俗」を厳格に解し、かつ、それを制限的列挙と解すると、非公開審理の可能性は相当限定されたものとなり、イン・カメラ・レヴューも困難とならう。この点、(2)で述べたことを基本に考えるとすれば、その限りにおいて、「公の秩序又は善良の風俗」は例示的なものと解されることにならう。」

○ 「憲法 I」野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利(有斐閣)(396ページ)

「通常、憲法37条1項の公開裁判は、82条の定める公開原則を、刑事裁判に関して被告人の権利という側面から規定したものと解している。したがって、第1に、37条1項の要求する公開の範囲は、対審と判決の言渡しに限定され、裁判官の合議にまでは及ばず、第2に、82条2項の定める公開の制限は、37条にも適用されると考えられている。」

現行の司法手続における「秘密」の立証方法について

「推認」の方法

○ 外務省スパイ事件

- ・ 昭和44年3月18日東京高裁判決

「国家公務員法に秘密を漏らす罪およびこれをそのかす罪にいわゆる「秘密」とは、行政官庁により秘密扱いの指定、表示がなされたものであつて、その実体が刑罰による保護に値するものをいうと解すべきところ、訴訟法上、右秘密扱いの指定、表示のあつたことについての立証は、容易であつても、それが刑罰による保護に値する実体を備えているものであるかどうかについては、しかく容易ではない。なんとすれば、秘密扱いとされたものが公開の法廷に顕出されることにより、それが公表され、一般人に了解されることによつて、秘密性を失うことになりかねないからである。かかる場合には、それが秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があると認められるときは、原判示のような方法により、それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することもゆるされるものである。」

- ・ 昭和43年10月18日東京地裁判決(原判決)

「右秘密の指定が刑罰の制裁によつて保護するに足りる実体を備えていることの挙証責任は検察官にあることもよりであるが、検察官として、具体的立証の方法として、必ずしも秘密の指定のあつた事項の内容そのままを明らかにしななければならないものではなく、これに代えて、秘密の指定の手続、秘密指定のあつた事項の種類、性質、秘密の取り扱いを必要かつ相当とすると合理的な事由等を立証することによつて右指定の実質的機密性を推認させることも可能であり、このような場合にはとくに反証のないかぎり、立証の責任をつくしたものと解してさまたげない。」

○ 徴税虎の巻事件

- ・ 昭和35年4月6日大阪地裁判決(第1次第1審判決)

～証拠として提出された文書は大部分が「黒ぬり」であるためその内容を判別することができない以上、秘密であることを認めるに由なく、結局犯罪の証明なきに帰するとして無罪判決。

- ・ 昭和37年4月24日大阪高裁判決(第1次第2審判決)

～本件文書の秘密性を立証するために提出された証拠文書はその比率の大部分が「黒ぬり」であることは事実であるが、必ずしも比率の数字全部が明らかになれなくともその文書の記載内容の大綱を認識することができ、証人の取調べなどにより文書の内容を補足立証することが可能であり、しかも文書の秘密性の判断には比率の数字自体がそれほど重要性をもつものではなく、むしろその文書作成の経過方法、ことに数字の算出方法、使用目的、実際の適用方法、これを公開することによって生ずべき職務行政上の支障の有無程度等を明らかにすることによつてこれを判断すべきものと解せられるにもかかわらず、証人の取り調べ請求を却下した措置は違法なもので判決に影響を及ぼすことが明らかであるとして原判決を破棄、地裁に差戻し。

- ・ 昭和42年5月11日大阪地裁判決(第2次第1審判決)

～証人の取調べなど実質的審理を行なったが、結論的には本件文書は秘密に当たらないとして再度無罪判決。

- ・ 昭和48年10月11日大阪高裁判決(第2次第2審判決)

～本件文書の秘密の必要性及び非公知性を認め、秘密性を肯定し、有罪判決。

- ・ 昭和52年12月19日最高裁判決

～秘密性を肯定した原判決は正当として上告棄却。

「推認」の方法の限界

○ 「憲法(新版)佐藤幸治(青林書店)(291ページ以下)

従来、国家公務員法などの定める公務員の守秘義務に関連した事件において、判例は一般に実質秘説をとり、ただ、公開の法廷にそれを顕出できない相当の理由があるときは、「推認」の方法によるべきことを明らかにしてきた。こうした「推認」の方法で適切かつ十分かの問題があるが、刑事裁判の文脈では、「推認」で不十分で、かつ、国側が問題の資料をあくまで提出しないという場合には、裁判所として無罪とするという塗が可能である。

○ 反戦自衛官事件

・ 昭和50年2月22日新潟地裁判決

～被告人が自衛隊法に違反して急業をせん動したとされる特別警備訓練について、弁護人が、その実は治安出動訓練であって正当なデモの鎮圧のための訓練であり、被告人の行為は正当な行為であるとして、検察官が特別警備と治安出動が異なることの根拠としていた航空幕僚長通達の提出命令を申し立て、裁判所が提出命令を発したのに対し、航空幕僚長は職務上の秘密を理由に拒否し、更に防衛庁長官は通達を公開すると基地警備に支障が生じ国の重大な利益を害するとして提出の承諾を拒否した(※)。検察官は、通達起案者を証人申請したが、検察官は通達の内容の一部は証言を拒否するであろうとしていた。これに対し、裁判所は、同人を証人として取り調べても、結局、特別警備と治安出動の関連は明らかにならないまま残る部分があるとし、公訴事実の重要な争点につき、少しでも疑問が残る以上、被告をこのまま処罰することは、言論に関する事案だけに躊躇せざるを得ない、として、証拠調べの途中で事後の証拠調べを打ち切って無罪の判決を言い渡した。

(なお、昭和52年1月31日東京高裁判決(控訴審)は、審理不尽くとして、原審を破棄差戻し。)

※ 刑事訴訟法第103条(公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収をすることはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合は、承諾を拒むことができない。)を援用したもの。

本裁判例は、「秘密」の秘密性そのものについて争われたものではないが、裁判所が、職務上の「秘密」である通達の内容が明らかにならないければ公訴事実の重要な争点が解消できない場合において、その提出が拒否された場合には、無罪とすることもあることを示したものである。

第3回 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム【作業グループ】 議事録

1 日時：平成20年10月1日（水）1400～1410

2 場所：内閣府本府605会議室

3 案件：

- 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について
- その他（今後の予定）

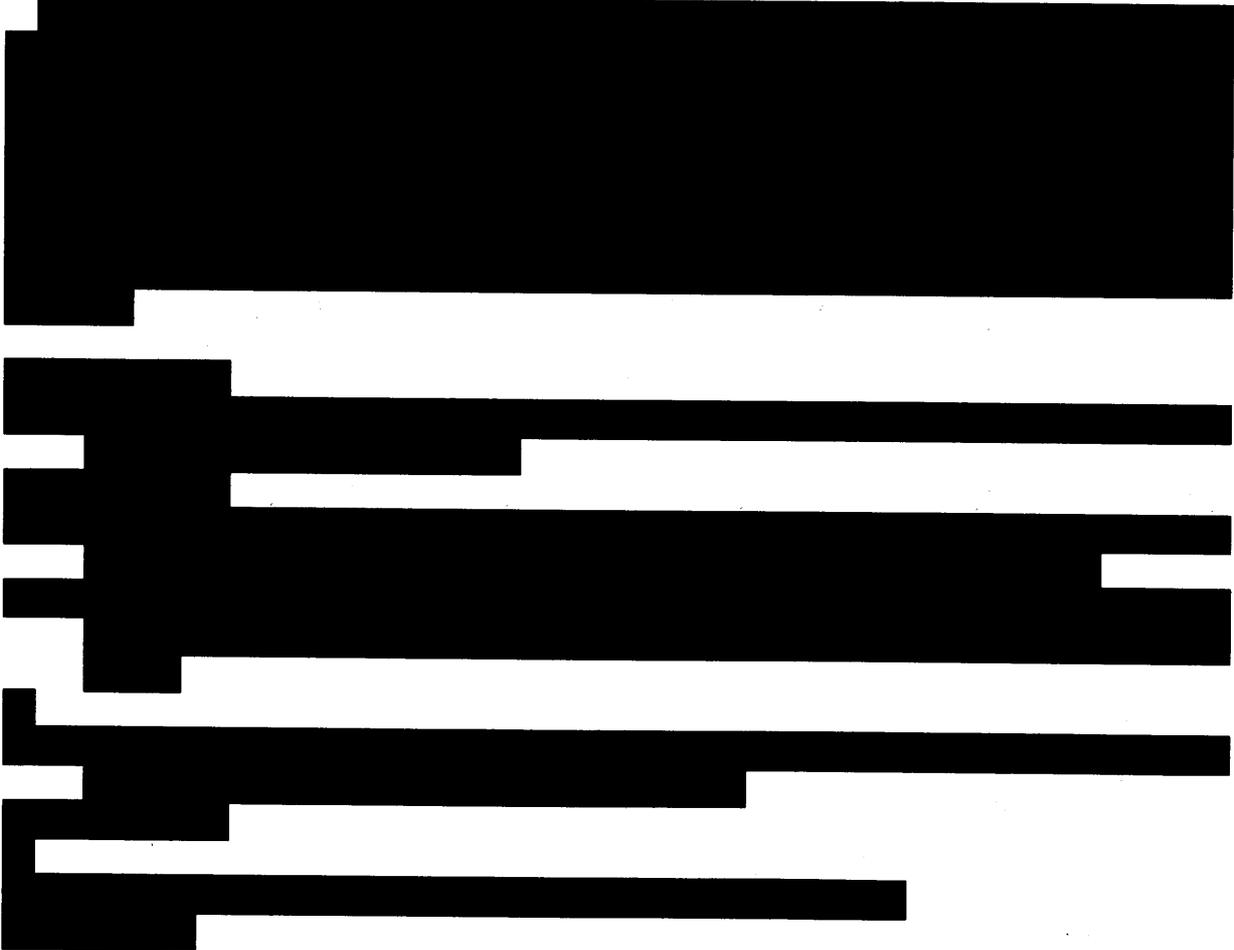
4 出席者：別添1のとおり（配席図は別添2のとおり）

5 資料：

- 議事次第（別添3）
- 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（案）（別添4）

6 概要：（河邊主幹による司会進行）

資料の内容についてはこれまで協議をしてきていることから、資料の説明を行わず意見等を求めたところ、特段の意見はなかった。



以上

第3回 秘密保全法制 作業グループ 出席者（実績）

日時：平成20年10月1日（水）14時00分

場所：内閣府本府庁舎 605会議室

省庁	部署・官職	氏名
内閣官房	副長官補（外政） ・ 内閣参事官	浅利 秀樹
	同 ・ 参事官補佐	時田 裕士
	副長官補（安危） ・ 内閣参事官	高橋 憲一
	同 ・ 内閣参事官	大石 吉彦
	同 ・ 参事官補佐	末富 理栄
	情報セキュリティセンター ・ 内閣参事官	伊藤 毅志
	同 ・ 主査	本多 祐樹
警察庁	警備局外事課 ・ 課長	瀧澤 裕昭
	同 ・ 課長補佐	河原 雄介
	警備局警備企画課 ・ 危機管理企画官	筋 伊知朗
	同 ・ 係長	■■■■
法務省	刑事局公安課 ・ 課長	井上 宏
	刑事局付	初又 且敏
公安調査庁	総務部総務課審理室 ・ 室長	木下 雅博
	同 ・ 室長補佐	■■■■
外務省	国際情報統括官組織第一国際情報官	鈴木 哲
	大臣官房総務課 ・ 事務官	■■■■
	国際情報統括官組織第一国際情報官室 ・ 事務官	■■■■
経済産業省	経済産業政策局知的財産政策室 ・ 室長	中原 裕彦
	同 ・ 課長補佐	内田 了司
	同 ・ 課長補佐	佐藤 力哉
防衛省	防衛政策局調査課情報保全企画室 ・ 室長	田部井 貞明
	同 ・ 専門官	松田 隆則

計 23名

(NISC)

情報セキュリティセンター
伊藤 内閣参事官

(NISC)

(安危)

副長官補(安危)
大石 内閣参事官

(警)

警備局警備企画課
筋 危機管理企画官

(警)

(安危)

副長官補(安危)
高橋 内閣参事官

(安危)

(警)

警備局
瀧澤 外事課長

(警)

(外政)

副長官補(外政)
浅利 内閣参事官

(外政)

(法)

刑事局
井上 公安課長

(法)

(内調)

古谷 内閣参事官

(公)

総務部
木下 総務課審理室長

(公)

(内調)

河邊 主幹

(外務)

国際情報統括官組織
鈴木 第一国際情報官

(外務)

(内調)

参事官補佐

(外務)

(経)

経済産業政策局
中原 知的財産政策室長

(経)

(経)

(防)

防衛政策局
田部井 情報保全企画室長

(防)

平成二十年十月一日(水)

十四時

、

六〇五会議室

第三回 秘密保全法制 作業グループ

(内調)

出入口

第3回 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ
議事次第

(平成20年10月1日(水) 14:00～ 於：内閣府本府6階605会議室)

- 1 「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について(案)」について

- 2 その他

秘密保全法制の在り方に関する
基本的な考え方について
(案)

平成20年10月 日

秘密保全法制の在り方に関する検討チーム
作業グループ

機密性 2 情報

はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化する必要があるが、情報機能の強化に当たっては、秘密の情報を適切に保護することがその前提となる。本検討チームは、このような認識の下、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を始めたものである。

我が国は、

- ① 外国情報機関等による情報収集活動に対し、実効力のある秘密保全制度を確立すること（別紙 1 参照）。
- ② 政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内における情報共有の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 2 参照）。
- ③ 安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 3 参照）。

といった必要性に迫られている現状にある。我が国が目指すべき秘密保全法制（以下「本法制」という。）は、これらの課題に応え、ひいては「我が国の国益を保護するとともに、国の安全を確保する」という目的に寄与するものでなければならない。そして、国及び国民の安全を預かる立場にある政府にとって、本法制の制定は、喫緊の課題であり、そのため、本法制の内容については、早期に実現可能性のある現実的なものとすることが重要である。本作業グループは、このような観点から検討を重ね、以下のとおり取りまとめたものである。

第 1 秘密の範囲

1 秘密とすべき事項

機密性 2 情報

(1) 秘匿することによって守るべき利益

[Redacted text block]

(2) 秘匿の必要性の程度

[Redacted text block]

(3) 事項の限定列举

[Redacted text block]

[Redacted text block]

機密性 2 情報

[Redacted text block]

2 秘密の作成又は取得の主体に関する範囲

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

機密性 2 情報

[Redacted]

第2 秘密の管理

1 秘密の指定

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

機密性 2 情報

[Redacted]

2 秘密の伝達

[Redacted]

機密性 2 情報

[Redacted text block]

3 人的管理

(1) 適格性確認（セキュリティクリアランス）制度等

[Redacted text block]

機密性 2 情報

[Redacted text block]

(2) その他

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

4 その他の保全措置

[Redacted text block]

第3 罰則及び司法手続

1 禁止行為

[Redacted text block]

機密性 2 情報

[Redacted text block]

[Redacted text block]

機密性 2 情報

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

機密性 2 情報

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

機密性 2 情報

[Redacted text block]

[Redacted text block]

機密性 2 情報

[Redacted text block]

機密性 2 情報

[Redacted text block]

2 法定刑

[Redacted text block]

機密性 2 情報

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

3 司法手続

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

第 4 法形式

[Redacted text block]

[Redacted text block]

第5 基本的人権の尊重

[Redacted text block]

[Redacted]

第6 その他

[Redacted]

最後に

以上、我が国における秘密保全法制について、その真にふさわしい在り方を検討してきたところであるが、先に取りまとめられた「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議）においても言及されているように、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するため、政府の情報機能の強化が求められている現状において、その前提となる情報保全の徹底を図ること、殊に、強い実効力を伴った秘密保全法制の整備については、今や現実の課題として着実にこれを推進していくべき段階にある。

本報告は、各論において更なる検討を要する課題もいくつか残してはいるが、今後は、本報告を踏まえ、秘密保全法制の整備に向けた更に具体的な取組を行っていくことが求められる。

第4回 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム【作業グループ】 議事録

- 1 日時：平成20年10月24日（金）1000～1025
 - 2 場所：内閣府本府5階 特別会議室
 - 3 案件：○ 第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合の結果について
○ 当面検討を進める主な論点について
 - 4 出席者：別添1のとおり（配席図は別添2のとおり）
 - 5 資料：○ 議事次第（別添3）
○ 当面検討を進める主な論点（別添4）
 - 6 概要：（河邊主幹による司会進行）
- 10月7日に開催された検討チーム会合の結果について、河邊主幹から以下のとおり説明がなされた。

[Redacted]

- 続いて、当面検討を進める主な論点について、河邊主幹から以下のとおり説明がなされ、具体的な内容については [Redacted] 補佐から資料に沿って説明がなされた。

[Redacted]

- 今後の検討の進め方について、関係省庁に適宜相談しながら内調において検討を進めていき、ある程度具体的なイメージが出来上がった段階で皆さんにお集まりいただいて議論をし、結論を出していきたい旨説明がなされ、現時点で詰めることが可能な主な論点、今後の進め方、また、論点ペーパーの内容について意見等を求めた。意見等の概要は以下のとおり。

[Redacted]

第4回 秘密保立法制 作業グループ
出席者（実績）

日時：平成20年10月24日（金）10時00分
場所：内閣府本府庁舎 5階 特別会議室

省庁	部署・官職	氏名	
内閣官房	副長官補（外政）	・内閣参事官	浅利 秀樹
	同	・参事官補佐	時田 裕士
	副長官補（安危）	・内閣参事官	高橋 憲一（欠）
	同	・内閣参事官	大石 吉彦
	同	・参事官補佐	末富 理栄
	情報セキュリティセンター	・内閣参事官	伊藤 毅志
	同	・主査	本多 祐樹
警察庁	警備局警備企画課	・危機管理企画官	筋 伊知朗
	同	・係長	■■■■
法務省	刑事局付（代理）		初又 且敏
公安調査庁	総務部総務課審理室	・室長	木下 雅博
外務省	国際情報統括官組織第一国際情報官		鈴木 哲
	大臣官房総務課	・事務官	■■■■
	国際情報統括官組織第一国際情報官室	・事務官	■■■■
経済産業省	経済産業政策局知的財産政策室	・課長補佐（代理）	内田 了司
	同	・係長	真保 洋（欠）
防衛省	防衛政策局調査課情報保全企画室	・室長	田部井 貞明
	同	・専門官	松田 隆則

計 16名

（内調）

河邊主幹、吉岡総括、古谷参事官、■■■■補佐、■■■■主査

合計21名

平成二十年十月二十四日(水) 十時～ 五階 特別会議室

第四回 秘密保全法制 作業グループ

情報セキュリティセンター
伊藤 内閣参事官 (NISC)

警備局警備企画課
筋 危機管理企画官 (警)

刑事局
初又 刑事局付 (法)

総務部
木下 総務課審理室長 (公)

国際情報統括官組織
鈴木 第一国際情報官 (外務)

経済産業政策局
内田 知的財産政策室
課長補佐 (経)

防衛政策局
田部井 情報保全企画室長 (防)

副長官補(安危)
大石 内閣参事官 (安危)

副長官補(安危)
高橋 内閣参事官 (安危)

副長官補(外政)
浅利 内閣参事官 (外政)

吉岡 総括 (内調)

河邊 主幹 (内調)

古谷 内閣参事官 (内調)

参事官補佐 (内調)

参事官補佐 (内調)

(内調)

出入口

第4回 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ

議事次第

(平成20年10月24日(金) 10:00～ 於：内閣府本府5階特別会議室)

1 第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合の結果について

2 当面検討を進める主な論点について

当面検討を進める主な論点

1 適格性確認（セキュリティクリアランス）制度

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

2 禁止行為 (処罰対象行為)

[Redacted text block]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3

[REDACTED]

[REDACTED]

第5回 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム【作業グループ】 議事録

- 1 日時：平成21年4月15日（水）1330～1350
- 2 場所：内閣府本府5階 特別会議室
- 3 案件：第3回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合について
- 4 出席者：別添1のとおり（配席図は別添2のとおり）
- 5 資料：
 - 議事次第（別添3）
 - 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（案）（作業グループクレジット）（別添4）
 - 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（案）（作業G→検討Tへのクレジット変更案）（別添5）
 - 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（案）（検討チームクレジット）（別添6）

6 概要：（河邊主幹による司会進行）

- 冒頭、主幹から次のように説明がなされた。
 - ・ 4月21日（火）、合同情報会議終了後（午後4時30分目途）、第3回検討チームを開催予定。
 - ・ 議題は、
 - 1. 作業グループにおける追加検討結果等について
 - 2. 今後の秘密保全法制の検討の進め方についてを予定。

議題1については、セキュリティクリアランス制度と禁止行為（処罰対象行為）について昨年10月の検討チームに報告した報告書に赤字で盛り込み、これを追加の検討結果とし、資料2及び資料3のとおりクレジットを変更して検討チームにおける検討結果として取りまとめるもの。

議題2については、今後の検討の進め方等について議論していただくもの。

[Redacted content]

[REDACTED]

以上

第5回 秘密保全法制 作業グループ
出席者（実績）

日時：平成21年4月15日（水）13時30分

場所：内閣府本府庁舎 5階 特別会議室

省庁	部署・官職	氏名	
内閣官房	副長官補（外政）	・内閣参事官	浅利 秀樹
	同	・内閣事務官	佐藤 美奈
	副長官補（安危）	・内閣参事官	大石 吉彦
	同	・内閣事務官	富川 誠一
	同	・内閣事務官（NISC）	本多 祐樹
警察庁	警備局警備企画課	・危機管理企画官	筋 伊知朗
	同	・係長	■■■■
法務省	補佐官（代理）		鈴石 勝彦
公安調査庁	総務部総務課審理室	・室長	木下 雅博
	同	・室長補佐	■■■■
	同	・主任	■■■■
外務省	国際情報統括官組織第一国際情報官		鈴木 哲
	大臣官房総務課	・事務官	■■■■
	国際情報統括官組織第一国際情報官室	・事務官	■■■■
経済産業省	経済産業政策局知的財産政策室	・課長補佐（代理）	内田 了司
防衛省	防衛政策局調査課情報保全企画室	・室長	田部井 貞明
	同	・専門官	松田 隆則

計 17名

（内調）

河邊主幹、古谷参事官、■■■■補佐、■■■■

合計21名

平成二十一年四月十五日(水) 十三時三十分 五階 特別会議室

第五回 秘密保全法制 作業グループ

警備局警備企画課
筋 危機管理企画官

警

警

刑事局
初又 刑事局付

法

総務部
木下 総務課審理室長

公

公

公

国際情報統括官組織
鈴木 第一国際情報官

外務

外務

外務

経済産業政策局
内田 知的財産政策室
課長補佐

経

防衛政策局
田部井 情報保全企画室長

防

防

副長官補(安危)
大石 内閣参事官

安危

NISC

安危

副長官補(外政)
浅利 内閣参事官

外政

外政

河邊 主幹

内調

古谷 内閣参事官

内調

内調 [Redacted] 参事官補佐

内調

内調

出入口

第5回 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ
議事次第

(平成21年4月15日(水) 13:30～ 於：内閣府本府5階特別会議室)

1 第3回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合について

2 その他

秘密保全法制の在り方に関する
基本的な考え方について
(案)

平成21年4月21日

秘密保全法制の在り方に関する検討チーム
作業グループ

はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化する必要があるが、情報機能の強化に当たっては、秘密の情報を適切に保護することがその前提となる。本検討チームは、このような認識の下、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を始めたものである。

我が国は、

- ① 外国情報機関等による情報収集活動に対し、実効力のある秘密保全制度を確立すること（別紙 1 参照）。
- ② 政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内における情報共有の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 2 参照）。
- ③ 安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 3 参照）。

といった必要性に迫られている現状にある。我が国が目指すべき秘密保全法制（以下「本法制」という。）は、これらの課題に応え、ひいては「我が国の国益を保護するとともに、国の安全を確保する」という目的に寄与するものでなければならない。そして、国及び国民の安全を預かる立場にある政府にとって、本法制の制定は、喫緊の課題であり、そのため、本法制の内容については、早期に実現可能性のある現実的なものとするのが重要である。本作業グループは、このような観点から検討を重ね、以下のとおり取りまとめたものである。

第 1 秘密の範囲

1 秘密とすべき事項

(1) 秘匿することによって守るべき利益

[Redacted text block]

(2) 秘匿の必要性の程度

[Redacted text block]

(3) 事項の限定列举

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

2 秘密の作成又は取得の主体に関する範囲

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

第2 秘密の管理

[Redacted text block]

[Redacted]

2 秘密の伝達

[Redacted]

[Redacted text block]

3 人的管理

(1) 適格性確認（セキュリティクリアランス）制度等

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple paragraphs of information, all obscured by black bars.]

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[Redacted text block containing multiple paragraphs of blacked-out content]

[Redacted text block]

[Redacted]

(2) その他

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

4 その他の保全措置

[Redacted text block]

第3 罰則及び司法手続

1 禁止行為

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple paragraphs of obscured content]

[Redacted text block containing multiple paragraphs of blacked-out content]

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

2 法定刑

[Redacted text block containing multiple paragraphs of information under the heading '2 法定刑']

[Redacted line of text]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

3 司法手続

[Redacted text block]

第 4 法形式

[Redacted text block]

[Redacted text block]

第5 基本的人権の尊重

[Redacted text block]

第6 その他

[Redacted text block]

最後に

以上、我が国における秘密保全法制について、その真にふさわしい在り方を検討してきたところであるが、先に取りまとめられた「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議）においても言及されているように、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するため、政府の情報機能の強化が求められている現状において、その前提となる情報保全の徹底を図ること、殊に、強い実効力を伴った秘密保全法制の整備については、今や現実の課題として着実にこれを推進していくべき段階にある。

本報告は、各論において更なる検討を要する課題もいくつか残してはいるが、今後は、本報告を踏まえ、秘密保全法制の整備に向けた更に具体的な取組を行っていくことが求められる。

外国情報機関等の情報収集活動による情報漏えい等について

1 近年においても、我が国においては、以下のとおり、外国情報機関等による情報収集活動が行われており、これにより情報が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が続いている状況にある。このような状況に対し、国等の重要な秘密の漏えいを防止するためには、実効力のある秘密保全法制の整備が必要である。

○ ボガチョンコフ事件

在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊内の秘密文書の写しと数十点の内部資料を提供していたもの（平成 12 年）。

○ シェルコノゴフ事件

在日ロシア通商代表部員が、現金 30 万円等の謝礼を対価に、会社社長（空自OB）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したものの（平成 14 年）。

○ 国防協会事件

在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したものの（平成 15 年）。

○ 上海総領事館員自殺事件

中国公安当局関係者が、上海総領事館員に対し、領事関係に関するウィーン条約に反し、情報提供を要求、当該総領事館員が自殺したものの（平成 16 年）。

○ サベリエフ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた半導体関連企業社員が、約 100 万円の謝礼を対価に、半導体製品に関する高度科学技術情報、企業情報等の社外秘情報を同部員に交付したものの（平成 17 年）。

○ ペツケビチ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた光学機器関連企業社員が、軍事転用可能な社外秘光学機器を窃取し、これを同部員に交付したものの（平成 18 年）。

○ 内閣情報調査室職員に対する情報収集活動

在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に交付したもの（平成 20 年）。

- 2 1 のほか、外国情報機関等の情報収集活動によらない場合であっても、以下のように、国等の重要な秘密が漏えいした事案や、漏えいが懸念される状況があり、このような状況も踏まえれば、実効力を持った秘密保立法制の必要性は一層高い。

<情報漏えいがあった事例>

○ イージス事案

海上自衛隊の 3 等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の 3 等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官 3 名に渡し、更に他の自衛官に渡ったもの（平成 19 年）。

<情報漏えいが懸念される例>

○ ファイル共有ソフトを利用している端末がウィルスに感染することにより、データが流出し、その内容がインターネット上で広く公開される事案が頻発しているところ、仮に、かかる端末に国の秘密であるデータが保存されていた場合には、これがウィルスに感染することにより、当該データファイルが流出し、広く公開されてしまうことが懸念される。

○ 政府機関のインターネット端末に対して、ウィルスが添付された不審なメールが送りつけられる事案が頻発しているところであるが、その中には、ウィルスに感染すると、コンピュータ端末が乗っ取られ、端末内に保存されているファイルやデータ等の情報が窃取されてしまうおそれがあり、これにより端末内に保存されている国の秘密が窃取されることが懸念される。

政府部内における情報共有の促進を図るための秘密保立法制による
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、政府における情報機能の強化には、政府部内における情報共有の促進が不可欠であり、情報共有の促進を図るためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保立法制により法的基盤を整備することが必要である。

なお、情報保全の強化については、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、情報収集・共有、事案対処への取組等を実施しているほか、セキュリティクリアランス等を今後実施することとしているが、秘密保立法制を整備して秘密漏えい等に対する規制を強化することにより、秘密保全のための担保措置がより強化されるとともに、同基本方針に盛り込まれたような措置が秘密保立法制に規定されれば、より実効力が伴った措置をとることが可能となるなど、秘密保全のための一層強固な基盤の整備が図られる。

- 「対外情報機能強化に向けて」（平成 17 年9月対外情報機能強化に関する懇談会）

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

- 「国家の情報機能強化に関する提言」（平成 18 年6月自由民主党政務調査会 国家の情報機能強化に関する検討チーム）

4. 情報共有の促進・情報コミュニティの緊密化と秘密保持

(1) 政府全体での情報共有の仕組みをつくり、情報共有促進のためにも各省共通の情報の保全基準（クリアランス）の制定、情報衛星等の技術的な情報活動の強化、音声・電磁波の漏洩防止あるいはデータベースへの侵入防止対策等における最新ハイテク技術の活用を図る。

(2) 国家の秘密に接する全ての者に秘密保持を義務づける法体系（罰則規定を含む）の新設・整備等を行う。

(3) (略)

外国からの円滑な情報提供の促進を図るための秘密保全部制による
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、国の安全を守るためには、安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図る必要があるが、そのためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保全部制により法的基盤を整備することが必要である。

反面、我が国における情報保全の取組を十分であると評価しない国は、上記法的基盤が未整備のままである場合、我が国への情報提供に躊躇することとなる。

○ 「対外情報機能強化に向けて」(平成17年9月対外情報機能強化に関する懇談会)

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

○ 「『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書」(平成16年10月安全保障と防衛力に関する懇談会)

第2部 新たな安全保障戦略を実現するための政策課題

1 統合的安全保障戦略の実現に向けた体制整備

(2) 情報能力の強化

ウ 情報の保全体制の確立

共有した情報が外部に漏洩するようなことがあれば、情報の共有は困難となり、機微にふれる国際情報の持続的取得も妨げられるであろう。国を挙げて情報の集約・分析・活用を進めるには、情報の厳格な保全体制の確立が不可欠の前提となる。このため、安全保障・危機管理情報を扱う関係者に共通の厳格かつ明確な情報保全ルールを作り、実施することが不可欠である。その際、機密情報漏洩に関する罰則の強化も検討すべきである。

秘密保全法制の対象とすべき秘密に該当し得る
ものとして考えられる具体的な事項の例

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

別紙 5

秘密の内容	<p>○艦船、航空機、防衛施設、海軍工廠、海軍基地、潜水艦基地、燃料補給所、要塞、砲台、魚雷発射場、造船所、運河、鉄道、兵器庫、野営地、工場、鉱業場、電信・電話・無線・信号局、建築物、事務所、研究所又は調査基地等の国防に関連する場所であって、米国が所有し、建設し、若しくは建設中であり、米国、その官吏若しくは省庁が管理し、又は米国の排他的管轄区域内に所在するもの</p> <p>○艦船、航空機、兵器、弾薬等の戦時用の物資又は機器が米国のために製造、作成、修理、保管又は研究開発されている場所であって、米国、その省庁又は米国を代表する者との契約等の下にあるもの</p> <p>○陸海空軍が使用するものの作成、建造又は保管がなされ、その関連情報が国防を損ない得ると大統領が判断し、大統領が宣言により指定する禁止場所に関する情報</p>	<p>○国防に関するあらゆるものの略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置、文書、書面又は記録</p>
漏えい		
過失犯		
探知収集	<p>・米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にし得るとの意図又はそのように信じる立場による国防に関する情報の入手を目的とした上記場所への接近、立入り若しくは上空の飛行又はその他の方法による上記場所の情報の入手</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	<p>・米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にし得るとの意図又はそのように信じる立場による国防に関する情報の入手を目的とした複写、作成、製作若しくは入手又はこれらの企図</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(a)	合衆国法典第18編第37章第793条(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	<p>○国防に関するあらゆるものの文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置又は記録</p>	<p>①国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置又は記録</p> <p>②国防に関する情報であって、米国に不利をもたらし、又は外国を有利にし得るとの意図又はそのように信じる立場にあるものと所有者が信じる立場になるもの</p>
漏えい		<p>①合法的な所有・利用・管理・受託をしている者による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無権限者への教授、引渡し、伝達若しくは伝達させること又はこれらの未遂 ・権限ある公務員又は被用者の要請に対する故意の保持又は不提出 <p>②無許可で所有・利用・管理をしている者による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無権限者への教授、引渡し、伝達若しくは伝達させること又はこれらの未遂 ・故意の保持又は権限ある公務員若しくは被用者への不提出 <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集	<p>・違法に入手、作成、製作等されるものと認識し、又は認識できる立場の者による国防に関する情報の入手を目的とした受領若しくは入手又はこれらの合意若しくは計画</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(c)	合衆国法典第18編第37章第793条(d)(e)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘密の内容	○国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置、記録又は情報	○国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、記録、機器、装置又は情報
漏えい		<p>・米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にし得るとの意図又はそのように信じる立場の者による外国政府、外国勢力若しくは外国軍又はそれらの代表者、公務員、代理人、職員、兵士若しくは市民に対する直接又は間接の教授、引渡し若しくは伝達又はこれらの未遂</p> <p>【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】</p> <p>死刑は、陪審員団又は陪審員団が設置されていない場合は裁判所が、</p> <p>①犯罪の結果、米国の諜報員の身分が外国に知れたためその命が奪われたものである</p> <p>②犯罪が、核兵器、軍事宇宙船・衛星、早期警戒システム等の大規模攻撃に対する防衛又は反撃の手段、戦争計画、通信諜報・暗号解読情報その他の主要兵器システム又は主要防衛戦略要素に直接関わるものである</p> <p>と認められた場合に限る。</p>
過失犯	合法的な所有・利用・管理・受託をしている者による、重過失での保管場所からの不法な移動、他人への引渡し、紛失、盗用、窃取若しくは破壊又はこれらの事実があったことの報告懈怠	
探知収集		
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(f)	合衆国法典第18編第37章第794条(a)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	①軍隊、艦船、航空機又は軍需物資の移動、数量、内容、状態又は性質 ②軍事作戦又は軍事行動の計画若しくは実施又はそれらの案 ③防衛力強化に向け、又は関連して行われる作業又は措置に関連するなど、敵側の役に立ち得る国防に関する情報	極めて重要な軍事施設又は設備であって、国防上の必要からその情報を保護すべきものとして大統領が指定したもの
漏えい	・戦時において、敵に伝達される意図を有し、又は伝達されると信じる立場による公表又は伝達	【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】
過失犯		
探知収集	・戦時において、敵に伝達される意図を有し、又は伝達されると信じる立場による収集若しくは記録又は入手の試み	【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】
その他		<p>・司令官等の許可及び検閲等を受けない写真、略図、画像、図面、地図又は図表の作成</p> <p>・写真、略図、画像、図面、地図又は図表を作成する目的による航空機又は飛行装置の使用又はこれらを使用させたこと</p> <p>・大統領による指定の30日経過以降における軍当局の検閲済表示のない写真、略図、画像、図面、地図又は図表の無許可による複製、公表、販売又は寄贈</p> <p>【罰金若しくは1年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
根拠	合衆国法典第18編第37章第794条(b)	合衆国法典第18編第37章第795条～第797条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘密の内容	<p>①米国又は外国政府の、 ・コード、暗号又は暗号解読装置の性格、作成又は仕様 ・暗号解読用又は通信諜報用の装置、器具又は器械の設計、建造、仕様、保守又は修理 ・通信諜報活動に関する秘密</p> <p>②外国政府の通信活動から通信諜報手段により入手された秘密 (「秘密」とは、米国政府機関が、国家安全保障を理由に、その普及や流通の制限又は禁止をするよう特に指定した情報をいう。)</p>	<p>①防衛上又は外交上の理由から権限なき開示に対して保護すべきものとして大統領命令又は制定法に従い米国政府によって指定された情報</p> <p>②原子力エネルギー法第11条第y項に規定する情報 (②の情報とは、核兵器の設計、製造若しくは使用、特別な核物質の生産又はエネルギー生産における特別な核物質の利用に関するあらゆるデータのうち、原子力委員会によって秘密指定が解除されていないものをいう。)</p>
漏えい	<p>・米国の安全と利益を損い、又は米国に害をもたらす外国政府の利益となる目的での無権限者への教授、提供、伝達等により使用に供したこと</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	<p>・米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にし得ると信じる立場の者の故意のコンピュータへの権限のない又は権限の範囲を超えたアクセスによる無権限者への故意の通信、配信若しくは伝達若しくは故意にこれらがなされるようにすること若しくはこれらの試み又は故意の保持による受領権限を有する米国の公務員又は被用者への不提出</p> <p>【罰金若しくは10年(再犯の場合は20年)以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	合衆国法典第18編第37章第798条	合衆国法典第18編第47章第1030条(a)(1)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	<p>○職務、地位又は契約により所持するに至った米国の秘密情報を含む文書又は資料 (「米国の秘密情報」とは、国防上の観点から、権限のない開示から保護するために、政府によって作成され、支配され、又は保持されている防衛又は外交に関する情報であって、法又は大統領命令に基づき指定されたものをいう。)</p>	<p>○原子力委員会によって指定された秘密情報を含む文書、書面、スケッチ、写真、計画、モデル、道具、器具、機器、ノート又は情報</p>
漏えい	<p>米国の公務員、被用者、契約下にある者又はコンサルタントによる権限のなく無許可の場所に置く目的での故意の持出し(議会への提供のために行うものを除く)</p> <p>【罰金若しくは1年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	<p>・合法又は非合法で所持、アクセス、管理、又は受託をしている者による米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にする意図での伝達、送信若しくは開示又はこれらの試み若しくは企図</p> <p>【不定期の自由刑若しくは10万ドル以下の罰金又はこれらの併科】</p> <p>・上記の者の上記の行為につき、米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にする立場にある場合</p> <p>【10年以下の自由刑もしくは5万ドル以下の罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	合衆国法典第18編第93章第1924条	合衆国法典第42編第23章第2274条(a)(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘密の内容	○秘密エージェントを特定するあらゆる情報	○米国の安全保障に影響を与えるものとして、大統領又は大統領の承認を得た行政機関の長又は企業の長によって秘密指定された情報
漏えい	<p>・秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限があり、又はあった者による当該情報が秘密エージェントを特定するものであること及び当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知っての無権限者への故意の開示</p> <p>【10年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・秘密情報にアクセスする権限がある者による当該情報が秘密エージェントを特定するものであること及び当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知り、並びに当該アクセス権限により秘密エージェントの正体を知っての無権限者への故意の開示</p> <p>【5年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・当該情報が秘密エージェントを特定するものであること及び当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知りつつ、秘密エージェントを特定し暴露するための活動において当該活動が米国の対外情報活動を害し、又は妨害するものであると信じる立場にあり、かつ、秘密エージェントの正体を知った者による無権限者への故意の開示</p> <p>【3年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・政府若しくは行政機関の公務員若しくは被用者又は政府がすべて若しくはほとんどを所有している企業の職員若しくは被用者であって、大統領又は行政機関若しくは企業の長による特別な権限が付与されておらず、当該情報が秘密指定されたものであるということを知り、又は知る立場にあり、相手の正体を知り、又は知る立場にある者による外国政府のエージェント又は代表者への何らかの手段又は方法による伝達</p> <p>【1万ドル以下の罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科及び事務所を所有する資格又は米国の憲法若しくは法令に基づく名譽、利益若しくは信用を有する立場の剥奪】</p>
過失犯		
探知収集		<p>・外国政府のエージェント又は代表者による当該情報を保管管理する行政機関又は企業の長による特別な伝達権限のない米国若しくは行政機関の公務員若しくは被用者又は米国がすべて若しくはほとんどを所有している企業の職員若しくは被用者からの直接又は間接の入手若しくは受領又はこれらの試み</p> <p>【1万ドル以下の罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科及び事務所を所有する資格又は米国の憲法若しくは法令に基づく名譽、利益若しくは信用を有する立場の剥奪】</p>
その他		
根拠	合衆国法典第50編第15章第421条(a)~(c)	合衆国法典第50編第23章第783条(a)(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	○公式の外交コード又は当該コードのために用意され、若しくは用意されたものであるとされている事項	①公式の外交コード又は当該コードのために用意され、若しくは用意されたものであるとされている事項 ②外国政府と米国の外交部局との通信過程において得られた事項
漏えい		<p>・政府の被用者による許可又は正当な権限のない故意の公表又は他者への提供</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集	政府の被用者の地位に基づく入手、保管又はアクセス 【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】	
その他		
根拠	合衆国法典第18編第45章第952条	合衆国法典第18編第45章第952条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	<p>○禁止区域</p> <p>①国が所有する、防衛施設、兵器保管所、工場、基地、ドック、駐屯地、艦船、電信若しくは信号の基地又は庁舎及び国が所有する、艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材若しくはこれらに関連する計画書若しくは書類の建設、改修、製造若しくは保管をする他の場所</p> <p>②国が所有しないが、艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材若しくはこれらに関連する計画書若しくは書類が、契約に基づき作成、改修、取得、若しくは保管されている場所</p> <p>③国が所有する場所であって、その情報が重要なものであり、又は損害が与えられた場合には敵に有利になるものとして、内務大臣の命令により随時禁止区域として公表された場所</p> <p>④国が所有する、線路、道路、水路その他の水陸の移動手段(これらの一部又はこれらと接続されている建造物又は構造を含む)、ガス、水道、電力施設その他の公共施設のために使用される場所又は艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材その他これらに関連する計画書若しくは文書が作成、改修若しくは保管されている場所であって、その情報が重要なものであり、又は破壊、妨害若しくは干渉された場合には敵に有利となるものとして、内務大臣の命令により随時禁止区域として公表された場所</p>
漏えい	<p>・国の治安又は権益を脅かす目的による直接又は間接に敵に有用となるものであり、又は有用となることを意図した見取図、平面図、模型、記事、メモその他の書類又は情報の第三者への伝達</p> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p>
過失犯	
探知収集	<p>・国の治安又は権益を脅かす目的による接近、侵入又は付近での居住</p> <p>・国の治安又は権益を脅かす目的による直接又は間接に敵に有用な又は有用となることを意図した見取図、平面図、模型又は概略図の作成</p> <p>・国の治安又は権益を脅かす目的による直接又は間接に敵に有用な又は有用となることを意図した見取図、平面図、模型、記事、メモその他の書類又は情報の取得</p> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p>
その他	
根拠	1911年公務秘密法第1条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	<p>○防諜若しくはインテリジェンスの機関の構成員としての地位に基づき、又は本規定が適用される者である旨の通知が有効な間に職務を通じて保有しており、又は保有していた防諜又はインテリジェンスに関する情報、文書その他の物</p>	<p>○防諜又はインテリジェンスの機関の構成員としての地位以外の地位に基づき保有しており、又は保有していた防諜又はインテリジェンスに関する情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・防諜若しくはインテリジェンスの機関の構成員であり、若しくはあった者又は本規定が適用される旨の通知を受けており、若しくは受けた者による適法な権限のない開示</p> <p>(「通知」は、対象者の業務が防諜又はインテリジェンスに関するものあって、国家安全保障の利害の観点から本規定の対象とすべきと大臣が判断する場合に、大臣の書面により行われる。)</p> <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない害を及ぼす開示</p> <p>(「害を及ぼす開示」とは、</p> <p>①防諜若しくはインテリジェンスの業務又はこれらの一部に害を与えるもの</p> <p>②権限のない開示がなされた場合には①の害が生じるおそれがあるもの又は①の害と同様の事態が生じるおそれがある種別又は内容の情報に係るものをいう。)</p> <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第1条(1)	1989年公務秘密法第1条(3)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた防衛に関する情報、文書その他の物 (「防衛」とは、 ①国軍の規模、形態、組織、後方支援、部隊編成、戦略的配置、作戦行動、戦闘能力及び訓練 ②国軍の武器、備品その他の装備、これらの装備の発明、開発、生産及び操作並びにこれらの装備に関する調査研究 ③防衛に関する政策及び戦略並びに軍事に関する計画及びインテリジェンス ④戦時に不可欠となる支給及び供給を維持するための計画及び方策をいう。)</p>	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた国際関係に関する情報、文書その他の物又は英国以外の国若しくは国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない害を及ぼす開示 (「害を及ぼす開示」とは、 ①軍の任務を遂行するための軍事力又はその一部に害を及ぼし、軍の構成員の生命を失い、若しくは身体に危険を及ぼし、又は軍の施設又は装備に重大な損害を及ぼすもの ②①のほか、海外における英国の国益を損ね、かかる国益の増進若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英国国民の安全に害を及ぼすもの ③権限のない開示がなされた場合には①又は②のような影響が生じるおそれがあるものをいう。) 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない害を及ぼす開示 (「害を及ぼす開示」とは、 ①海外における英国の国益を損ね、かかる国益の増進若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英国国民の安全に害を及ぼすもの ②権限のない開示がなされた場合には①の影響が生じるおそれがあるものをいう。) 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第2条(1)	1989年公務秘密法第3条(1)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた ①犯罪行為を生ぜしめるもの ②脱獄又は法に基づき拘束されている者の拘束の害となるその他の行為を容易にするもの ③犯罪の予防若しくは発覚又は容疑者の逮捕若しくは訴追の妨げとなるもの ④権限なき開示により①～③の影響が生ずるおそれがあるものに関する情報、文書その他の物</p>	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた ①1985年通信傍受法第2条に基づく令状により、若しくは2000年調査権限規制法第5条に基づく通信傍受令状により行われる通信傍受により得られる情報、通信傍受により情報を入手することに関する情報又はかかる通信傍受のために使用され、通信傍受に使用するために保管され、若しくは通信傍受により得られた文書その他の物 ②1989年保安部法第3条若しくは1994年情報機関法第5条に基づく令状によって授けられた行為若しくは同法第7条に基づく権限により得られる情報、かかる行為により情報を入手することに関する情報又はかかる行為のために使用され、かかる行為に使用するために保管され、若しくはかかる行為によって得られた情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない開示 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない開示 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第4条(1)(2)	1989年公務秘密法第4条(3)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	○1989年公務秘密法第4条までの規定により保護対象となっている情報、文書その他の物	○1911年公務秘密法第1条違反により保有するに至った情報、文書その他の物
漏えい	<p>・1989年公務秘密法第4条までの規定による保護対象であること及び次のいずれかに該当することにより保有するに至ったものであることを知り又は知っていたと信ずるに足る合理的理由がある場合における次のいずれかにより保有するに至った者による適法な権限のない開示</p> <p>①公務員又は政府と契約関係にある者による適法な権限のない開示 ②秘匿性の確保を条件とし、又は秘匿性の確保が合理的に期待できるものとしてなされた公務員又は政府と契約関係にある者による委託 ③②の委託を受けた者による適法な権限のない開示</p> <p>ただし、防諜、インテリジェンス、防衛、国際関係に関する情報、文書その他の物又は英国以外の国若しくは国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物については、次のいずれかの場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・害を及ぼす開示でない場合 ・害を及ぼす開示であることを知らず、又は知っていたと信ずるに足る合理的根拠がない場合 ・①のうち政府と契約関係にある者によるもの又は③の開示が英国民以外により又は英国領以外で行われる場合 <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・1911年公務秘密法第1条違反により保有するに至ったことを知り、又は知っていると信ずるに足る合理的理由がある場合における適法な権限のない開示</p> <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第5条(1)～(5)	1989年公務秘密法第5条(6)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	○秘匿性の確保を条件として伝達され、又は秘匿性の確保が合理的に期待できる状況において秘匿性を確保したまま伝達された情報、文書又は物件であって、防諜、インテリジェンス、防衛若しくは国際関係に関するもの又は英国により若しくは英国のために秘匿性を確保したまま外国若しくは国際機関に伝達されたもの	○秘匿性の確保を条件とし、又は秘匿性の確保が合理的に期待できる状況において秘匿性を確保したまま伝達された情報、文書又は物件であって、1989年公務秘密法第5条までの規定によってはその適法な権限のない開示が違法とはならないもの
漏えい	<p>・外国又は国際機関若しくはその加盟国による権限のない開示により保有するに至った者による適法な権限のない害を及ぼす開示 (当該情報等の内容及びその保有がこの規定に定めるものに該当し、並びにその開示が害を及ぼすものであることを知り、又は知っていたと信ずるに足る合理的根拠がある場合に限る)</p> <p>ただし、保有する情報等が、次のいずれかに該当する場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適法な権限により開示されたもの ・外国又は国際機関若しくはその加盟国の認めるところにより既に公開されているもの <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・情報等を保有するに至った者による適法な権限のない害を及ぼす開示 (当該情報等の内容及びその保有がこの規定に定めるものに該当し、並びにその開示が害を及ぼすものであることを知り、又は知っていたと信ずるに足る合理的根拠がある場合に限る)</p> <p>ただし、保有する情報等が、次のいずれかに該当する場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適法な権限により開示されたもの ・外国又は国際機関若しくはその加盟国の認めるところにより既に公開されているもの <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第6条(1)(a)、(2)～(5)	1989年公務秘密法第6条(1)(b)、(2)～(5)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	○1989年公務秘密法第7条までの規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物であって、公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有し、又は管理していたもの	○1989年公務秘密法第5条の規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物であって、保有され、又は管理されているもの
漏えい		
過失犯	・公務員(第1条第1項の通知を受けた者を含む)又は政府と契約関係にある者による権限なき開示を防止するための注意義務違反又は当該者に合理的に期待される注意義務違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・秘匿性の確保を条件とし、又は秘匿性の確保が公務員若しくは政府と契約関係にある者により合理的に期待できる状況において公務員又は政府と契約関係にある者から保有するに至った者の権限なき開示を防止するための注意義務違反又は開示をした者に合理的に期待される注意義務違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
探知収集		
その他	・公務員(第1条第1項の通知を受けた者を含む)によるその職務上の義務に反した文書又は物件の保持 (職務上の義務に従っていると信じ、それを否定する合理的根拠がない場合を除く) ・政府と契約関係にある者による文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示に対する違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示に対する違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	1989年公務秘密法第8条(1)～(3)	1989年公務秘密法第8条(4)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	○1989年公務秘密法第6条の規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物であって、保有され、又は管理されているもの	○防諜、インテリジェンス、防衛、国際関係若しくは英国以外の国若しくは国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物又は1989年公務秘密法第4条の対象となる情報、文書その他の物
漏えい		・1989年公務秘密法第7条までの規定によりその権限のない開示が違法となる情報、文書その他の物への権限のないアクセスのために使用されることが合理的に予想される状況における次の場合の開示 ①開示をした者が公務員又は政府と契約関係にある者としての地位により保有し、又は保有していた場合 ②開示をした者が公務員又は政府と契約関係にある者としての地位により保有していることを知り又は知っていたと信ずるに足る合理的理由がある場合 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
過失犯		
探知収集		
その他	・文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示に対する違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	
根拠	1989年公務秘密法第8条(5)	1989年公務秘密法第8条(6)～(8)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

取扱注意

秘密の内容	○国家秘密 (「国家秘密」とは、ドイツ連邦共和国の対外的安全に重大な不利益となる危険を回避するために限られた範囲の者しか取り扱うことができず、外国の権力に対して秘密を保持しなければならない事実、物又は知識をいう。自由民主主義の基本秩序に違反する事実及び相手国に対して秘密とすべきであっても国家間の軍備削減約束に違反する事実は、国家秘密ではない。)
漏えい	①外国権力若しくはその仲介者への教示 ②ドイツ連邦共和国を不利にし、又は外国権力を支援するための無権限者への提供又は公表 によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の招来 【1年以上(特に重大なケースでは終身又は5年以上)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によりドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しないものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰するとき ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しないとき ③当該行為が状況に照らし適切なものではないとき 【各条に規定する罰則】
探知収集	・上記漏えいをするための入手 【1年以上10年以下の自由刑】
その他	①外国の権力のための国家秘密の入手又は伝達のための活動 ②外国の権力又はその仲介者に対する①を行う用意があることの告知 (上記漏えい又は探知収集に該当する場合を除く) 【5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合をいう。)
根拠	刑法第94条、第96条(1)、第97条B、第98条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

秘密の内容	○政府の行政機関又はその命令により保護されている国家秘密
漏えい	・無権限者への提供又は公表によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の招来 (第94条が適用される場合を除く) 【6月以上5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によりドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・無権限者への提供又は公表によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の不注意な招来 【5年以下の自由刑又は罰金】 ・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しないものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰する場合 ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しない場合 ③当該行為が状況に照らし適切なものではない場合 【各条に規定する罰則】(再掲)
探知収集	・上記漏えいをするための入手 【6月以上5年以下の自由刑】
その他	
根拠	刑法第95条、第96条(2)、第97条(1)、第97条B

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

取扱注意

秘密の内容	①政府の行政機関又はその命令により保護されている国家秘密 ②公務上、職務権限又は行政機関により付与された権限により入手可能な国家秘密	○自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しない事項
漏えい		・外国権力又はその仲介者への教示によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の招来 【1年以上(特に重大なケースでは終身又は5年以上)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によりドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・軽率に無権限者に提供することによるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の不注意な招来 【3年以下の自由刑又は罰金】 ・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しないものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰するとき ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しないとき ③当該行為が状況に照らし適切なものではないとき 【各条に規定する罰則】(再掲)	
探知収集		・外国権力又はその仲介者への教示のための入手 【1年以上10年以下の自由刑】
その他		
根拠	刑法第97条(2)、第97条B	刑法第97条A

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

秘密の内容	○事実、物又は知識	
漏えい		
過失犯		
探知収集	①外国権力の情報機関に事実、物又は知識を伝達又は供給するためのドイツ連邦共和国に対する情報活動 ②外国権力の情報機関又はその仲介者に対する①を行う用意があることの告知 (第94条、第96条(1)と第94条の双方、第96条(1)、第97条A若しくは第97条B又は第96条に該当する場合を除く) 【5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑又は罰金】 (「特に重大なケース」とは、通常、政府の行政機関又はその命令により秘密が守られている事実、物又は知識の伝達又は供給であって、 ①犯人が、国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②犯人が、その行為によって、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)	
その他		
根拠	刑法第99条	

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(フランス)

取扱注意

秘密の内容	<p>○その利用若しくは漏えい又はその双方が国民の基本的利益を害する情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイル (「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の完全性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境及びその背景、国の科学力と経済力の重要な諸要素との調和並びに文化的遺産をいう。)</p>	<p>○国防上の秘密の性質を有する情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイル (「国防上の秘密の性質を有するもの」とは、その拡散を制限するために保護の対象となる国防に関係のある情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイルをいう。)</p>
漏えい	<p>・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人への引渡し 【15年の禁固刑及び22万5千ユーロの罰金】 ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人に引き渡す目的の活動 【10年の禁固刑及び15万ユーロの罰金】</p>	<p>・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者以外の者による公衆又は知る資格のない者への教示又はその企図 【5年の禁固刑及び7万5千ユーロの罰金】</p>
過失犯		<p>・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者による不用意又は不注意な破壊、横領、詐取若しくは複製又はこれらの教唆 【3年の禁固刑及び4万5千ユーロの罰金】</p>
探知収集	<p>・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人にアクセスを可能にすること 【15年の禁固刑及び22万5千ユーロの罰金】 ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人に引き渡す目的による収集又は結集 ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人のために取得する目的の活動 【10年の禁固刑及び15万ユーロの罰金】</p>	<p>・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者による公衆又は知る資格のない者への教示目的の破壊、横領、詐取若しくは複製、これらの教唆又は企図 【7年の禁固刑及び10万ユーロの罰金】 ・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者以外の者による占有若しくは方法の如何を問わない破壊、詐取若しくは複製又はこれらの企図 【5年の禁固刑及び7万5千ユーロの罰金】</p>
その他	<p>①フランスと欧州の1若しくは複数の国又は1の国際機関との間で結ばれ正式に承認され公開された秘密情報の保護に関する安全保障協定により秘密扱いとされた情報の交換 ②フランスと欧州連合の機関又は組織との間で交換され、欧州連合の官報により公開の対象となる安全保障規則によって秘密扱いとされる情報の交換 についても、上記各罰則は適用される</p>	
根拠	<p>刑法第411条第6項～第8項、第414条第9項</p>	<p>刑法第413条第10項～第12項、第414条第9項</p>

秘密保全法制の在り方に関する
基本的な考え方について
(案)

平成21年4月21日

秘密保全法制の在り方に関する検討チーム

~~作業グループ~~

はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化する必要があるが、情報機能の強化に当たっては、秘密の情報を適切に保護することがその前提となる。本検討チームは、このような認識の下、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を始めたものである。

我が国は、

- ① 外国情報機関等による情報収集活動に対し、実効力のある秘密保全制度を確立すること（別紙 1 参照）。
- ② 政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内における情報共有の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 2 参照）。
- ③ 安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 3 参照）。

といった必要性に迫られている現状にある。我が国が目指すべき秘密保全法制（以下「本法制」という。）は、これらの課題に応え、ひいては「我が国の国益を保護するとともに、国の安全を確保する」という目的に寄与するものでなければならない。そして、国及び国民の安全を預かる立場にある政府にとって、本法制の制定は、喫緊の課題であり、そのため、本法制の内容については、早期に実現可能性のある現実的なものとすることが重要である。本検討チーム作業グループは、このような観点から検討を重ね、以下のとおり取りまとめたものである。

第 1 秘密の範囲

1 秘密とすべき事項

秘密保全法制の在り方に関する
基本的な考え方について
(案)

平成21年4月21日

秘密保全法制の在り方に関する検討チーム

はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化する必要があるが、情報機能の強化に当たっては、秘密の情報を適切に保護することがその前提となる。本検討チームは、このような認識の下、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を始めたものである。

我が国は、

- ① 外国情報機関等による情報収集活動に対し、実効力のある秘密保全制度を確立すること（別紙 1 参照）。
- ② 政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内における情報共有の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 2 参照）。
- ③ 安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 3 参照）。

といった必要性に迫られている現状にある。我が国が目指すべき秘密保全法制（以下「本法制」という。）は、これらの課題に応え、ひいては「我が国の国益を保護するとともに、国の安全を確保する」という目的に寄与するものでなければならない。そして、国及び国民の安全を預かる立場にある政府にとって、本法制の制定は、喫緊の課題であり、そのため、本法制の内容については、早期に実現可能性のある現実的なものとするのが重要である。本検討チームは、このような観点から検討を重ね、以下のとおり取りまとめたものである。

第 1 秘密の範囲

1 秘密とすべき事項

(1) 秘匿することによって守るべき利益

[Redacted text block]

(2) 秘匿の必要性の程度

[Redacted text block]

(3) 事項の限定列举

[Redacted text block]

[Redacted text block]

2 秘密の作成又は取得の主体に関する範囲

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

第2 秘密の管理

1 秘密の指定

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block 1]

[Redacted text block 2]

[Redacted text block 3]

[Redacted text block 4]

[Redacted]

2 秘密の伝達

[Redacted]

[Redacted text block]

3 人的管理

(1) 適格性確認（セキュリティクリアランス）制度等

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[Redacted text block containing multiple lines of obscured content]

[Redacted text block]

(2) その他

[Redacted text block]

4 その他の保全措置

[Redacted text block]

[Redacted text block]

第3 罰則及び司法手続

1 禁止行為

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

2 法定刑

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[Redacted text block]

[Redacted]

3 司法手続

[Redacted]

[Redacted text block]

第 4 法形式

[Redacted text block]

[Redacted text block]

第5 基本的人権の尊重

[Redacted text block]

第6 その他

[Redacted text block]


最後に

以上、我が国における秘密保全法制について、その真にふさわしい在り方を検討してきたところであるが、先に取りまとめられた「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議）においても言及されているように、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するため、政府の情報機能の強化が求められている現状において、その前提となる情報保全の徹底を図ること、殊に、強い実効力を伴った秘密保全法制の整備については、今や現実の課題として着実にこれを推進していくべき段階にある。

本報告は、各論において更なる検討を要する課題もいくつか残してはいるが、今後は、本報告を踏まえ、秘密保全法制の整備に向けた更に具体的な取組を行っていくことが求められる。

外国情報機関等の情報収集活動による情報漏えい等について

1 近年においても、我が国においては、以下のとおり、外国情報機関等による情報収集活動が行われており、これにより情報が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が続いている状況にある。このような状況に対し、国等の重要な秘密の漏えいを防止するためには、実効力のある秘密保全法制の整備が必要である。

○ ボガチョンコフ事件

在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊内の秘密文書の写しと数十点の内部資料を提供していたもの（平成 12 年）。

○ シェルコノゴフ事件

在日ロシア通商代表部員が、現金 30 万円等の謝礼を対価に、会社社長（空自 O B）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの（平成 14 年）。

○ 国防協会事件

在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの（平成 15 年）。

○ 上海総領事館員自殺事件

中国公安当局関係者が、上海総領事館員に対し、領事関係に関するウィーン条約に反し、情報提供を要求、当該総領事館員が自殺したもの（平成 16 年）。

○ サベリエフ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた半導体関連企業社員が、約 100 万円の謝礼を対価に、半導体製品に関する高度科学技術情報、企業情報等の社外秘情報を同部員に交付したもの（平成 17 年）。

○ ペツケビチ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた光学機器関連企業社員が、軍事転用可能な社外秘光学機器を窃取し、これを同部員に交付したもの（平成 18 年）。

○ 内閣情報調査室職員に対する情報収集活動

在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に交付したもの(平成20年)。

- 2 1のほか、外国情報機関等の情報収集活動によらない場合であっても、以下のように、国等の重要な秘密が漏えいした事案や、漏えいが懸念される状況があり、このような状況も踏まえれば、実効力を持った秘密保立法制の必要性は一層高い。

<情報漏えいがあった事例>

○ イージス事案

海上自衛隊の3等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の3等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡し、更に他の自衛官に渡ったもの(平成19年)。

<情報漏えいが懸念される例>

- ファイル共有ソフトを利用している端末がウィルスに感染することにより、データが流出し、その内容がインターネット上で広く公開される事案が頻発しているところ、仮に、かかる端末に国の秘密であるデータが保存されていた場合には、これがウィルスに感染することにより、当該データファイルが流出し、広く公開されてしまうことが懸念される。
- 政府機関のインターネット端末に対して、ウィルスが添付された不審なメールが送りつけられる事案が頻発しているところであるが、その中には、ウィルスに感染すると、コンピュータ端末が乗っ取られ、端末内に保存されているファイルやデータ等の情報が窃取されてしまうおそれがあり、これにより端末内に保存されている国の秘密が窃取されることが懸念される。

政府部内における情報共有の促進を図るための秘密保全法制による
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、政府における情報機能の強化には、政府部内における情報共有の促進が不可欠であり、情報共有の促進を図るためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要である。

なお、情報保全の強化については、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、情報収集・共有、事案対処への取組等を実施しているほか、セキュリティクリアランス等を今後実施することとしているが、秘密保全法制を整備して秘密漏えい等に対する規制を強化することにより、秘密保全のための担保措置がより強化されるとともに、同基本方針に盛り込まれたような措置が秘密保全法制に規定されれば、より実効力が伴った措置をとることが可能となるなど、秘密保全のための一層強固な基盤の整備が図られる。

- 「対外情報機能強化に向けて」（平成 17 年9月対外情報機能強化に関する懇談会）

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

- 「国家の情報機能強化に関する提言」（平成 18 年6月自由民主党政務調査会 国家の情報機能強化に関する検討チーム）

4. 情報共有の促進・情報コミュニティの緊密化と秘密保持

(1) 政府全体での情報共有の仕組みをつくり、情報共有促進のためにも各省共通の情報の保全基準（クリアランス）の制定、情報衛星等の技術的な情報活動の強化、音声・電磁波の漏洩防止あるいはデータベースへの侵入防止対策等における最新ハイテク技術の活用を図る。

(2) 国家の秘密に接する全ての者に秘密保持を義務づける法体系（罰則規定を含む）の新設・整備等を行う。

(3) (略)

外国からの円滑な情報提供の促進を図るための秘密保全法制による
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、国の安全を守るためには、安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図る必要があるが、そのためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要である。

反面、我が国における情報保全の取組を十分であると評価しない国は、上記法的基盤が未整備のままである場合、我が国への情報提供に躊躇することとなる。

- 「対外情報機能強化に向けて」(平成 17 年 9 月対外情報機能強化に関する懇談会)

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

- 『「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書』(平成 16 年 10 月安全保障と防衛力に関する懇談会)

第2部 新たな安全保障戦略を実現するための政策課題

1 統合的安全保障戦略の実現に向けた体制整備

(2) 情報能力の強化

ウ 情報の保全体制の確立

共有した情報が外部に漏洩するようなことがあれば、情報の共有は困難となり、機微にふれる国際情報の持続的取得も妨げられるであろう。国を挙げて情報の集約・分析・活用を進めるには、情報の厳格な保全体制の確立が不可欠の前提となる。このため、安全保障・危機管理情報を扱う関係者に共通の厳格かつ明確な情報保全ルールを作り、実施することが不可欠である。その際、機密情報漏洩に関する罰則の強化も検討すべきである。

秘密保全法制の対象とすべき秘密に該当し得る
ものとして考えられる具体的な事項の例

[Redacted text block]

[Redacted text block]

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

別紙 5

秘密の内容	<p>○艦船、航空機、防衛施設、海軍工廠、海軍基地、潜水艦基地、燃料補給所、要塞、砲台、魚雷発射場、造船所、運河、鉄道、兵器庫、野営地、工場、鋸業場、電信・電話・無線・信号局、建築物、事務所、研究所又は調査基地等の国防に関連する場所であって、米国が所有し、建設し、若しくは建設中であり、米国、その官吏若しくは省庁が管理し、又は米国の排他的管轄区域内に所在するもの</p> <p>○艦船、航空機、兵器、弾薬等の戦時用の物資又は機器が米国のために製造、作成、修理、保管又は研究開発されている場所であって、米国、その省庁又は米国を代表する者との契約等の下にあるもの</p> <p>○陸海空軍が使用するものの作成、建造又は保管がなされ、その関連情報が国防を損ない得ると大統領が判断し、大統領が宣言により指定する禁止場所に関する情報</p>	<p>○国防に関するあらゆるものの略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置、文書、書面又は記録</p>
漏えい		
過失犯		
探知収集	<p>・米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にし得るとの意図又はそのように信じる立場による国防に関する情報の入手を目的とした上記場所への接近、立入り若しくは上空の飛行又はその他の方法による上記場所の情報の入手</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	<p>・米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にし得るとの意図又はそのように信じる立場による国防に関する情報の入手を目的とした複写、作成、製作若しくは入手又はこれらの企図</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(a)	合衆国法典第18編第37章第793条(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	<p>○国防に関するあらゆるものの文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置又は記録</p>	<p>①国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置又は記録</p> <p>②国防に関する情報であって、米国に不利をもたらし、又は外国を有利にし得るよう使用され得るものであると所有者が信じる立場になるもの</p>
漏えい		<p>①合法的な所有・利用・管理・受託をしている者による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無権限者への教授、引渡し、伝達若しくは伝達させること又はこれらの未遂 ・権限ある公務員又は被用者の要請に対する故意の保持又は不提出 <p>②無許可で所有・利用・管理をしている者による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無権限者への教授、引渡し、伝達若しくは伝達させること又はこれらの未遂 ・故意の保持又は権限ある公務員若しくは被用者への不提出 <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集	<p>・違法に入手、作成、製作等されるものと認識し、又は認識できる立場の者による国防に関する情報の入手を目的とした受領若しくは入手又はこれらの合意若しくは計画</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(c)	合衆国法典第18編第37章第793条(d)(e)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘密の内容	○国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置、記録又は情報	○国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、記録、機器、装置又は情報
漏えい		<p>・米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にし得るとの意図又はそのように信じる立場の者による外国政府、外国勢力若しくは外国軍又はそれらの代表者、公務員、代理人、職員、兵士若しくは市民に対する直接又は間接の教授、引渡し若しくは伝達又はこれらの未遂</p> <p>【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】</p> <p>死刑は、陪審員団又は陪審員団が設置されていない場合は裁判所が、</p> <p>①犯罪の結果、米国の諜報員の身分が外国に知れたためその命が奪われたものである</p> <p>②犯罪が、核兵器、軍事宇宙船・衛星、早期警戒システム等の大規模攻撃に対する防衛又は反撃の手段、戦争計画、通信諜報・暗号解読情報その他の主要兵器システム又は主要防衛戦略要素に直接関わるものであると認められた場合に限る。</p>
過失犯	<p>合法的な所有・利用・管理・受託をしている者による、重過失での保管場所からの不法な移動、他人への引渡し、紛失、盗用、窃取若しくは破壊又はこれらの事実があったことの報告懈怠</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	
探知収集		
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(f)	合衆国法典第18編第37章第794条(a)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	<p>①軍隊、艦船、航空機又は軍需物資の移動、数量、内容、状態又は性質</p> <p>②軍事作戦又は軍事行動の計画若しくは実施又はそれらの案</p> <p>③防衛力強化に向け、又は関連して行われる作業又は措置に関連するなど、敵側の役に立ち得る国防に関する情報</p>	極めて重要な軍事施設又は設備であって、国防上の必要からその情報を保護すべきものとして大統領が指定したもの
漏えい	<p>・戦時において、敵に伝達される意図を有し、又は伝達されると信じる立場による公表又は伝達</p> <p>【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】</p>	
過失犯		
探知収集	<p>・戦時において、敵に伝達される意図を有し、又は伝達されると信じる立場による収集若しくは記録又は入手の試み</p> <p>【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】</p>	
その他		<p>・司令官等の許可及び検閲等を受けない写真、略図、画像、図面、地図又は図表の作成</p> <p>・写真、略図、画像、図面、地図又は図表を作成する目的による航空機又は飛行装置の使用又はこれらを使用させたこと</p> <p>・大統領による指定の30日経過以降における軍当局の検閲済表示のない写真、略図、画像、図面、地図又は図表の無許可による複製、公表、販売又は寄贈</p> <p>【罰金若しくは1年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
根拠	合衆国法典第18編第37章第794条(b)	合衆国法典第18編第37章第795条～第797条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘密の内容	<p>①米国又は外国政府の、 ・コード、暗号又は暗号解読装置の性格、作成又は仕様 ・暗号解読用又は通信諜報用の装置、器具又は器械の設計、建造、仕様、保守又は修理 ・通信諜報活動に関する秘密</p> <p>②外国政府の通信活動から通信諜報手段により入手された秘密 (「秘密」とは、米国政府機関が、国家安全保障を理由に、その普及や流通の制限又は禁止をするよう特に指定した情報をいう。)</p>	<p>①防衛上又は外交上の理由から権限なき開示に対して保護すべきものとして大統領命令又は制定法に従い米国政府によって指定された情報</p> <p>②原子力エネルギー法第11条第y項に規定する情報 (②の情報とは、核兵器の設計、製造若しくは使用、特別な核物質の生産又はエネルギー生産における特別な核物質の利用に関するあらゆるデータのうち、原子力委員会によって秘密指定が解除されていないものをいう。)</p>
漏えい	<p>・米国の安全と利益を損い、又は米国に害をもたらす外国政府の利益となる目的での無権限者への教授、提供、伝達等により使用に供したこと</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	<p>・米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にし得ると信じる立場の者の故意のコンピュータへの権限のない又は権限の範囲を超えたアクセスによる無権限者への故意の通信、配信若しくは伝達若しくは故意にこれらがなされるようにすること若しくはこれらの試み又は故意の保持による受領権限を有する米国の公務員又は被用者への不提出</p> <p>【罰金若しくは10年(再犯の場合は20年)以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	合衆国法典第18編第37章第798条	合衆国法典第18編第47章第1030条(a)(1)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	<p>○職務、地位又は契約により所持するに至った米国の秘密情報を含む文書又は資料 (「米国の秘密情報」とは、国防上の観点から、権限のない開示から保護するために、政府によって作成され、支配され、又は保持されている防衛又は外交に関する情報であって、法又は大統領命令に基づき指定されたものをいう。)</p>	<p>○原子力委員会によって指定された秘密情報を含む文書、書面、スケッチ、写真、計画、モデル、道具、器具、機器、ノート又は情報</p>
漏えい	<p>米国の公務員、被用者、契約下にある者又はコンサルタントによる権限のなく無許可の場所に置く目的での故意の持出し(議会への提供のために行うものを除く)</p> <p>【罰金若しくは1年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	<p>・合法又は非合法で所持、アクセス、管理、又は受託をしている者による米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にする意図での伝達、送信若しくは開示又はこれらの試み若しくは企図</p> <p>【不定期の自由刑若しくは10万ドル以下の罰金又はこれらの併科】</p> <p>・上記の者の上記の行為につき、米国に不利益をもたらし、又は外国を有利にする立場にある場合</p> <p>【10年以下の自由刑もしくは5万ドル以下の罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	合衆国法典第18編第93章第1924条	合衆国法典第42編第23章第2274条(a)(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘密の内容	○秘密エージェントを特定するあらゆる情報	○米国の安全保障に影響を与えるものとして、大統領又は大統領の承認を得た行政機関の長又は企業の長によって秘密指定された情報
漏えい	<p>・秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限があり、又はあった者による当該情報が秘密エージェントを特定するものであること及び当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知っての無権限者への故意の開示</p> <p>【10年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・秘密情報にアクセスする権限がある者による当該情報が秘密エージェントを特定するものであること及び当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知り、並びに当該アクセス権限により秘密エージェントの正体を知っての無権限者への故意の開示</p> <p>【5年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・当該情報が秘密エージェントを特定するものであること及び当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知りつつ、秘密エージェントを特定し暴露するための活動において当該活動が米国の対外情報活動を害し、又は妨害するものであると信じる立場にあり、かつ、秘密エージェントの正体を知った者による無権限者への故意の開示</p> <p>【3年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・政府若しくは行政機関の公務員若しくは被用者又は政府がすべて若しくはほとんどを所有している企業の職員若しくは被用者であって、大統領又は行政機関若しくは企業の長による特別な権限が付与されておらず、当該情報が秘密指定されたものであるということを知り、又は知る立場にあり、相手の正体を知り、又は知る立場にある者による外国政府のエージェント又は代表者への何らかの手段又は方法による伝達</p> <p>【1万ドル以下の罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科及び事務所を所有する資格又は米国の憲法若しくは法令に基づく名誉、利益若しくは信用を有する立場の剥奪】</p>
過失犯		
探知収集		<p>・外国政府のエージェント又は代表者による当該情報を保管管理する行政機関又は企業の長による特別な伝達権限のない米国若しくは行政機関の公務員若しくは被用者又は米国がすべて若しくはほとんどを所有している企業の職員若しくは被用者からの直接又は間接の入手若しくは受領又はこれらの試み</p> <p>【1万ドル以下の罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科及び事務所を所有する資格又は米国の憲法若しくは法令に基づく名誉、利益若しくは信用を有する立場の剥奪】</p>
その他		
根拠	合衆国法典第50編第15章第421条(a)~(c)	合衆国法典第50編第23章第783条(a)(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	○公式の外交コード又は当該コードのために用意され、若しくは用意されたものであるとされている事項	①公式の外交コード又は当該コードのために用意され、若しくは用意されたものであるとされている事項 ②外国政府と米国の外交部局との通信過程において得られた事項
漏えい		<p>・政府の被用者による許可又は正当な権限のない故意の公表又は他者への提供</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集	<p>政府の被用者の地位に基づく入手、保管又はアクセス</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	
その他		
根拠	合衆国法典第18編第45章第952条	合衆国法典第18編第45章第952条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	<p>○禁止区域</p> <p>①国が所有する、防衛施設、兵器保管所、工場、基地、ドック、駐屯地、艦船、電信若しくは信号の基地又は庁舎及び国が所有する、艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材若しくはこれらに関連する計画書若しくは書類の建設、改修、製造若しくは保管をする他の場所</p> <p>②国が所有しないが、艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材若しくはこれらに関連する計画書若しくは書類が、契約に基づき作成、改修、取得、若しくは保管されている場所</p> <p>③国が所有する場所であって、その情報が重要なものであり、又は損害が与えられた場合には敵に有利なるものとして、内務大臣の命令により随時禁止区域として公表された場所</p> <p>④国が所有する、線路、道路、水路その他の水陸の移動手段(これらの一部又はこれらと接続されている建造物又は構造を含む)、ガス、水道、電力施設その他の公共施設のために使用される場所又は艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材その他これらに関連する計画書若しくは文書が作成、改修若しくは保管されている場所であって、その情報が重要なものであり、又は破壊、妨害若しくは干渉された場合には敵に有利なるものとして、内務大臣の命令により随時禁止区域として公表された場所</p>
漏えい	<p>・国の治安又は権益を脅かす目的による直接又は間接に敵に有用となるものであり、又は有用となることを意図した見取図、平面図、模型、記事、メモその他の書類又は情報の第三者への伝達</p> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p>
過失犯	
探知収集	<p>・国の治安又は権益を脅かす目的による接近、侵入又は付近での居住</p> <p>・国の治安又は権益を脅かす目的による直接又は間接に敵に有用な又は有用となることを意図した見取図、平面図、模型又は概略図の作成</p> <p>・国の治安又は権益を脅かす目的による直接又は間接に敵に有用な又は有用となることを意図した見取図、平面図、模型、記事、メモその他の書類又は情報の取得</p> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p>
その他	
根拠	1911年公務秘密法第1条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	<p>○防諜若しくはインテリジェンスの機関の構成員としての地位に基づき、又は本規定が適用される者である旨の通知が有効な間に職務を通じて保有しており、又は保有していた防諜又はインテリジェンスに関する情報、文書その他の物</p>	<p>○防諜又はインテリジェンスの機関の構成員としての地位以外の地位に基づき保有しており、又は保有していた防諜又はインテリジェンスに関する情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・防諜若しくはインテリジェンスの機関の構成員であり、若しくはあった者又は本規定が適用される旨の通知を受けており、若しくは受けた者による適法な権限のない開示</p> <p>(「通知」は、対象者の業務が防諜又はインテリジェンスに関するものあって、国家安全保障の利害の観点から本規定の対象とすべきと大臣が判断する場合に、大臣の書面により行われる。)</p> <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない害を及ぼす開示</p> <p>(「害を及ぼす開示」とは、</p> <p>①防諜若しくはインテリジェンスの業務又はこれらの一部に害を与えるもの</p> <p>②権限のない開示がなされた場合には①の害が生じるおそれがあるもの又は①の害と同様の事態が生じるおそれがある種別又は内容の情報に係るものをいう。)</p> <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第1条(1)	1989年公務秘密法第1条(3)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた防衛に関する情報、文書その他の物 (「防衛」とは、 ①国軍の規模、形態、組織、後方支援、部隊編成、戦略的配置、作戦行動、戦闘能力及び訓練 ②国軍の武器、備品その他の装備、これらの装備の発明、開発、生産及び操作並びにこれらの装備に関する調査研究 ③防衛に関する政策及び戦略並びに軍事に関する計画及びインテリジェンス ④戦時に不可欠となる支給及び供給を維持するための計画及び方策をいう。)</p>	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた国際関係に関する情報、文書その他の物又は英国以外の国若しくは国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない害を及ぼす開示 (「害を及ぼす開示」とは、 ①軍の任務を遂行するための軍事力又はその一部に害を及ぼし、軍の構成員の生命を失い、若しくは身体に危険を及ぼし、又は軍の施設又は装備に重大な損害を及ぼすもの ②①のほか、海外における英国の国益を損ね、かかる国益の増進若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英国国民の安全に害を及ぼすもの ③権限のない開示がなされた場合には①又は②のような影響が生じるおそれがあるものをいう。) 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない害を及ぼす開示 (「害を及ぼす開示」とは、 ①海外における英国の国益を損ね、かかる国益の増進若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英国国民の安全に害を及ぼすもの ②権限のない開示がなされた場合には①の影響が生じるおそれがあるものをいう。) 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第2条(1)	1989年公務秘密法第3条(1)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた ①犯罪行為を生ぜしめるもの ②脱獄又は法に基づき拘束されている者の拘束の害となるその他の行為を容易にするもの ③犯罪の予防若しくは発覚又は容疑者の逮捕若しくは訴追の妨げとなるもの ④権限なき開示により①～③の影響が生ずるおそれがあるものに関する情報、文書その他の物</p>	<p>○公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた ①1985年通信傍受法第2条に基づく令状により、若しくは2000年調査権限規制法第5条に基づく通信傍受令状により行われる通信傍受により得られる情報、通信傍受により情報を入手することに関する情報又はかかる通信傍受のために使用され、通信傍受に使用するために保管され、若しくは通信傍受により得られた文書その他の物 ②1989年保安部法第3条若しくは1994年情報機関法第5条に基づく令状によって授權された行為若しくは同法第7条に基づく権限により得られる情報、かかる行為により情報を入手することに関する情報又はかかる行為のために使用され、かかる行為に使用するために保管され、若しくはかかる行為によって得られた情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない開示 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と契約関係にある者又はこれらであった者による適法な権限のない開示 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第4条(1)(2)	1989年公務秘密法第4条(3)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	○1989年公務秘密法第4条までの規定により保護対象となっている情報、文書その他の物	○1911年公務秘密法第1条違反により保有するに至った情報、文書その他の物
漏えい	<p>・1989年公務秘密法第4条までの規定による保護対象であること及び次のいずれかに該当することにより保有するに至ったものであることを知り又は知っていたと信ずるに足る合理的理由がある場合における次のいずれかにより保有するに至った者による適法な権限のない開示</p> <p>①公務員又は政府と契約関係にある者による適法な権限のない開示 ②秘匿性の確保を条件とし、又は秘匿性の確保が合理的に期待できるものとしてなされた公務員又は政府と契約関係にある者による委託 ③②の委託を受けた者による適法な権限のない開示</p> <p>・ただし、防諜、インテリジェンス、防衛、国際関係に関する情報、文書その他の物又は英国以外の国若しくは国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物については、次のいずれかの場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・害を及ぼす開示でない場合 ・害を及ぼす開示であることを知らず、又は知っていたと信ずるに足る合理的根拠がない場合 ・①のうち政府と契約関係にある者によるもの又は③の開示が英国民以外により又は英国領以外で行われる場合 <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・1911年公務秘密法第1条違反により保有するに至ったことを知り、又は知っていると信ずるに足る合理的理由がある場合における適法な権限のない開示</p> <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第5条(1)～(5)	1989年公務秘密法第5条(6)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	○秘匿性の確保を条件として伝達され、又は秘匿性の確保が合理的に期待できる状況において秘匿性を確保したまま伝達された情報、文書又は物件であって、防諜、インテリジェンス、防衛若しくは国際関係に関するもの又は英国により若しくは英国のために秘匿性を確保したまま外国若しくは国際機関に伝達されたもの	○秘匿性の確保を条件とし、又は秘匿性の確保が合理的に期待できる状況において秘匿性を確保したまま伝達された情報、文書又は物件であって、1989年公務秘密法第5条までの規定によってはその適法な権限のない開示が違法とはならないもの
漏えい	<p>・外国又は国際機関若しくはその加盟国による権限のない開示により保有するに至った者による適法な権限のない害を及ぼす開示 (・当該情報等の内容及びその保有がこの規定に定めるものに該当し、並びにその開示が害を及ぼすものであることを知り、又は知っていたと信ずるに足る合理的根拠がある場合に限る</p> <p>・ただし、保有する情報等が、次のいずれかに該当する場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適法な権限により開示されたもの ・外国又は国際機関若しくはその加盟国の認めるところにより既に公開されているもの <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・情報等を保有するに至った者による適法な権限のない害を及ぼす開示 (・当該情報等の内容及びその保有がこの規定に定めるものに該当し、並びにその開示が害を及ぼすものであることを知り、又は知っていたと信ずるに足る合理的根拠がある場合に限る</p> <p>・ただし、保有する情報等が、次のいずれかに該当する場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適法な権限により開示されたもの ・外国又は国際機関若しくはその加盟国の認めるところにより既に公開されているもの <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第6条(1)(a)、(2)～(5)	1989年公務秘密法第6条(1)(b)、(2)～(5)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	○1989年公務秘密法第7条までの規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物であって、公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有し、又は管理していたもの	○1989年公務秘密法第5条の規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物であって、保有され、又は管理されているもの
漏えい		
過失犯	・公務員(第1条第1項の通知を受けた者を含む)又は政府と契約関係にある者による権限なき開示を防止するための注意義務違反又は当該者に合理的に期待される注意義務違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・秘匿性の確保を条件とし、又は秘匿性の確保が公務員若しくは政府と契約関係にある者により合理的に期待できる状況において公務員又は政府と契約関係にある者から保有するに至った者の権限なき開示を防止するための注意義務違反又は開示をした者に合理的に期待される注意義務違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
探知収集		
その他	・公務員(第1条第1項の通知を受けた者を含む)によるその職務上の義務に反した文書又は物件の保持 (職務上の義務に従っていると信じ、それを否定する合理的根拠がない場合を除く) ・政府と契約関係にある者による文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示に対する違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示に対する違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	1989年公務秘密法第8条(1)～(3)	1989年公務秘密法第8条(4)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	○1989年公務秘密法第6条の規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物であって、保有され、又は管理されているもの	○防諜、インテリジェンス、防衛、国際関係若しくは英国以外の国若しくは国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物又は1989年公務秘密法第4条の対象となる情報、文書その他の物
漏えい		・1989年公務秘密法第7条までの規定によりその権限のない開示が違法となる情報、文書その他の物への権限のないアクセスのために使用されることが合理的に予想される状況における次の場合の開示 ①開示をした者が公務員又は政府と契約関係にある者としての地位により保有し、又は保有していた場合 ②開示をした者が公務員又は政府と契約関係にある者としての地位により保有していることを知り又は知っていたと信ずるに足る合理的理由がある場合 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
過失犯		
探知収集		
その他	・文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示に対する違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	
根拠	1989年公務秘密法第8条(5)	1989年公務秘密法第8条(6)～(8)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

取扱注意

秘密の内容	○国家秘密 (「国家秘密」とは、ドイツ連邦共和国の対外的安全に重大な不利益となる危険を回避するために限られた範囲の者しか取り扱うことができず、外国の権力に対して秘密を保持しなければならない事実、物又は知識をいう。自由民主主義の基本秩序に違反する事実及び相手国に対して秘密とすべきであっても国家間の軍備削減約束に違反する事実は、国家秘密ではない。)
漏えい	①外国権力若しくはその仲介者への教示 ②ドイツ連邦共和国を不利にし、又は外国権力を支援するための無権限者への提供又は公表によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の招来 【1年以上(特に重大なケースでは終身又は5年以上)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によりドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しないものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰するとき ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しないとき ③当該行為が状況に照らし適切なものではないとき 【各条に規定する罰則】
探知収集	・上記漏えいをするための入手 【1年以上10年以下の自由刑】
その他	①外国の権力のための国家秘密の入手又は伝達のための活動 ②外国の権力又はその仲介者に対する①を行う用意があることの告知 (上記漏えい又は探知収集に該当する場合を除く) 【5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合をいう。)
根拠	刑法第94条、第96条(1)、第97条B、第98条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

秘密の内容	○政府の行政機関又はその命令により保護されている国家秘密
漏えい	・無権限者への提供又は公表によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の招来 (第94条が適用される場合を除く) 【6月以上5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によりドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・無権限者への提供又は公表によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の不注意な招来 【5年以下の自由刑又は罰金】 ・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しないものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰する場合 ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しない場合 ③当該行為が状況に照らし適切なものではない場合 【各条に規定する罰則】(再掲)
探知収集	・上記漏えいをするための入手 【6月以上5年以下の自由刑】
その他	
根拠	刑法第95条、第96条(2)、第97条(1)、第97条B

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

取扱注意

秘密の内容	①政府の行政機関又はその命令により保護されている国家秘密 ②公務上、職務権限又は行政機関により付与された権限により入手可能な国家秘密	○自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しない事項
漏えい		・外国権力又はその仲介者への教示によるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の招来 【1年以上(特に重大なケースでは終身又は5年以上)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によりドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・軽率に無権限者に提供することによるドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険の不注意な招来 【3年以下の自由刑又は罰金】 ・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているものの国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しないものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰するとき ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しないとき ③当該行為が状況に照らし適切なものではないとき 【各条に規定する罰則】(再掲)	
探知収集		・外国権力又はその仲介者への教示のための入手 【1年以上10年以下の自由刑】
その他		
根拠	刑法第97条(2)、第97条B	刑法第97条A

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

秘密の内容	○事実、物又は知識	
漏えい		
過失犯		
探知収集	①外国権力の情報機関に事実、物又は知識を伝達又は供給するためのドイツ連邦共和国に対する情報活動 ②外国権力の情報機関又はその仲介者に対する①を行う用意があることの告知 (第94条、第96条(1)と第94条の双方、第96条(1)、第97条A若しくは第97条B又は第96条に該当する場合を除く) 【5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑又は罰金】 (「特に重大なケース」とは、通常、政府の行政機関又はその命令により秘密が守られている事実、物又は知識の伝達又は供給であって、 ①犯人が、国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②犯人が、その行為によって、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)	
その他		
根拠	刑法第99条	

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(フランス)

取扱注意

秘密の内容	<p>○その利用若しくは漏えい又はその双方が国民の基本的利益を害する情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイル (「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の完全性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境及びその背景、国の科学力と経済力の重要な諸要素との調和並びに文化的遺産をいう。)</p>	<p>○国防上の秘密の性質を有する情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイル (「国防上の秘密の性質を有するもの」とは、その拡散を制限するために保護の対象となる国防に関係のある情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイルをいう。)</p>
漏えい	<p>・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人への引渡し 【15年の禁固刑及び22万5千ユーロの罰金】 ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人に引き渡す目的の活動 【10年の禁固刑及び15万ユーロの罰金】</p>	<p>・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者以外の者による公衆又は知る資格のない者への教示又はその企図 【5年の禁固刑及び7万5千ユーロの罰金】</p>
過失犯		<p>・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者による不用意又は不注意な破壊、損傷、詐取若しくは複製又はこれらの教唆 【3年の禁固刑及び4万5千ユーロの罰金】</p>
探知収集	<p>・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人にアクセスを可能にすること 【15年の禁固刑及び22万5千ユーロの罰金】 ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人に引き渡す目的による収集又は結集 ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人のために取得する目的の活動 【10年の禁固刑及び15万ユーロの罰金】</p>	<p>・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者による公衆又は知る資格のない者への教示目的の破壊、損傷、詐取若しくは複製、これらの教唆又は企図 【7年の禁固刑及び10万ユーロの罰金】 ・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者以外の者による占有若しくは方法の如何を問わない破壊、詐取若しくは複製又はこれらの企図 【5年の禁固刑及び7万5千ユーロの罰金】</p>
その他	<p>①フランスと欧州の1若しくは複数の国又は1の国際機関との間で結ばれ正式に承認され公開された秘密情報の保護に関する安全保障協定により秘密扱いとされた情報の交換 ②フランスと欧州連合の機関又は組織との間で交換され、欧州連合の官報により公開の対象となる安全保障規則によって秘密扱いとされる情報の交換 についても、上記各罰則は適用される</p>	
根拠	<p>刑法第411条第6項～第8項、第414条第9項</p>	<p>刑法第413条第10項～第12項、第414条第9項</p>

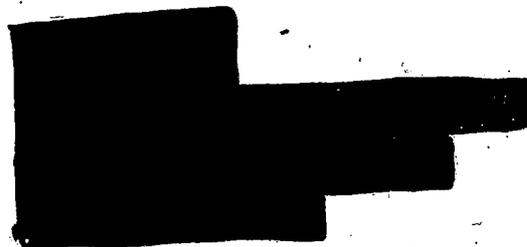
行政文書の開示の実施方法等申出書

内閣情報官
植松 信一 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号



行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

* 日付 平成23年1月20日
文書番号 閣情 第4号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

「ステレオ視覚用CD-Rに複写したものを交付」以下同じ

* 行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合議事録	A4 29枚 (内訳) 白黒18 カラー11	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 複写 (白黒)	①全部 ②一部 ()
		3 複写 (白黒+カラー)	①全部 ②一部 ()
第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合議事録	A4 53枚 (内訳) 白黒40 カラー13	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 複写 (CD-R) (白黒)	①全部 ②一部 ()
		3 複写 (白黒+カラー)	①全部 ②一部 ()
第3回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合議事録	A4 127枚 (内訳) 白黒102 カラー25	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 複写 (CD-R) (白黒)	①全部 ②一部 ()
		3 複写 (白黒+カラー)	①全部 ②一部 ()

第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ 議事録	A 4 21枚 (内訳) 白黒20 カラー1	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 複写(CD-R) (白黒)	①全部 ②一部 ()
		3 複写(白黒 +カラー)	①全部 ②一部 ()
第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ 議事録	A 4 38枚 (内訳) 白黒32 カラー6	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 複写(CD-R) (白黒)	①全部 ②一部 ()
		3 複写(白黒 +カラー)	①全部 ②一部 ()
第3回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ 議事録	A 4 30枚 (内訳) 白黒30	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 複写(CD-R) (白黒)	①全部 ②一部 ()
		3 複写(白黒 +カラー)	①全部 ②一部 ()
第4回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ 議事録	A 4 8枚 (内訳) 白黒8	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 複写(CD-R) (白黒)	①全部 ②一部 ()
		3 複写(白黒 +カラー)	①全部 ②一部 ()
第5回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ 議事録	A 4 123枚 (内訳) 白黒101 カラー22	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 複写(CD-R) (白黒)	①全部 ②一部 ()
		3 複写(白黒 +カラー)	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無 有 無 : 同封する郵便切手の額 ¹⁴⁰ 500円

<p>開示実施手数料</p> <p><u>4,090</u> 円</p>	     
--------------------------------------	---